

刑事訴訟法

刑事訴訟法

第一編 總則

〔第一條〕

○被告人ハ公訴ノ主體ナリ

〔第二條〕

○被上告人ニ於テ破産者ニ對シ商品代金ノ支拂ヲ求ムルニハ商法第九百七十八條以下(主トシテ千二十三條以下ヲ指スニ似タリ)ノ規定ニ依ルヘキモノニテ破産宣告後ニ至リ刑事裁判所ニ於テ私訴ノ申立ヲ爲スコトヲ得ヘキモノニ非ス然ルニ原院カ此申立ヲ採用シタルハ不法ナリト論告スレトモ原院ハ商品代金ナル事實ヲ認メタルハ勿論ナリト雖モ其代金ノ義務ヲ負擔シタル行爲カ詐欺破産ノ罪ナルヲ以テ其行爲ニ基キ被害者ニ生シタル代金請求權ハ即チ犯罪ニ因リテ生シタル損害賠償ノ請求權ナリト認メタルモノナリ

○法人ニ非サル集合體ト雖モ總會ノ決議ニヨリ訴訟委任ヲ爲スノ能力ヲ有ス

元

三

三七

二七

四三

元

二

四

○刑事訴訟法第二條ニ所謂贓物ノ返還トハ單ニ犯罪行為ニ依リ奪取セラレタル物品ノ取戻ノミヲ指スニ非スシテ廣ク犯罪行為ニ因リ侵害セラレタル物權ノ回復ヲモ意味スルモノトス

(同三三)

刑事訴訟法第二條ニ所謂贓物ノ返還トハ犯罪行為ニ基ケル物件自體ノ回復ヲ意味スルノミナラス犯罪行為ノ結果トシテ侵害セラレタル物權原狀ノ回復ヲモ包含ス

○他人ノ保管内ニアル物件ヲ奪取シタル場合ト雖モ其所有主ハ常ニ被害者ニシテ保管者ハ其責務ノ關係ニ由リ被害者ノ位地ニ立ツコトアリ
○寺院ハ其住職ニ依テ代表セラルヘキモノニシテ信徒總代ハ之ヲ代表シテ訴訟ヲ爲スノ資格ナシ

○本件被告事件タル犯罪ノ原因トシタル民事ノ訴ヲ爲シタル者ニ非サレハ民事原告人ニ非ス

○他人ノ地所ヲ冒認シテ抵當ニ差入レタル場合ニ於テ眞ノ所有者ヨリ提起スル抵當登記取消ノ訴ハ損害賠償ノ一部ニシテ贓物ノ還給ニ非ス
(反對)

被害者カ第三者ニ對シ抵當登記ノ取消ヲ請求スルハ加害者ノ犯罪行為ニ因リ他ニ移轉シタル地所ノ抵當權ヲ取戻スニ外ナラサレハ刑事訴訟法第二條ノ所謂犯罪ニ因リ生シタル贓物ノ返還ヲ請求スルモノト看做ササルヘカラス

二七	三九	三六	三二	二九	二六	二六
四九	七	七	五	三	一八	三

私訴上告人カ登記取消ノ請求ハ贓物ノ還給損害ノ賠償ニ非サルヲ以テ私訴トシテ爲シ得ヘキモノニ非サルニ原院力之ヲ認可シタルハ違法ナリト論告スレトモ凡ソ犯罪ニ因リ失フタル不動産ノ回復即チ其返還ヲ求メントスルニハ登記取消ノ請求ヲ爲スニ非サレハ得ヘカラス故ニ冒認販賣セラレタル地所ノ回復ヲ謀ルカ爲メ公訴ニ附帶シ登記取消ノ私訴ヲ提起シタルハ不法ニ非ス隨テ原院力之ヲ認可シタルハ至當ナリ

犯罪行為ニ因リ登記ヲ得タル地所ニ對シ其取消ヲ請求スルハ刑事訴訟法第二條ニ所謂犯罪ニ因リ生シタル贓物ノ返還ヲ請求スルト同一ナリトス

犯罪ニ基因スル登記取消ノ請求ハ刑事訴訟法第二條ニ所謂贓物ノ返還ヲ目的トスルモノタルニ外ナラス從テ私訴トシテ提起スルコトヲ得

登記取消ハ不動産ヲ回復スルヲ目的トスルモノニシテ贓物返還ノ一方法ナリ
登記ノ取消ハ贓物返還ノ一方法ナリ

登記取消ノ請求ハ無効ノ抵當物件ヲ返還スル救済方法ナリ

○私訴權ハ被告人ノ死亡ニ因リテ消滅スルモノニ非ス從テ被害者ハ被告人ノ死亡シタル場合ニ於テハ其相續人ニ係リ之ヲ行フコトヲ得

○私訴承繼ノ手續ハ刑事訴訟法ニ規定ナシト雖モ相當ノ手續ヲ以テ之ヲ承繼セシムルコトヲ得

○犯罪行為ニ因リ侵奪セラレタル地所ノ轉得者ヲ以テ犯罪ニ起因スル損害ノ回復ヲ求ムル私訴ノ對手人ト爲スコトヲ得

○刑法附則中贓物轉轉シテ他人ノ手ニ在ルトキハ被害者ノ請求ニ依リ之

二七	二八	二九	三〇	三一	三二	三三	三四
四〇	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三
四〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇

○ 還付ストノ法則(第五十四條)ノ削除ハ刑事訴訟法中私訴ハ犯罪ニ因リテ生シタル損害ノ賠償贖物ノ返還ヲ目的トスルモノニシテ民法ニ從ヒ被害者ニ屬ス(第二條)トノ法則ニ影響ヲ及ホスヘキモノニ非ス

○ 裁判所カ保管スル物件ヲ竊取セラレタルトキハ裁判所ハ損害ノ賠償ヲ請求スルヲ當然トス而シテ此場合ニ於テ檢事ハ民事原告人トナルヘキモノトス

○ 後見人カ就職中親族會員ノ同意書ヲ偽造シ被後見人所有ノ不動産上ニ抵當權ヲ設定シタリトノ被告事件ニ附帶シ被後見人ヨリ抵當權者ニ對シ其登記取消ヲ請求スルハ即チ犯罪ニ因リテ生シタル損害賠償ノ請求ニ外ナラス

○ 被害者カ犯罪證明ノ爲メ警察署又ハ檢事局ノ呼出ニ應シ出頭シタル旅費日當ハ犯罪ヨリ生スル損害救済ノ爲メニ請求スルモノナルトキハ即チ犯罪行爲ニ基因シタル直接ノ損害ナリトス從テ私訴トシテ其損害ノ賠償ヲ要求スルコトヲ得

○ 賣買契約不履行ノ場合ニ於ケル損害賠償額ヲ豫定シテ特約ヲ爲シタルニ犯罪ニ依リ其賣買カ履行セラレサルヲ以テ此特約ニ基キ請求ヲ爲スハ犯罪ニ依リ生シタル損害ノ賠償ヲ求ムルモノニ外ナラス從テ私訴ノ

三五	三四	三四	三四
九	九	九	三
七	七	七	五

範圍ヲ脱シタルモノニ非ス

○ 父ノ殺害セラレタルニ依リ非常ノ悲哀ヲ感シ其害ヲ蒙ルコトハ普通權利ノ侵害ニ比シ決シテ劣ル所ナキモノトス故ニ其悲哀ヲ慰藉スル爲メ加害者カ相當ノ賠償ヲ爲スヘキハ當然ニシテ民法第七百十一條ノ規定モ亦此場合ニ該當ス從テ被害者ノ子カ私訴トシテ該慰藉料ヲ請求スルハ相當ナリトス

○ 甲乙二人共謀ノ上丙銀行ヨリ甲ニ委託セラレタル金圓ヲ騙取シタル場合ニ丙銀行ニ對シ甲ノ行爲ニ依リ生スル損害ヲ賠償スヘキ契約ヲ爲シタル丁カ其損害ヲ賠償シタルトキハ丁ハ銀行ニ代位シ銀行ノ有シタル訴權ヲ行使スルコトヲ得從テ丁カ乙ニ對シ犯罪ニ因リテ生シタル損害ナリトシ私訴トシテ其賠償ヲ請求スルハ相當ナリ

○ 刑法上被害者ト稱スヘキ者ハ犯罪ニ因リ私法上ノ權利ヲ侵害セラレ其賠償ノ請求ヲ爲シ得ヘキ地位ニ立ツモノヲ云フ而シテ證人カ偽證ヲ爲シタル場合ニ在テハ國家ノ公益ヲ害シタルニ過キサルヲ以テ其裁判所ヲ構成セル判事其人ノ私法上ノ權利ヲ侵害シタルモノト云フヲ得ス

○ 竊取シタル公債證書ナルコトヲ知リナカラ金策周旋ノ爲メ之ヲ受取リ終ニ其所在ヲ失シタル者ニ對シテハ被害者ハ其筋ニ對シ代證券ノ交付

三五	三五	三五	三五
二	二	二	二
二七	二八	二八	二七

ヲ請求スルノ手續ヲ爲サシテ直ニ損害賠償ノ私訴ヲ提起スルコトヲ得

○冒認販賣ノ目的物タリシ家屋ト雖モ買受人ニ於テ之ヲ取崩シ他ニ運搬シ其形態ヲ存セサルニ至リタルトキハ縱令該建物ノ木材ヲ原料トシテ他ニ同一建坪ノ家屋ヲ建設スルモ其家屋ハ冒認販賣セラレタル家屋ト同一物ナリト云フヲ得ス從テ之ヲ取毀テ返還セシメントスル私訴ノ請求ハ不當ナリトス

○株券ヲ騙取セラレタル場合ニ於テ騙取セラレタル者カ所有權移轉ノ意思表示ヲ爲シタルニ非サルトキハ取消ノ意思ヲ表示スルノ必要ナシ從テ直ニ其株券ノ返還ヲ請求スルコトヲ得

○贓物ノ返還ハ損害ノ賠償中最モ適實ナル方法ナリトス從テ犯罪ニ因テ損害ヲ加ヘタル者ハ現存ノ贓物ヲ提供シテ其賠償義務ノ全部若クハ一部ヲ免レ得ヘキモ被害者ニ於テ贓物ノ返還ヲ求メサルヲ理由トシテ損害賠償ノ請求ヲ拒ミ得ヘキモノニ非ス

○被害ノ當時ニ在テハ記名ノ公債證書ナリシト雖モ其後相當ノ手續ヲ經テ政府ニ納入シ更ニ無記名公債證書ノ下付ヲ受ケタルトキハ債權ハ其性質ヲ變シテ動産トナリタルモノトス從テ被害者ハ贓物返還トシテ之

三六

九六三

三六

二〇七

三六

二七三

三六

一五七

カ請求ヲ爲スコトヲ得ス

○毆打創傷ノ不法行爲ヲ原因トシテ私訴ヲ提起シ慰安料ヲ請求シタル場合ニ於テ私訴請求ノ原因タル毆打創傷ノ所爲アリ且被害者ノ苦痛不快ノ感情ニ對シ慰安料ヲ給與スルノ必要アルトキハ裁判所ハ被害者カ毆打創傷ノ爲メ疾病ニ罹リ休業ヲ爲シタルト否トヲ問ハス損害賠償トシテ加害者ニ慰安料ノ給付ヲ命スルコトヲ得ルモノトス

三六

一六五

三六

一六九

○他人ノ犯罪行爲ニ因ル抵當登記ヲ取消サントスル者ハ名義上ノ抵當權者ニ之ヲ請求スヘキモノニシテ其犯人ニ對シ請求スヘキモノニ非ス

三七

六八〇

○甲者カ乙者ノ私印私書ヲ偽造行使シ乙者所有ノ建物ヲ丙者ニ賣渡シ乙者ノ名義ヲ以テ所有權移轉ノ登記ヲ爲シタル場合ニ於テハ其賣買登記ハ當事者間適法ニ成立シタルモノニ非サルヲ以テ乙者ハ丙者ニ係リ登記ノ抹消ヲ請求スルノ權利ヲ有ス

三七

七六〇

○冒認ニ係ル樹木ノ買主カ之ヲ伐倒シ角材ト爲シタル場合ニ於テ被害者ヨリ贓物返還ノ私訴ヲ提起シタルトキハ民法第二百四十六條ノ規定ニ依リ其請求ノ當否ヲ斷定スヘキモノトス

三七

九四八

○私訴ニシテ公訴事項ノ範圍外ニ屬スル無關係ノ事實ヲ原因ト爲ストキハ公訴判決ノ如何ニ拘ハラズ不適法トシテ却下スヘキモノトス

三七

一四七

○民法第七百二十三條ニ謂フ名譽回復ニ適當ナル處分ヲ求ムルハ損害賠償ニ代ル所ノ要求ニ外ナラス從テ被害者カ私訴トシテ該處分ヲ求ムルハ相當ナリ

○私訴ニ關シテハ刑事訴訟法中民事訴訟法第五十條ノ如キ明文ナシト雖モ必要的共同訴訟人ニ對シ各抵觸スル判決ヲ下スカ又ハ其一人ニ對シ判決ヲ與ヘサル場合ニ於テハ權利ノ執行ヲ爲シ得サルカ故ニ同條ノ規定ニ存スル法理ハ私訴ニ付テモ亦之ヲ適用セサルヘカラス

○刑事訴訟法第二條ハ私訴ノ相手方ヲ公訴ノ被告人ノミニ制限シタルモノニ非サレハ公訴ヲ受ケサル者ヲ被告人トシテ私訴ヲ提起スルハ不法ニ非ス

(同旨)

公訴ニ附帶スル私訴ノ對手者ニ付テハ法律上何等ノ制限ナシ從テ刑事被告人外ノ者ト雖モ尙ホ對手者ト爲スコトヲ得

刑事訴訟法第二條ハ私訴ノ相手方ヲ制限シタルモノニ非ス從テ尙クモ犯罪ニ因リテ生シタル損害ノ賠償贖物ノ返還ヲ目的トスル請求ナルトキハ犯人以外ノ者ニ對シテモ公訴ニ附帶シテ之ヲ爲スコトヲ得

尙クモ犯罪ニ因テ生シタル損害賠償ノ請求ヲ爲ス場合ニ於テハ公訴ノ被告以外ノ者ト雖モ尙ホ被告トシテ私訴ヲ提起スルコトヲ得

三七	二八〇
三六	四五
三五	六〇七
三四	三三
三三	五
三二	八

○受寄者カ擅ニ寄託物タル土地ヲ他人ニ賣渡シタル場合ニ於テ寄託者ヨリ民事ノ訴ヲ提起シ所有權移轉登記抹消ヲ求メタル後更ニ民事原告人トシテ其登記抹消ノ私訴ヲ提起シタルトキハ訴訟ノ原因ハ孰レモ委託契約ニ存スルヲ以テ民事被告人ハ權利拘束ノ抗辯ヲ主張シ得ルモノトス

○債務者カ強制執行ヲ免ルル爲メ公正證書ヲ以テ其所有財産ニ付キ假裝ノ賣買契約ヲ締結シタル場合ニハ債權者ハ強制執行ノ開始前債務者及ヒ讓受人ニ對シテ契約無効確認ノ訴訟ヲ提起シ得ルモノトス

○被告人ノ欺罔手段ニ依リ貨物預證券及ヒ質入證券ヲ騙取セラレタル場合ニ於テ該證券善意ノ第三者ニ移轉シタルトキハ縱令其發行カ民事原告人ト被告人トノ關係上無効ナリトスルモ之ヲ以テ所持人ニ對抗スルコトヲ得ス故ニ民事原告人ニ於テ證券上ノ債務ヲ辨濟シタル以上ハ被告人ニ對シ私訴トシテ其賠償ヲ請求シ得ルモノトス

○未成年者カ刑事裁判所ニ於テ公訴附帶ノ私訴ニ關スル行爲ヲ爲スニハ其法定代理人ノ同意ヲ得ルコトヲ要ス

○他人ノ印影ヲ盜用シテ金圓借用證書ヲ偽造シ訴訟提起ノ爲メ之ヲ辯護士ニ交付シタル場合ニ於テ被害者カ其消費貸借無効ノ確認ヲ請求スル

三六	一〇五
三五	一三九
三三	一
三二	一三七

ハ刑事訴訟法第二條ノ所謂損害賠償ノ一方法ニ外ナラス

四〇

四七九

○裁判所カ私訴ヲ審理スルニ當リテハ單ニ原告人ノ請求原因トスル事實ノミニ局限セラレス縱令被告人ノ抗辯ニ依リテ顯ハレタル事實ト雖モ係爭權利關係若クハ訴ノ目的物タル特定ノ物件ニ關聯スル以上ハ之ヲ憑據ト爲シ以テ請求ニ係ル權利ノ存在ヲ判定シ得ルモノトス

四〇

五五

○不動産競落許可決定ノ確定後ト雖モ競賣申立人ノ權利ニシテ眞實存在セザリシ場合ニハ利害關係者ハ該決定ニ羈束セラルルコトナク民事上ノ訴ヲ提起シ其權利ノ存在ヲ爭ヒ以テ競賣ニ因リ侵害セラレタル權利ノ回復ヲ請求シ得ルモノトス

四〇

五八九

○關稅法違犯事件ノ公訴判決ニ於テ犯罪ニ係ル貨物ノ沒收ヲ言渡シ其判決ノ效力ヲ存スル以上ハ沒收ノ當否ニ關セス被告人ハ自ラ該物件ヲ處分スルコト能ハサルヲ以テ之カ返還ヲ要ムル私訴請求ハ不當ナリ

四〇

七二四

○公判裁判所カ公訴判決ニ於テ被告人ノ騙取ニ係ル紙幣數枚ヲ贓物トシテ被害者ニ還付スル旨ヲ言渡シタルニ拘ハラヌ私訴判決ヲ以テ損害金全部ノ支拂ヲ被告人ニ命スルハ不法ナリ

四〇

八七九

○抵當權者カ既ニ債權ノ辨濟ヲ受ケタルモ未タ登記ノ抹消セラレサルヲ奇貨トシ債務者ヨリ金圓ヲ騙取セント企テ抵當不動産ニ付キ競賣ノ申

立ヲ爲シ競賣手續開始ノ決定ヲ得タル場合ニ債務者カ之ヲ以テ自己ノ權利ヲ侵害セルモノトシ其賠償ノ方法トシテ競賣申立ノ取下ヲ求ムルハ不當ナリ然レトモ右ノ場合ニ於テ競賣ニ付スヘキ不動産ノ登記簿ニ競賣ノ申立アリタルコトヲ登記セラレタルトキハ債務者ハ競落期日經過セサル限り公訴ニ附帶シ損害賠償ノ方法トシテ最高競買申込人ノ同意ヲ得テ競賣申立ノ取下ヲ爲スヘキコトヲ請求シ得ルモノトス

【第二條】

四〇

一四〇〇

○檢事ハ間接國稅犯則者ニ對シテハ間稅官吏ノ告發ヲ待ツニ非サレハ公訴ヲ提起スルコトヲ得ス

三五

六二〇〇

○告訴ハ親告罪ニ對スル訴追ノ要件ナルモ其成立要件ニ非ス從テ被害者ノ告訴アルト否トハ犯罪ノ成否ニ何等ノ影響ナシ

三七

一五八〇

【第四條】

○大審院ニ於テ甲控訴院ノ判決ヲ破毀シ之ヲ乙控訴院ニ移シタルトキ附帶私訴ノ件ヲ乙控訴院ニ請求シタルハ其控訴院ハ第一審ヲ經サルモノナルヲ以テ審判ヲ爲スヘキモノニ非ストシテ管轄違ノ言渡ヲ爲シタリ依テ之ヲ第一審地方裁判所ニ訴ヘタルニ其裁判所ハ此レ既ニ第二審裁判所ニ繫屬シタルモノニシテ下級ナル地方裁判所ニ反屬スヘキモノニ

非ストシテ亦管轄違ノ言渡ヲ爲シタリ此場合ニハ乙控訴院ノ判決ヲ正當ナルモノトス

○刑事訴訟法第四條ノ規定ハ私訴提起ノ時期ヲ一定シタルモノニ非ス從テ第一審ニ私訴ヲ提起シタル場合ト雖モ第二審ニ至リ更ニ追加ノ私訴ヲ提起スルコトヲ得

(民) ○犯罪ヲ原因トスル損害賠償ノ訴ハ公訴附帶ノ私訴トシテ刑事裁判所ニ若クハ單獨ノ民事訴訟トシテ民事裁判所ニ提起スルハ被害者ノ隨意ナリ

○公訴判決確定ノ後私訴ノ控訴ニ附隨シ更ニ他人ニ對シ私訴トシテ訴ヲ提起スルコトヲ許サス

○公訴受理スヘカラスト裁判セラレタルトキハ其事件ニ附帶セル私訴ハ當然成立スヘキモノニ非ス

(民) ○公訴ニ附帶シテ提起シタル私訴ハ刑事訴訟法中特ニ民事訴訟法ノ規定ヲ適用スヘキコトヲ定メタル場合ノ外ハ總テ刑事訴訟法ノ規定ニ從ヒ之ヲ審判スヘキモノトス

○告訴人カ被告ノ財産差押ノ處分ヲ爲スモ之ヲ以テ私訴ヲ提起シタルモノト謂フヲ得ス

三六	一	五
二九	六	三〇
二九	二	四九
三〇	三	五一
三〇	七	三
三一	一	六
三一	五	一九

(同主旨)

假差押ノ申請ハ私訴ノ提起ニ非ス

○司法警察官ニ宛テタル告訴狀ニ私訴ノ申立ヲ爲スモ私訴提起ノ效力ナシ

(同主旨)

警察署長ニ私訴ノ申立ヲ爲スモ其效ナシ

○御料局支廳出張所長ハ御料局支廳出張所處務規定ニ基キ御料局支廳長ヨリ特任セラレタル事件ニ付キ私訴ヲ提起スルコトヲ得

○郡長ハ法規上當然縣知事ノ代理ヲ爲シ得ルモノニ非ス從テ知事ノ代理トシテ私訴ヲ提起スル場合ニハ別ニ其代理委任ノ事實ヲ證明スヘキモノアルヲ要ス

○刑事訴訟法第二條ハ私訴ノ相手方ヲ制限シタルモノニ非ス從テ苟クモ犯罪ニ因リテ生シタル損害ノ賠償贓物ノ返還ヲ目的トスル請求ナルトキハ犯人以外ノ者ニ對シテモ公訴ニ附帶シテ之ヲ爲スコトヲ得
○私訴ハ第二審ノ判決アルマテ何時ニテモ之ヲ爲スコトヲ得ルモノナレハ控訴中一旦之ヲ取下クモ更ニ之ヲ提起スルコトヲ得ヘシ而シテ刑事訴訟法中前訴訟費用未濟ナルトキハ之ヲ提起ヲ爲スコトヲ得サル旨

三二	二	四
三	九	五七
二六	三	二五
三三	二	二
三五	五	六
三五	二	六

如何ニ拘ハラヌ公訴權ハ當然消滅シタルモノトス

(同主旨)

刑法第三百五十八條ノ誹毀罪ハ被害者ノ告訴ヲ俟テ其罪ヲ論スヘキモノナリ故ニ該罪ニ於テ第二審判決後被害者カ告訴ノ取消願ヲ差出シタルハ即チ告訴ノ拋棄アリタルモノニシテ公訴ハ之ニ因テ消滅ス既ニ其消滅ノ原因ヲ生スルトキハ既往ニ遡リ公訴ハ消滅ニ屬スルモノナレハ原判決ハ成立スルコトヲ得ス

親告罪ニ付キ告訴ノ拋棄ヲ待テ公訴權ノ消滅スルハ公訴提起ノ前後ニ依リ其效力ニ區別ヲ生スルモノニ非ス

有夫姦被告事件ニ付キ控訴審理中被害者タル本夫ヨリ告訴取消願ヲ提出スルトキハ公訴權ハ當然消滅ニ歸ス

親告罪ノ私和ハ上告中ト雖モ其效力有シ公訴ヲ消滅ス

○公訴權消滅ノ原因タル確定判決トハ被告ノ罪責ノ有無ヲ定メタル判決ヲ謂フ從テ公訴不受理ノ言渡若クハ管轄違ノ言渡ハ之ヲ包含セス

○犯罪ノ後頒布セラレタル法律ニ因リ其刑ヲ廢止シタルトキハ其公訴權ハ當然消滅ス

○詐欺取財ト官私文書偽造ト併發シタル場合ニ於テ私文書偽造詐欺取財ノ點カ公訴ノ時効ニ罹ルトキハ單ニ官文書偽造ノ點ノミニ付キ處分スヘキモノトス從テ私文書偽造詐欺取財カ官文書偽造ト共ニ實質上ノ一

三四三

二六二

二九三

二九三

二九三

三五六

二六五

二〇四

(第七條)

『第七條』

罪ヲ構成スヘキ部分ナルノ故ヲ以テ時効ノ效ナシト云フヲ得ス

○犯罪ニ基因スル損害ニ關シ和解ヲ爲シタル以上ハ爾後公訴ノ提起アリタル場合ト雖モ私訴ヲ爲スノ權利ヲ有セス

(第八條)

『第八條』

○判決後ハ公訴時効ヲ成就セス

○公私文書ヲ偽造行使スルニ因テ詐欺取財ヲ爲シタル場合ニハ犯罪行為終了ノ日ヨリ起算シ公文書偽造行使ニ對スル公訴ノ時効期間ヲ經過シタルヤ否ヤニ依リテ其犯罪全部ニ對スル時効ノ成否ヲ決セサルヘカラス

(第十條)

『第十條』

○私印私書偽造罪ハ行使ニ依リテ完成ス從テ其時効ノ成就ハ行使ノ日ヨリ起算スヘク偽造ノ日ヨリ起算ヘキモノニ非ス

(同主旨)

委託金費消ノ罪ハ其金額ヲ領收シ其目的ヲ遂ケタル時ニ於テ始メテ成立スルモノニ付キ之カ經時効モ亦其目的ヲ遂ケタル時ヨリ起算セサルヘカラス

○同一ノ偽造證書ヲ前後數回ニ行使シタル場合ニアリテハ其犯罪ハ繼續

三三九

三五七

二四四

三九四

二六五

二四八

スルヲ以テ最終ニ於ケル行使ノ日ヨリ公訴時効ヲ起算スヘキモノトス
 ○詐欺取財ヲ行フニ因テ文書ヲ偽造行使シタル場合ニハ犯罪終了ノ時ヨ
 リ起算シ罪情最モ重キ所爲ニ對スル公訴時効期間ノ既ニ滿了シタルヤ
 否ヤニ依リテ犯罪行爲ノ全部ニ對スル時効ノ成否ヲ斷定セサルヘカラ
 ス

〔第十一條〕

○公訴ハ以テ私訴免責時効ノ進行ヲ止ムヘカラス故ニ「公訴事件ノ結局
 マテ出訴期限ヲ中斷シタルモノト謂ハサルヘカラス」ト判決シタルハ
 不法ノ裁判ナリ

○重罪事件ニ對シ豫審免訴ノ決定アリタル後時効期間ノ未タ滿了セザル
 前檢事ヨリ再起訴許可ノ請求ヲ爲シタル場合ニ於テハ其請求ハ時効中
 斷ノ效力ヲ有スルモノトス

〔第十三條〕

○告訴人又ハ告發人ノ賠償責任ニ關シ刑事訴訟法ニ於ケルカ如ク特別ノ
 規定存スル以上此規定ニ依ルノ外告訴人ニ對シ損害賠償ヲ求ムルコト
 ヲ得ス

○刑事訴訟法第十三條ハ告訴告發等ニ關シ特別ニ損害賠償ノ責任ヲ定メ

三〇 四 六〇

三七 二四六

二六 二二〇

三七 六六六

三四 九 一〇九

タル法條ニシテ一般ノ賠償責任ヲ定メタル民法第七百九條ト抵觸スル
 モノニ非サルカ故ニ民法實施ノ後ト雖モ依然其效力ヲ有スルコト勿論
 ナリ

〔第十五條〕

○一月一日ヨリ三日マテハ法律上ノ休暇ナリ

○刑事訴訟法第十五條第一項後段ノ規定ニ依レハ期間ノ最終日カ休暇ニ
 當ルトキハ之ヲ期間ニ算入スルコトヲ得サルヤ明カナリトス而シテ同
 條ニハ單ニ休暇トアリテ其休暇カ一般ノ祝祭日ナリヤ若クハ其他ノ事
 由ニ基クヤヲ區別セサルヲ以テ同條ニ所謂休暇トハ裁判所ニ於テ休暇
 日トシテ事務ノ取扱ヲ爲ササルノ事實アルノミヲ以テ足り其休暇ノ事
 由如何ハ之ヲ問ハサルモノトス

〔第十六條〕

○刑事訴訟法第十六條ハ海陸路トモ八里毎ニ一日ノ猶豫ヲ與フルコトヲ
 示スニ止マリ海陸路共ニ同一距離ノ里數ニ據ルヘキ文詞ナシ故ニ海路
 ハ海里ニ陸路ハ陸里ニ準シ其里程ヲ計算セシメ各八里毎ニ一日ノ猶豫
 ヲ與フルノ旨趣ナリト解釋セサルヘカラス

○對席判決ハ被告本人若クハ其代人出頭シテ宣告ヲ受クヘキモノナレハ

三五 九 一七

三三 九 五

三六 一三〇

三六 八

該判決ニ對シ上訴ヲ爲スニ當リテハ刑事訴訟法第十六條ノ猶豫期間ヲ與フルノ要ナシ

(同主旨)

對席判決ニ對シ上訴ヲ爲ス場合ニハ刑事訴訟法第十六條ノ猶豫期間ヲ與フルノ必要ナシ

第十八條

第十八條

○訴訟行爲ニ付キ假住所ヲ選定シタルトキハ其行爲ニ付テハ總テ本住所ト同視ス從テ其上訴期間ハ書類ヲ假住所ニ送達シタル日ヨリ起算スヘキモノトス

○被告ノ選任シタル辯護人カ假住所ノ届出ヲ爲ササルトキハ裁判所ハ之ニ對シテ呼出狀ヲ發送スルノ責務ヲ有セス又一旦呼出狀ヲ郵便ニ付シテ之ニ送付シタルカ爲メ爾後新期日ノ指定ニ際シ其都度同一ノ手續ヲ爲スヘキ責務ヲ負フモノニ非ス

○裁判所ノ所在地ニ住セサル辯護人カ假住所ノ届出ヲ爲ササルトキハ縱令裁判所ノ發送セシ期日呼出狀ニ日時ヲ誤記シタルカ爲メ辯護人ノ出廷ナキニ拘ハラヌ公判ヲ開キ被告人ヲ訊問スルモ其審理手續ヲ目シテ不法ナリト云フヲ得ス

○假住所ノ主人ハ書類ノ送達ヲ受クヘキ權能ヲ有ス從テ假住所ノ主人ニ

四〇 四八四

三四 四七

二九 七〇

三 二〇九

三六 二七

シテ其受取ヲ拒マサルトキハ假住所以外ノ地ニ於テモ亦有效ニ送達ヲ爲シ得ルモノトス

(反對)

假住所ノ主人ニ爲シタル送達ハ無効ナリ

第十九條

第十九條

○呼出狀ヲ辯護人兩名ニ宛テ送達シタル場合ニ於テ其副本ニ一名ノ署名捺印アルニ止マルトキハ他ノ一名ニ對シテハ送達ノ効ナキモノトス

○甲者乙者ノ寄留届ヲ偽造シ以テ訴狀及ヒ關席判決ヲ其寄留籍ニ送達セシムルモ其送達ハ法律上效力ヲ生スルモノニ非ス

○訴訟記録中ニ存在スル送達證書ニ徴シ適式ニ呼出狀ヲ送達シタルコト明カナル以上ハ辯護人ニ發シタル呼出狀ニシテ不適式ナリヤ否ヤハ上告裁判所ニ於テ審査スヘキ所ニ非ス

○送達證書ノ「送達シタル場所」トアル欄内ニ「本人宅」ト記シアル上ハ送達シタル場所ハ自ラ明カナルヲ以テ特ニ市町村ノ明記ナキモ無効ニ非ス

○送達證書ニハ送達吏ノ署名捺印ヲ爲スヲ以テ足り必スシモ其身送達吏タルコトヲ記載スルノ要ナキモノトス從テ送達證書ニ執達吏代理タル

三九 二九六

三〇 六〇

三三 六三

三三 一〇六

三四 一五

三四 六

コトノ記載ナキモ無効ニ非ス

○刑事訴訟法第十九條ニハ書類ノ送達ハ此法律ニ於テ別ニ規定アラサル
トキハ民事訴訟法ノ規定ヲ準用ストアリ而シテ豫審終結決定書ノ送達
ニ付テハ特ニ其規定ナキヲ以テ民事訴訟法ノ規定ニ依ルヘキモノニシ
テ公判ノ場合ノ規定ヲ援用スヘキモノニ非ス從テ被告ノ現在地不明ナ
ル場合ニ於テ民事訴訟法ノ規定ニ準シ公示送達ノ手續ヲ爲シタルハ相
當ナリ

○假住所ニ在ル本人ノ雇人ニ爲シタル送達ハ有效ナリ

○送達證書ニ受送達者ニ住居ニ於テ出會ハサリシ旨ヲ記載セスシテ單ニ
送達ノ場所ヲ記載シアルニ於テハ送達ノ場所ハ即チ其住所ナルコト明
カナリトス

○辯護人カ假住所主ト連名ニテ差出シタル假住所届ニ假住所主ニ書類ノ
送達ヲ受クルノ委任ヲ爲シタル旨趣ノ記載アル以上ハ同辯護人ニ對ス
ル期日呼出狀ヲ假住所主ニ送達シタルハ適法ナリトス

○村役場書記ハ村長ニ隸屬シテ庶務ヲ執ルモノナレハ特ニ村長其人ニ專
屬スル事務ノ外ハ村長ノ事故アル場合ニ村長ニ代テ其事務ヲ執ルハ當
然ノ事ニ屬ス從テ右等ノ場合ニ於テ村役場書記ニ爲シタル送達ハ有效

ナリトス

○辯護人ニ對スル呼出狀ヲ假住所ノ届出ナキ場所ニ送達シ且書類ノ送達
ヲ受クヘキ資格ヲ有セサル者カ之ヲ受領シタル場合ニ於テハ其送達ハ
無効ナリトス

○假住所ノ主人、其同居ノ親族若クハ雇人等ハ訴訟關係人ノ爲メニ書類
ノ送達ヲ受クルノ權限ヲ有ス從テ辯護人ニ對スル公判期日ノ呼出狀ヲ
其假住所ノ主人ニ送達スルモ違法ニ非ス

(互對)

假住所ノ主人カ書類ノ送達ヲ受クルコトハ書類ノ送達ニ關シテ訴訟關係人ヨリ特ニ委任ヲ受
ケタル場合ノ外其權限ナキモノトス從テ送達受領ノ委任ナキ假住所ノ主人ニ爲シタル呼出狀
ノ送達ハ無効ナリトス

○呼出狀ニ記載スヘキ送達ノ場所ニ付テハ其記載ノ方式ニ關シ民事訴訟
法中何等別段ノ規定ナケレハ呼出狀ヲ送達シタル場所ノ何レナルヤヲ
認識シ得ルヲ以テ足レリトシ特ニ行政區畫ヲ示シテ其地點ヲ明カニス
ルコトヲ要セス

○公判開廷ニ付キ數名ノ辯護人ニ對シ連名宛ナル一通ノ呼出狀ヲ送達セ
ル場合ト雖モ受取人ニ於テ異議ヲ唱フルコトナク任意ニ之ヲ受取リタ

三五
三
八九

三六
二六三

三六
六四

三六
二六四

三六
三三六

三六
一五三七

三七
三七九

三七
二〇七六

三六
二九一

三九
八二

(同三三三)

官署ノ捺印ヲ要スル規定ハ刑事訴訟法ニ依リ作成スヘキ書類ニノミ適用ス

○ 巡查ノ手續書ハ刑事訴訟法ニ規定セシ文書ニ非ス從テ契印ノ法則(刑事訴訟法第二十條)ヲ履踐セサルモ無効ニ非ス

○ 豫審請求書ハ刑事訴訟法第二十條ノ法則ニ從ヒ所屬官署ノ印ヲ用ヒ年月日場所ヲ記載シテ署名捺印スヘキモノトス而シテ此方式ニ欠缺アル請求書ハ無効ナルヲ以テ法律ハ之ニ依リテ公訴ノ提起ヲ是認スルコトナシ

○ 法律ハ補足ノ契印ヲ以テ有效トセス

○ 契印ナキ豫審調書ハ法律上其效ヲ有セス

(同三三三)

契印ナキ豫審調書及ヒ枚葉ノ契印ヲ缺キタル豫審調書ヲ斷罪ノ證憑ニ供シタル裁判ハ不法ナリ

契印ナキ豫審調書ハ法律ニ違背スル文書ナリ法律ニ違背スル文書ヲ採テ斷罪ノ證憑ト爲シタルモノハ破毀ノ原由アルモノトス

○ 宣誓書ハ裁判所書記ニ於テ之ヲ作成シ證人ニ讀聞スヘキモノトス然レトモ刑事訴訟法第二十條ノ法則ニ從フヘキ文書ニ非ス

○ 刑事訴訟法第二十條ノ法則ヲ履踐セサル告訴調書ハ法律上其效力ヲ有

二元	二元	二元	二元	二元	二元	二元	二元	二元
一	一	一	一	一	一	一	一	一
九二	一五	四	九	七	六	四	三	七

セス

○ 巡查ノ復命書ハ刑事訴訟法ノ規定ニ則リ作成スヘキ文書ニ非ス從テ官署ノ印ヲ押捺セサルモ無効ニ非ス

○ 所屬官署ノ印ヲ押捺セサル證人訊問調書ハ無効ナリ

○ 犯罪人名票ハ刑事訴訟法ノ法則ニ基キ作製スヘキ文書ニ非ス從テ同法第二十條ノ手續ヲ履行スルヲ要セス

○ 村役場助役ノ作成シタル文書及ヒ巡查ノ報告書ハ刑事訴訟法第二十條ニ所謂官吏公吏ノ作ルヘキ書類ニ非ス

○ 巡查ノ作成シタル告發書ハ刑事訴訟法第二十條ノ規定ニ屬スヘキ文書ニ非ス

○ 刑事訴訟法第二十條ニ所謂官吏ノ作ルヘキ書類トハ其作成者ノ表示ヲ必要トスル文書ヲ謂フ故ニ宣誓書ハ同條ノ規定ニ依ルヘキ限ニ在ラス

(同三三三)

捺印ニハ拇印ヲ包含ス(同一判例二九年九卷四五頁)

拇印及爪印ハ我國從來慣用シ來リタル一種ノ印ナリ

○ 刑事訴訟法第二十條ニ所謂官吏公吏ノ作ルヘキ書類トハ記名者ヲ表示

二元	二元	二元	二元	二元	二元	二元	二元	二元
二	二	二	二	二	二	二	二	二
三	三	三	三	三	三	三	三	三

スルノ必要アルモノヲ謂フ

○一個人ノ始末書ハ刑事訴訟法ニ依リ作成スヘキ文書ニ非ス

(同三三三)

告訴狀ハ一人ノ作成スヘキ文書ナリ從テ刑事訴訟法第二十條ノ規定ニ則ルヲ要セス

○支部ト雖モ地方裁判所タルヲ以テ支部ノ豫審判事ハ地方裁判所豫審係ナル印章ヲ用ユルコトヲ得

○契印ヲ以テ檢證調書ニ連續セシメサル圖面ニ官署ノ印ヲ押捺セヌ又ハ押捺スル能ハサル事由ノ記載ナキトキハ無効ナリ

(同三三三)

豫審判事ノ檢證調書ニ附屬スル圖面ニ應印ノ押捺ナキモノハ無効ノ文書ナリ

○重罪事件ニ付キ官署ノ印ヲ押捺セサル受命判事ノ報告書ハ無効ナリ

○營林主事ノ作成セル被害物件調査書ハ刑事訴訟法ノ規定ニ依リ作成スヘキ文書ニ非ス從テ所屬官署ノ印ヲ押捺スルヲ必要トセス

(同三三三)

御料局技手ノ調査書ハ刑事訴訟法ニ依リ作成スヘキ文書ニ非ス

○刑事訴訟法ニ從ヒ官吏公吏ノ作成スヘキ文書ニハ代署ヲ許サス

○刑事訴訟法第二十條ニ依リ官吏ノ作成スヘキ書類ハ作成者自ラ其氏名ヲ筆記セサレハ無効ナリ

三三	三五	三九	三九	三九	三九	三九	三九	三九	三九
三五	三五	三九	三九	三九	三九	三九	三九	三九	三九
三六	三六	三九	三九	三九	三九	三九	三九	三九	三九
三六	三六	三九	三九	三九	三九	三九	三九	三九	三九
三六	三六	三九	三九	三九	三九	三九	三九	三九	三九
三六	三六	三九	三九	三九	三九	三九	三九	三九	三九
三六	三六	三九	三九	三九	三九	三九	三九	三九	三九
三六	三六	三九	三九	三九	三九	三九	三九	三九	三九
三六	三六	三九	三九	三九	三九	三九	三九	三九	三九
三六	三六	三九	三九	三九	三九	三九	三九	三九	三九

○裁判所書記ノ回答書ハ刑事訴訟法ニ從ヒ作成スヘキ文書ニ非ス從テ其所屬官署ノ印ヲ押捺スルヲ要セス(同一判例三二年五卷一七頁)

○刑事訴訟法第二十條ニ「場所ヲ記載シ」トアルハ必スシモ作成者ニ於テ自ラ作成ノ場所ヲ記載スヘキコトヲ命シタル旨趣ニ非ス

○謄寫版ヲ以テ檢事長ノ氏名ヲ印刷シタル上告趣意書ハ無効ナリ

○被告人ノ呼出狀ヲ受取リタル典獄ノ氏名ニシテ印刷ニ係ルコトアリトスルモ呼出狀ハ典獄自身ノ作成スヘキ文書ニ非サルヲ以テ之カ爲メ其呼出狀ノ效力ニ影響ヲ及ボサス

○豫審調書ニ判事並ニ書記ノ署名捺印アリテ適式ニ作成セラレ居ル上ハ其調書ノ末尾ニ出張先ニ係ルヲ以テ應印ヲ押捺セストノ附記アリテ其附記ノ末尾ニ特ニ判事並ニ書記ノ署名捺印ナキモ違法ニ非ス

○裁判所書記ノ署名捺印ナキ呼出狀ハ無効ナリ

(同三三三)

作成者タル官吏ノ署名捺印ヲ欠キタル呼出狀ハ效力ナシ

○檢事ノ聽取書ハ刑事訴訟法ノ規定ニ依ルヘキ書類ニ非ス從テ官署ノ印ヲ押捺スルヲ要セス

○檢事ノ肩書ニ裁判所ノ名ヲ記載シアリテ別ニ書類作製ノ場所ノ記載ナ

三四	三四	三四	三四	三四	三四	三四	三四	三四	三四
三四	三四	三四	三四	三四	三四	三四	三四	三四	三四
三四	三四	三四	三四	三四	三四	三四	三四	三四	三四
三四	三四	三四	三四	三四	三四	三四	三四	三四	三四
三四	三四	三四	三四	三四	三四	三四	三四	三四	三四
三四	三四	三四	三四	三四	三四	三四	三四	三四	三四
三四	三四	三四	三四	三四	三四	三四	三四	三四	三四
三四	三四	三四	三四	三四	三四	三四	三四	三四	三四
三四	三四	三四	三四	三四	三四	三四	三四	三四	三四
三四	三四	三四	三四	三四	三四	三四	三四	三四	三四

キ以上ハ作製ノ場所ハ其裁判所ナリト解スヘキモノトス
 ○控訴申立ヲ爲シタル檢事ノ署名カ自署ナルヤ否ヤノ如キハ上告審ニ於テ訴訟記録外ノ新ナル證據ニ依リ之ヲ調査スヘキモノニ非ス
 ○大林區署長カ國ノ代表者ヲ指定シタル指定書ハ刑事訴訟法ノ規定ニ基キ作成スル文書ニ非サルヲ以テ官署ノ印ヲ押捺セサルモ無効ニ非ス
 ○稅務管理局長ハ刑事訴訟法第二十條ニ所謂官吏ニ非ス從テ其作成スル告發書ニシテ同條第一項ノ規定ニ違背スル所アルモ無効ナリト云フヲ得ス

○刑事訴訟法第二十條「官吏公吏ノ作ルヘキ書類ハ其所屬官署公署ノ印ヲ用ヒ」ノ規定ハ官吏公吏カ其職務ノ執行上作成スヘキ書類ノミニ適用スヘキモノニシテ其職務以外ニ於テ作成スル書類ニ適用スヘキモノニ非ス

○刑事訴訟法中書類ノ每葉ニ契印スヘシトノ規定ハ數葉ヲ合セテ一通ト爲シタル書類ニ適用スヘキモノトス從テ各通相異ナル書類ニ在テハ箇箇別別ノ書類ナルヲ以テ其間契印ヲ爲スノ要ナシ

○書記ノ氏名ニシテ複寫ニ係ル場合ト雖モ書記以外ノ人ニ於テ複寫シタリト認ムヘキ形跡ナク書記自身ニ複寫シタルモノナルニ於テハ書記ノ

三五	五	一六二
三五	五	一七四
三五	六	九
三五	六	一三三
三五	九	四一
三五	一〇	八七

署名アリトスヘキモノトス

○複寫ハ文字ヲ紙上ニ表出スルノ一方法ニシテ文字ヲ手記スルモノナレハ筆記ト全ク其作用ヲ同フス從テ此方法ニ依リテ作成シタル書類ハ筆記ヲ爲シタル書類ト其效力同一ナリトス

○刑事訴訟法第二十條ハ刑事ノ被告事件ニ付キ作成スヘキ書類ニ關シテ遵守スヘキ一般ノ原則ヲ規定シタルモノトス從テ刑事訴訟法又ハ其他ノ法令ニ於テ特ニ作成ノ方式ヲ規定セル書類ニ關シテハ其特別規定ニ依據スルコトヲ要シ刑事訴訟法第二十條ノ規定ニ從フコトヲ要セス

(同第三)

刑事訴訟法第二十條ニ官吏ノ作ル可キ書類ハ官署ノ印ヲ用ヒ每葉ニ契印ス可シ等ノ規定アルハ該法律ニ依リ作りタル書類ニ止リ他ノ法律ニ依リ作りタル書類ニ及ホスヘキモノニ非ス則チ陸軍治罪法ニハ刑事訴訟法第二十條第一項ノ如キ規定ナキヲ以テ軍法會議ノ調書ニ官署ノ印ナク每葉ニ契印ナキモ之ヲ無効ノ調書ト云フヲ得ス

官吏公吏ノ作成スヘキ書類ト雖モ特別法ノ規定アル場合ニ於テハ其特別法ニ依テ作成スヘキモノニシテ刑事訴訟法第二十條ノ規定ニ則ルヘキモノニ非ス

○巡查カ犯罪ノ場所ヲ實見スルカ如キハ臨檢處分トハ全ク異ナルノミナラス其見聞シタル事項ヲ録取シタル文書ハ刑事訴訟法ノ規定ニ從ヒ作成スヘキモノニ非ス從テ其文書ニ所屬官署印ノ押捺ナキモ無効ニ非ス

三五	一〇	一一五
三五	二	六二
三五	二	二〇八
三三	七	一四
三三	二	二六
三三	一四	三

- 「收稅屬之印」ナル印影ハ收稅屬ノ職務上使用スルモノナルヲ以テ二名ノ收稅屬ノ名下ニ右同一印影ノ印願ヲ押捺スルモ不法ニ非ス
- 豫審訊問調書ハ訊問ト同時ニ之ヲ作成スルヲ以テ常トス從テ訊問ノ年月日ヲ記載シ別ニ作成ノ年月日ヲ記載セサルトキハ訊問ト同時ニ作成シタルモノト認ムヘキモノトス

(同筆書)

豫審訊問調書ハ其訊問ノ當日ニ於テ作成スヘキハ當然ナリトス從テ調書ノ末尾ニ年月日ノ記載ナキモ調書ノ冒頭ニ於テ訊問ヲ爲シタル年月日ノ記載アル以上ハ此日ニ於テ作成セラレタルコト明カナリトス

- 電話報告書ナルモノハ刑事訴訟法ノ規定ニ從テ作製スル文書ニ非ス從テ其作製者ノ署名捺印ナキモ無効ニ非ス
- 刑事訴訟法第二十條ニハ官吏公吏ノ作ルヘキ書類ノ方式ヲ規定シタルモ其書類ニ所屬官廳ヲ記載スヘキ旨ノ規定アルコトナシ從テ檢證調書ニ其記載ナキモ之ヲ以テ不法ノ文書ナリト云フヲ得ス
- 公判始末書ノ原本中ニ其作成場所ノ記載アル以上ハ特ニ抄本ノ末尾ニ於テ該場所ヲ記載セサルモ違法ニ非ス
- 告發調書ハ刑事訴訟法ノ規定ニ依リ作成スヘキ書類ナリトス故ニ該調

三六	三三
三五	三三
三六	六〇一
三七	九七一
三七	二九〇

書ヲ作成スル官吏ハ其每葉ニ契印セサルヘカラス

- 檢證調書ニ所屬官署印ノ押捺ナシ又押捺スルコト能ハサル旨ノ附記ナキモ其末尾ニ於テ出張先ニ係ルコトヲ明記シタル以上ハ特ニ出張先ニ係ルヲ以テ所屬官署ノ印ヲ押捺スルコト能ハストノ文字ヲ記載セサルモ之カ爲メニ其調書ヲ無効トスルヲ得ス
- 刑事訴訟法第二十條ニ所謂書類作成場所ノ記載方ニ付テハ別ニ一定ノ制限ナケレハ場所ノ表示カ同條ノ規定ニ適合スルヤ否ヤノ程度ハ専ラ其書類ノ性質ニ從ヒテ之ヲ鑑別スヘキモノトス
- 豫審判事カ裁判所外ニ出張シテ被告人又ハ證人ヲ訊問シタル場合ニ在リテハ該調書ノ作成場所ハ其管轄區域内ニ於テセシコトヲ確認シ得ヘキ程度ニ記載スルヲ以テ足レリトス
- 公判ノ開廷數回ニ涉リ其都度立會書記ヲ異ニスルモ公判始末書ハ一通ヲ作成スレハ足ル而シテ書記二名ニテ一通ノ始末書ヲ整頓シタル場合ニ其一名ノ契印アルニ於テハ書類作成者ノ契印ヲ缺キタルモノト云フヲ得ス
- 檢證調書ハ書記ニ於テ豫審判事ノ口授スル所ヲ錄取シ之ヲ作成スルモノトス故ニ該調書ニハ書記ノ印ヲ以テ契印セサルヘカラス

三七	一三四
三七	二四九三
三七	一六〇〇
三七	一六〇〇
三六	一九
三六	九七四

〔同三三〕

檢證調書ハ書記ニ於テ豫審判事ノ口授スル所ヲ錄取シ之ヲ作成スルモノトス從テ該調書ニハ書記ノ印ヲ以テ契印セサルヘカラス

○公判始末書ノ末尾ニ不動文字ヲ以テ「明治三十年 月 日」ト掲クルニ止マリ其年月日ナル文字ノ上ニ數字ヲ記載セサルトキハ該始末書ハ無効ナリトス

○刑事訴訟法第二十條ニハ「官吏ノ作ルヘキ書類ハ云云署名捺印シ」トアリテ特ニ官名ヲ記載スヘキ旨ノ規定ナケレハ官吏ハ其職名ヲ記載スルヲ以テ足レリトス

〔同三三〕

官吏ノ作成スル文書ニハ其所屬官署及ヒ官吏ノ住所ヲ記載スヘキ旨ノ規定アルコトナシ而シテ作製者ノ表示ハ其作製者ノ官氏名ヲ明カニスレハ足ル從テ此等ノ記載ナキ文書ヲ以テ無効ナリト云フヲ得ス

○判事カ法律ノ規定ニ依リ檢事ヲ代理シ豫審請求書ヲ作成スル場合ニ於テハ之ニ檢事局ノ印ヲ押捺スヘキモノトス

○判決原本ノ末葉ト其前紙トノ間ニ裁判所書記ノ契印アルモ原本作成者タル判事ノ契印ヲ欠如スルトキハ該判決ハ不法ナリ

○豫審調書ニ所屬官署印ノ押捺ナク且其印ヲ用ユルコト能ハサル旨ノ記

三七	一〇三
三九	四六
三九	二〇四
三六	二二三
三九	五二七
三九	五三三

載ナキモ其冒頭ニ於テ出張先ニ係ルコトヲ明記シタル以上ハ特ニ出張先ニ係ルヲ以テ所屬官署ノ印ヲ押捺シ能ハサルコトヲ記載セサルモ違法ニ非ス

〔同三三〕

豫審調書ニ特ニ出張先ニ係ルヲ以テ所屬官署ノ印ヲ押捺スルコト能ハストノ記載ナキモ出張先ノ記載アリテ出張先ニ係ルコト明カナル以上ハ所屬官署ノ印ノ押捺ナシト雖モ該調書ハ有效ナリ

○刑事訴訟法第二十條第二項及ヒ同法第二十一條ノ二ニハ無効ノ制裁ナキヲ以テ本人ノ承諾ニ出テタル書類ナルコトヲ認ムヘキ事實ナキ場合ニ於テノミ之ヲ無効ト爲スヘク其方式ニ背キタルカ爲メ直ニ無効ナリト云フヲ得ス

〔第二十一條〕

〔第二十一條〕

○刑事訴訟法第二十一條ニ所謂欄外ノ記入トハ其本文ニ入ルヘキ文詞ヲ欄外ニ記入スルヲ謂フニアリテ削除シタル字數ヲ欄外ニ記載スルノ謂ニ非ス

○刑事訴訟法第二十一條ニ所謂欄外ノ記入トハ既成ノ文書ニ記入シタル場合ノ謂ニシテ參考人ノ氏名ヲ用紙ノ野外ニ記載シタル如キ場合ノ謂

四〇	八二五
三五	二一四
三五	二五
三〇	七五

ニ非ス

○宣誓書ハ官吏ノ作成スヘキ文書ニ非ス從テ文字ノ挿入削除ニ於ケル認
印ノ法則(刑事訴訟法第二十一條)ヲ適用スヘキモノニ非ス

(同主旨)

欄外記入ニ認印ヲ爲スノ法則(刑事訴訟法第二十一條)ハ作成者ノ表示ヲ必要トスル文書ニ適
用スヘキモノニシテ宣誓書ノ如キ作成者ノ表示ヲ必要トセサル文書ニ適用スヘキモノニ非ス

○即決言渡書ハ刑事訴訟法第二十一條ノ規定ニ依リ作成スルモノニ非ス
從テ其文書中文字ヲ變更セル箇所ニ當該官吏ノ認印ナキモ無効ニ非ス

(同主旨)

警察署ニ於テ違警罪ヲ處分スル場合ニ於ケル言渡書ノ謄本ハ刑事訴訟法ノ規定ニ基キ作成ス
ヘキ文書ニ非ス

○貼紙ノ上ニ文字ヲ記載シタルハ挿入ニシテ貼紙ヲ以テ文字ヲ蔽ヒタル
ハ削除ナリ

(同主旨)

文字ノ上ニ貼紙ヲ爲スハ刑事訴訟法第二十一條ニ所謂挿入削除ナリトス

○判決原本ニ判事ノ氏名ヲ重複ニ記載スルハ違法ニ非ス

○刑事訴訟法第二十一條ニ所謂欄外ノ記入トハ其本文ニ入ルヘキ文詞ヲ
欄外ニ記入スルヲ謂フ從テ改訂又ハ削除シタル字數ヲ欄外ニ記載シタ

三五	二九	三五	三三	三四	三三	三三
二	四	二	八	三	三	三
八九	六	八九	三	二八	二九	五九

ル場合ノ如キハ必スシモ其欄外ノ記載ニ押印ヲ要スヘキモノニ非スシ
テ其改訂削除ノ箇所若クハ欄外ノ記載執レカ一方ニ押印スルヲ以テ足
ルモノトス

○文字ヲ改竄シタルトキハ單ニ其變更ノ效ナキニ止マリ改竄ヲ加ヘタル
元ノ文字ヲモ無効ナラシムルモノニ非ス

○挿入ノ字數ハ之ヲ記載スルヲ要セス(刑事訴訟法第二十一條)從テ其字
數ノ記載ニ誤謬アルモ認印アル以上ハ其挿入ハ適切ナリ

○同一欄内ニ文字ノ挿入及ヒ削除アリテ連續シタル文字ナルトキハ一箇
ノ押印ヲ以テ二箇ノ變更ヲ證スルモ無効ニ非ス

○文字ヲ削除シタルトキ其削除シタル字體ハ明カニ讀ミ得ヘク且其字數
ニシテ自ラ知得セラルルニ於テハ單ニ一行ヲ削ルト畧記シ其字數ヲ記
載セサルモ無効ニ非ス

(同主旨)

削除ノ字數ヲ記載スルハ(刑事訴訟法第二十一條)正當ニ爲シタル削除ニ増加スルコト
ヲ防止スルニ在リ從テ一行ノ全部ヲ削除シ其旨ヲ記載シタルトキハ更ニ削除ヲ増加スルノ虞
ナキヲ以テ其字數ヲ記載セサルモ違法ニ非ス

○書類ノ空白ニ關シテハ刑事訴訟法上別段ノ規定ナキヲ以テ空白ニ依リ

三五	三五	三五	三五	三五	三五
四	一〇	九	六	四	四
一八	二九	二六	一	二〇	一九

離隔セラルル前後ノ記載ノ連結ヲ表示スル爲メ特ニ外形的ノ符徴ヲ施ササルモ書類上其記載カ互ニ相連續シテ一體ヲ爲スコトヲ認識シ得ル以上ハ之ヲ有效ト爲スヘキモノトス

○文字ヲ挿入削除シタル箇所ニハ認印ナキモ欄外ニ其字數ヲ記載シ之ニ認印セル以上ハ其挿入削除ハ有效ナリ

(同主旨)

文字ノ挿入削除ノ箇所ニハ認印ナキモ其欄外ニ挿入シタル字數並ニ削除シタル字數ヲ記載シ之ニ官印ノ捺捺アル以上ハ其挿入削除ハ有效ナリ

〔第二十二條ノ二〕

○花押ハ從來慣用ノ一種ノ印ナリ

(同主旨)

花押ハ以テ實印ニ代用スルコトヲ得

○刑事訴訟法第二十一條第二ハ本人ニ於テ署名捺印スルコト能ハサル場合ニ適用スヘキ規定ナリ從テ本人ニ於テ署名シタル以上ハ捺印セサルモ其事由ヲ附記スルヲ要セス

○拇印ヲ以テ實印ニ代用スルノ慣行アルモ實印ナキトキハ必ス拇印セシムヘシトノ規定ナシ

三七	四〇	三五	三三	二四	三三	三三
七九四	一三七	五	五	二	五	四
		一七二	四九	九	四九	三六

○刑事訴訟法上署名ヲ要スル場合ニ於テ署名者ノ名ヲ自署シアル以上ハ其書類ノ真正ニ對スル擔保ハ十分ナリ從テ必スシモ氏ト名ト共ニ自署タルコトヲ要セス

○刑事訴訟法第二十一條ノ二ハ同法舊第二十條第二項ヲ改正シタルモノナリ而シテ該法條ハ官吏公吏ニ非サル者ノ署名捺印スヘキ場合ニ係ル總則ナルヲ以テ被告人又ハ證人等ノ署名捺印スヘキ場合(同法第九十五條第二項及ヒ第二百二十二條第二項等)ニ付テハ當然適用セラルヘキモノトス

○刑事訴訟法第二十條第二項及ヒ同法第二十一條ノ二ニハ無効ノ制裁ナキヲ以テ本人ノ承諾ニ出テタル書類ナルコトヲ認ムヘキ事實ナキ場合ニ於テノミ之ヲ無効ト爲スヘク其方式ニ背キタルカ爲メ直ニ無効ナリト云フヲ得ス

○刑事訴訟法第二十一條ノ二ニ規定シタル方式ニ背キタル場合ニ於ケル無効ノ制裁ナキニ依リ其方式ニ背キタル爲メ直ニ其書類ヲ無効ナリト論スルヲ得ス從テ苟クモ本人ノ承諾ニ出テタル書類ナルコトヲ認ムルニ足ルヘキ事實アルニ於テハ之ヲ有效ナリトシ唯本人ノ承諾ニ出テタル書類ナルコトヲ認ムヘキ事實ナキ場合ニ於テ之ヲ無効ト爲スヘキモ

三四	三五	三四	三五	三四	三五	三四
三	七	四	七	三	七	四
四七	五	四	七	三	七	四

ノトス

○宣誓書ニ刑事訴訟法第二十一條ノ二ノ規定ニ違背スル所アルモ其證人ノ宣誓書タルコト明カナル以上ハ無効ニ非ス

○氏名ノ傍ラニ「自書不能ニ付代書」ト記載セルモ其代書者ノ署名ナキ告訴狀ハ無効ナリ從テ告訴ヲ待テ受理スヘキ事件ニ對シテハ告訴ナキト同一ナルヲ以テ公訴不受理ノ判決ヲ爲スヘキモノトス

○刑事訴訟法第二十一條ノ二ニハ署名捺印スルコト能ハサルトキハ立會人ヲシテ代署セシメ立會人ハ代署ノ事由ヲ記載シ云トアルノミニシテ捺印スル能ハサル事由ノ記載ヲ要スル文詞アルコトナシ從テ捺印ナキ理由ノ記載ニ欠クル所アリトスルモ違法ニ非ス

○被告人無筆ニ非サルニ判事ノ問ニ對シテ無筆ナル旨ヲ答ヘタルトキハ書記ヲシテ其氏名ヲ代署セシムルモ不法ニ非ス

○無筆ニシテ署名スルコト能ハサル者ニ對シ單ニ拇印セシメタルノミニシテ代署ヲ爲ササル豫審調書ハ無効ナリ

○刑事訴訟法第三百十一條第三項末段ハ其總則タル法條（刑事訴訟法第二十一條ノ二）ノ改正アリタル爲メ自然改廢ニ歸シタルモノトス從テ證人訊問調書ニハ本人署名シ能ハサル旨ヲ以テ書記代署シタルコトノ

三	二	一
五	四	七五
三	九	七五
三	四	七五
五	三	二六
三	二	二六

〔第二十四條〕

附記アル以上ハ其捺印ヲ欠キタル事由ノ記載ヲ要スヘキモノニ非ス
○官吏公吏ニ非サル者ノ署名捺印スヘキ場合ニ於テ署名捺印スルコト能ハサルトキハ官吏ニ於テ代署シ代署ノ事由ヲ附記スルヲ要スルハ刑事訴訟法第二十一條ノ二ニ規定スル所ナルモ捺印スルコト能ハサル理由ヲ附記スヘシトノ規定アルコトナシ從テ捺印スルコト能ハサル事由ノ附記アラサルモ之ヲ以テ無効ノ書類ナリト云フヲ得ス

〔第二十四條〕

○刑事訴訟法ニ於ケル親屬トハ刑法ノ親屬例ニ列記シタルモノヲ云フ（刑事訴訟法第二十四條）從テ證人資格ニ關スル刑事訴訟法第二百二十三條ノ親屬ハ民法上ノ總テノ親族ヲ指稱シタルモノニ非ス

第二編 裁判所

第一章 裁判所ノ管轄

○大審院ニ於テ甲控訴院ノ判決ヲ破毀シ之ヲ乙控訴院ニ移シタルトキ附帶私訴ノ件ヲ乙控訴院ニ請求シタルハ其控訴院ハ第一審ヲ經サルモノナルヲ以テ審判ヲ爲スヘキモノニ非ストシテ管轄違ノ言渡ヲ爲シタリ依テ之ヲ第一審地方裁判所ニ訴ヘタルニ其裁判所ハ此レ既ニ第二審裁

三五	二	二二六
三五	一〇	八三
三	七	七〇九

判所ニ繫屬シタルモノニシテ下級ナル地方裁判所ニ反屬スヘキモノニ非ストシテ亦管轄違ノ言渡ヲ爲シタリ此場合ニハ乙控訴院ノ判決ヲ正當ナルモノトス

○地方裁判所ノ本部支部互ニ獨立シテ裁判管轄ヲ有スルモノニ非ス故ニ或ル事件カ其本部タル地方裁判所ノ管轄ニ屬スル以上ハ其支部ハ縱令明治二十三年司法省令第三號ノ規定ニ依リ其事件ヲ取扱フヘキモノニ非サルニモセヨ之ニ對シ法律上管轄違ノ判決ヲ爲スヘキモノニ非ス

(參照)

被告事件ノ管轄ヲ定ムルハ罪質ニ依ル可キモノニシテ減輕スヘキ罪名ニ依ルヘキモノニ非ス

○豫備ノ軍籍ニ在ル者カ召集中ノ身分ナリシ故ヲ以テ普通裁判所ノ管轄ニ屬スルモノニ非ストシ管轄違ノ判決ヲ言渡サレタル場合ニハ一方ニ於テハ其判決確定スルモ他方ニ於テ被告カ一旦召集解除ト爲リ身分ニ變更ヲ生シタル以上ハ普通人トシテ之ヲ取扱フヘキハ當然ニシテ爾來其裁判籍ハ普通裁判所ニ屬スルモノトス

〔第二十五條〕

○刑事訴訟法第二十五條及ヒ第二十六條ハ裁判所ノ管轄ニ關スル二原則ヲ定メタルモノトス故ニ陸海軍ニ關スル法律ヲ以テ處分スヘキ犯罪ヲ

二六	一	二五
二六	二	二六
二六	三	二七
二六	四	二八
二六	五	二九
二六	六	三〇
二六	七	三一
二六	八	三二
二六	九	三三
二六	一〇	三四
二六	一一	三五
二六	一二	三六
二六	一三	三七
二六	一四	三八
二六	一五	三九
二六	一六	四〇
二六	一七	四一
二六	一八	四二
二六	一九	四三
二六	二〇	四四
二六	二一	四五
二六	二二	四六
二六	二三	四七
二六	二四	四八
二六	二五	四九
二六	二六	五〇
二六	二七	五一
二六	二八	五二
二六	二九	五三
二六	三〇	五四
二六	三一	五五
二六	三二	五六
二六	三三	五七
二六	三四	五八
二六	三五	五九
二六	三六	六〇
二六	三七	六一
二六	三八	六二
二六	三九	六三
二六	四〇	六四
二六	四一	六五
二六	四二	六六
二六	四三	六七
二六	四四	六八
二六	四五	六九
二六	四六	七〇
二六	四七	七一
二六	四八	七二
二六	四九	七三
二六	五〇	七四
二六	五一	七五
二六	五二	七六
二六	五三	七七
二六	五四	七八
二六	五五	七九
二六	五六	八〇
二六	五七	八一
二六	五八	八二
二六	五九	八三
二六	六〇	八四
二六	六一	八五
二六	六二	八六
二六	六三	八七
二六	六四	八八
二六	六五	八九
二六	六六	九〇
二六	六七	九一
二六	六八	九二
二六	六九	九三
二六	七〇	九四
二六	七一	九五
二六	七二	九六
二六	七三	九七
二六	七四	九八
二六	七五	九九
二六	七六	一〇〇

除クノ外如何ナル犯罪ト雖モ總テ此二條ニ依リ其管轄ヲ定メサルヘカラス

〔第二十六條〕

〔第二十六條〕

○刑事訴訟法第二十六條ニ所謂被告人所在ノ地トハ單ニ其住所地ノミヲ指シタルモノニ非スシテ廣ク現在地ヲモ包含シタルモノトス

○刑事訴訟法第二十六條ニ所謂被告人所在ノ地トハ現ニ被告人ノ在ル所ノ謂ニシテ住所ニ限ルモノニ非ス

(同旨)

刑事訴訟法第二十六條ノ被告人所在ノ地トハ被告人ノ現在スル所ノ地ヲ云フモノニシテ其本籍地ト雖モ被告人現在セサルトキハ之ヲ所在ノ地ト云フコトヲ得ス

○甲被告事件ニ付キ監獄署ニ勾留中ノ被告人ニ對シ更ニ乙被告事件ニ付キ其監獄署ヲ以テ被告ノ所在地ナリトシ監獄署所在地ノ裁判所ニ公訴ヲ提起シタルハ不法ニ非ス

○甲地ニ於テ偽造文書ヲ行使シ之ニ因リ乙地ニ於テ金錢ヲ騙取セントシテ遂ケサリシ場合ニハ甲乙兩地ノ裁判所ハ孰レモ犯罪地ノ裁判所トシテ共ニ管轄權ヲ有ス

○刑事訴訟法第二十五條及ヒ第二十六條ハ裁判所ノ管轄ニ關スル二原則

三七	一	二〇
三七	二	二一
三七	三	二二
三七	四	二三
三七	五	二四
三七	六	二五
三七	七	二六
三七	八	二七
三七	九	二八
三七	一〇	二九
三七	一一	三〇
三七	一二	三一
三七	一三	三二
三七	一四	三三
三七	一五	三四
三七	一六	三五
三七	一七	三六
三七	一八	三七
三七	一九	三八
三七	二〇	三九
三七	二一	四〇
三七	二二	四一
三七	二三	四二
三七	二四	四三
三七	二五	四四
三七	二六	四五
三七	二七	四六
三七	二八	四七
三七	二九	四八
三七	三〇	四九
三七	三一	五〇
三七	三二	五一
三七	三三	五二
三七	三四	五三
三七	三五	五四
三七	三六	五五
三七	三七	五六
三七	三八	五七
三七	三九	五八
三七	四〇	五九
三七	四一	六〇
三七	四二	六一
三七	四三	六二
三七	四四	六三
三七	四五	六四
三七	四六	六五
三七	四七	六六
三七	四八	六七
三七	四九	六八
三七	五〇	六九
三七	五一	七〇
三七	五二	七一
三七	五三	七二
三七	五四	七三
三七	五五	七四
三七	五六	七五
三七	五七	七六
三七	五八	七七
三七	五九	七八
三七	六〇	七九
三七	六一	八〇
三七	六二	八一
三七	六三	八二
三七	六四	八三
三七	六五	八四
三七	六六	八五
三七	六七	八六
三七	六八	八七
三七	六九	八八
三七	七〇	八九
三七	七一	九〇
三七	七二	九一
三七	七三	九二
三七	七四	九三
三七	七五	九四
三七	七六	九五
三七	七七	九六
三七	七八	九七
三七	七九	九八
三七	八〇	九九
三七	八一	一〇〇

ヲ定メタルモノトス故ニ陸海軍ニ關スル法律ヲ以テ處分スヘキ犯罪ヲ除クノ外如何ナル犯罪ト雖モ總テ此二條ニ依リ其管轄ヲ定メサルヘカラス

○鹽專賣法施行ノ際販賣ノ目的ヲ以テ鹽ヲ所有スル者カ申告義務ニ違背シタルトキハ其犯罪ノ場所ハ申告ヲ受クヘキ官廳ノ所在地ナリトス

○被告人カ一定ノ土地ニ在ルハ其任意ニ出ツルト將タ他事件ノ爲メ強制セラレタルトフ問ハス苟クモ被告人ノ所在地ナル以上ハ其土地ノ裁判所ニ於テ被告事件ノ管轄權ヲ有スルモノトス

〔第二十七條〕

○刑事訴訟法第二十七條ニ所謂最初豫審又ハ公判ニ著手シタル裁判所トハ既ニ適法ナル公訴ノ提起アリテ豫審又ハ公判ニ著手シタル裁判所ヲ云フ

○刑事訴訟法第二十七條ハ同法第二十六條規定ノ結果一ノ犯罪事件ニ付キ數箇ノ管轄裁判所ヲ生スヘキ場合アルヲ豫想シ此場合ニ於ケル裁判所ノ管轄ヲ一定スルノ旨趣ニシテ數箇ノ犯罪事件カ數箇ノ裁判所ノ管轄ナル場合ニ關スル規定ニ非ス

○裁判所カ被告事件ニ付キ管轄違ノ言渡ヲ爲シタル場合ニ在リテハ縱令

三七	二四〇
三九	五八一
三六	二二六
三三	四

〔第二十八條〕

同裁判所判事ニ於テ最初豫審ニ著手シタリトスルモ刑事訴訟法第二十七條ノ規定ニ該當セス

○數人共犯ノ場合ニ於テ其犯人ヲ同一ノ裁判所ニ集合シテ審判シ之ヲ分離スヘカラサルハ刑事訴訟法第二十八條ノ律意ヲ推究シテ明白ナリ便チ共犯中ノ甲者ヲ重罪犯ナリトシテ地方裁判所ノ管轄ニ歸シタルモノナレハ共犯中ノ乙者ハ輕罪犯ナルモ同裁判所ノ管轄ニ屬セサルヘカラス

○二個ノ裁判所ノ管轄ニ屬スル正犯數名アル場合ニ於テハ刑事訴訟法第二十八條第二項ノ規定ニ依リ最初豫審ニ著手シタル裁判所之ヲ管轄スヘキモノトス從テ正犯ノ一名免訴セラレタリト雖モ之カ爲メ一旦定マリタル裁判管轄ヲ變更スヘキモノニ非ス

〔第二十條〕

○刑事訴訟法第三十條ノ旨趣ハ海船内ノ犯罪ニ付キ裁判管轄ノ範圍ヲ擴張スルニ在リテ專屬管轄ヲ定メタルモノニ非ス

〔第二十一條〕

○數個ノ裁判所中何レノ裁判所カ管轄ナルヤ疑ハシキトキハ管轄裁判所

三七	二四〇
三七	三六
三三	一八

ノ指定ヲ申請スヘキモノナレトモ數個ノ裁判所中最初ニ豫審又ハ公判ニ著手シタル裁判所アルトキハ其管轄ニ屬スルモノナルヲ以テ管轄裁判所ノ指定ヲ申請スヘキモノニ非ス

第二章 裁判所職員ノ除斥及ヒ忌避回避

〔第四十條〕

- 刑事訴訟法第四十條ハ其職務ナル概括的ノ文詞ヲ用キ毫モ制限ヲ加ヘサルヲ以テ苟クモ公判裁判所ノ判事タル資格ニ於テ爲ス所ノ職務ハ其事件ノ下調ニ關スルト公判ノ審問證據調若クハ辯論ニ關スルト被告事件ノ判決又ハ其言渡ニ關スルトニ論ナク總テ之ニ包含スルモノトス
- 偽證ニ依リ害ヲ被ムル者ハ國家ノ裁判權其者ニシテ判事又ハ裁判所書記ニ非ス從テ虛偽ノ證言ヲ聽キタル判事及ヒ裁判所書記ハ偽證ノ被害者トシテ偽證事件ニ付キ其職務ノ執行ヨリ除斥セラルヘキモノニ非ス
- 豫審終結ニ干與シタル判事カ重ネテ其公判ニ干與シタルハ違法ナリ
- 忌避申請ニ對スル決定ノ干與ハ前裁判ノ干與ト云フヘカラス
- 刑事訴訟法第四十條第四號ニ所謂（不服ヲ申立テラレタル裁判ノ前審

二五
六
二九

三七
五七

三六
一
二〇
二六
一
二〇
二六
一
二〇

ニ干與シタルトキトハ下級審ノ審判ニ干與シタル判事カ上級審ノ審判ニ干與スル場合ヲ謂フ

〔同三三〕

前審ニ干與シタル判事ニシテ重ネテ第二審ヲ負擔審理シタルハ法律ノ規定ニ違背シタルモノトス

○豫審終結決定ノ抗告ニ對シ裁判ヲ爲シタル判事ハ公判ニ參與スルコトヲ得ス

○公訴不受理ノ裁判ノ干與ハ除斥回避ノ原因トナラス

〔同三三〕

控訴審ニ於テ第一審判決ヲ取消シ公訴不受理ヲ言渡シタル事件ニ對シ檢事新タニ公訴ヲ提起シ之ニ依リテ判決ヲ下シタル場合ニアリテハ第一審裁判所ノ判事前後同一ナルモ不服ヲ申立テラレタル裁判ノ前審ニ干與シタリト云フヲ得ス

○闕席判決ニ干與シタル判事ハ前審ニ干與シタルモノニ非ス

〔同三三〕

闕席判決ハ故障ヲ申立タル裁判ノ前審ニ非ス

○第一審判決ニ干與シタル判事ニシテ第二審裁判所ノ囑託ヲ受ケ證人ヲ訊問シタル處措ハ不法ナリ

○第一審ニ干與セシ書記ノ出廷シタル第二審公判ハ刑事訴訟法第四十條

三三
一〇
六二

三〇
五
三六

三三
九
六五

三三
九
七

二七
四〇

三三
二
九二

○甲ニ對スル判決ニ於テ甲ハ乙ト共ニ犯罪ヲ爲シタリトノ事實ヲ記載シ
タレハトテ之ヲ以テ直ニ乙ヲ有罪ナリト豫斷シタルモノニ非ス從テ乙
ニ對スル偏頗ナル裁判ヲ爲スコトヲ疑フニ足ルヘキ情況アルモノト云
フヲ得ス

〔第四十二條〕

○忌避ノ申請ヲ不當ナリト宣言スル決定ニ對シテハ即時抗告ヲ爲スコト
ヲ得ヘキモノニシテ不變期間ハ七日ナリトス

○勾留ヲ受ケタル被告人上訴ヲ爲スニハ其申立書ヲ監獄署長ニ差出スヘ
キ旨ノ規定(刑事訴訟法第二百四十五條)アルモ忌避ノ申請ニ付テハ其
規定アルコトナシ從テ忌避申請提起ノ效力ハ申請書カ裁判所ニ到達シ
タル時ニ生スルモノトス

○被告人ノ審問ヲ終リタル後判事ヲ忌避スルノ申請ヲ爲シタル場合ト雖
モ其忌避ノ原因ヲ覺知シタルハ被告人ノ審問ヲ終リタル後ナルコトヲ
疏明シタルトキハ其申請ハ民事訴訟法第三十五條第三項ニ因リ適法ナ
リトス

〔第四十三條〕

○相被告人ノ辯護人ヨリ忌避ノ申請ヲ爲シタルハトテ申請ヲ爲ササル他

三五	八
三五	二
三五	四
三五	二
三五	四
三五	一
三五	八
三五	二
三五	四
三五	二
三五	四
三五	一

ノ被告人ニ對シ辯論ノ中止ヲ爲スヲ要セス從テ裁判所ハ事件ヲ分離シ
訴訟ヲ進行スルモ違法ニ非ス

〔第四十五條〕

○豫審終結決定書ニ書記ノ署名捺印ヲ要スヘキ規定ナシ從テ豫審終結決
定書ニ書記ノ署名捺印アルモ法律上豫審終結ニ干與シタルモノト云フ
ヲ得ス

○刑事訴訟法ノ判事ノ除斥ニ關スル規定ハ裁判所書記ニモ之ヲ準用スヘ
キモノナルモ同法第四十條第四號前段ニ掲クル除斥ノ理由ハ其性質ニ
於テ判事ニノミ存シ裁判所書記ニ存シ得ヘカラサルモノトス從テ裁判
所書記ニ對シテハ結局其適用ナシ

第三編 犯罪ノ捜査、起訴及ヒ豫審

第一章 捜査

○司法警察官ノ爲ニ犯罪ノ捜索ニハ土地ノ管轄アリト雖モ巡查ハ犯罪捜
索ノ職權ヲ有セサルヲ以テ其爲シタル處分ニシテ管轄ニ背反スルコト
アルモ之ヲ以テ法律上ノ捜索ナリトシ無効ノ處分ナリト論スルコトヲ
得ス

三五	四	一〇六
三五	五	二九
三五	〇	三五〇
三四	六	一七

〔第四十六條〕

○檢事ハ起訴後ト雖モ捜査處分ヲ爲スコトヲ得

(反對)

非現行犯ノ場合ニ於テ犯罪捜査ノ目的ニ出ルモ檢事ニ於テ被告人ヲ訊問シ調書ヲ作ルコトヲ得サルモノトス故ニ檢事ノ職權外ニ作リタル選法ノ調書ヲ斷罪ノ證據トシテ判決シタルハ失當ヲ免カレズ

○被告事件ノ確定セサル間ハ檢事ハ捜査ノ職權ヲ有ス從テ事件カ第二審ニ繫屬スル場合ト雖モ第一審ノ檢事ハ引續キ其職權ヲ行フコトヲ得
○非現行犯ノ場合ト雖モ犯罪ノ捜査上必要ナルトキハ檢事ハ持主ノ承諾ヲ得テ墳墓ヲ發掘シ死體ヲ檢スルノ職權アルモノトス

〔第四十七條〕

○司法警察官ハ現行犯ニ就テノミ被告人及ヒ關係人ヲ訊問シ調書ヲ作ルノ職權アルモ非現行犯ノ場合ニ於テハ其名稱ノ如何ニ拘ハラズ之ヲ作ルノ權ナシ乃チ非現行犯ノ場合ニ於テ司法警察官ノ作リタル調書ヲ斷罪ノ證據ト爲シタルハ違法ノ裁判ナリ
○司法警察官ハ犯罪ノ捜査ヲ爲スニ付事毎ニ檢事ノ指揮ヲ待ツヲ要セス
○司法警察官ハ檢事ノ補佐官ナリ

三四	一	四九
二六	二	一九
三四	二	一六
四〇	一三五	
二六	二	二六
二九	三	七
二九	三	七
二九	七	七

○職權ニ依テ代理セラレタルモノハ本官ト同一ノ資格ヲ有ス是故ニ警部代理トシテ作成シタル巡査部長ノ檢證調書ハ法律上無効ニ非ス
○林務官ハ山林盜伐事件ニ付キ被害現場ニ臨ミ被害物件ノ調査ヲ爲スノ職權ヲ有ス

○既ニ事件ヲ檢事ニ送付シタル後司法警察官ニ於テ訊問ヲ爲スハ職權ヲ踰越シタル不法ノ處措ナリ從テ其不法ノ訊問ニ依テ得タル答辯ヲ記載シタル手續書モ亦無効ノ文書ナリ

○司法警察官ハ犯罪ノ捜査ニ關シ檢事ノ指揮ニ從フヘキモノトス然レトモ其必要アル場合ニ於テハ事件ヲ檢事ニ送致シタル後ト雖モ檢事ノ指揮ヲ待ツコトナク直チニ捜査處分ヲ爲スコトヲ得

○營林主事補ハ刑事訴訟法第四十七條ニ所謂林務官ナリ故ニ其森林ノ保護上司法警察官トシテ常ニ犯罪搜索ノ職權ヲ有ス

(同法四)

刑事訴訟法第四十七條第五號ニ所謂林務官トハ官名ヲ指シタルモノニ非スシテ林務ニ關スル職責ヲ有スル官吏ヲ總稱シタルモノナリ從テ營林主事補モ亦同條ニ所謂林務官ナルヲ以テ司法警察官トシテ假豫審處分ヲ爲スノ職權ヲ有ス

○司法警察官ハ毎ニ捜査權ヲ有ス從テ公訴提起後ト雖モ其捜査上作成シ

二九	五	三四
三〇	三	五八
三四	一	三
三四	五	四一
三四	九	三〇
三〇	二	五九

タル聴取書ハ無効ニ非ス

○司法警察官ハ檢事ノ補助官トシテ豫審中ノ犯罪事件ニ付テモ尙ホ捜査權ヲ有ス從テ自ラ現行犯罪ノ豫審處分ニ著手シタル場合ト雖モ聴取書ヲ作成スルコトヲ得

○御料局技手ハ判任官ニシテ出張所長ハ御料局支廳職制御料局名古屋支廳出張所處務規程ニ依リ御料財産ナル御料林ノ林務ニ關スル職責ヲ有ス從テ刑事訴訟法第四十七條第五ノ林務官即チ司法警察官トシテ犯罪ヲ捜査スル權限ヲ有スル官吏ナリトス

○巡查ヲシテ警部代理ヲ爲サシムルコトヲ得ルハ明治十四年十月司法省達ノ定ムル所ナリトス從テ警部代理ヲ爲シタル巡查ハ當然司法警察ノ事務ヲ行フノ資格ヲ有ス

第一節 告訴及ヒ告發

〔第四十九條〕

○商店ノ支配人カ自己ノ管理スル物品ヲ騙取サレタル場合ニ於テ其管理ノ責任アル支配人ハ自ラ告訴ヲ爲スコトヲ得ヘキモノトス

○法人ニ非サル集合體ト雖モ總會ノ決議ニヨリ訴訟委任ヲ爲スノ能力ヲ有ス

三五	三	四
三五	四	一五
三六	九	四一
三六	二	二六
二六	二	一〇
二六	四	一

○他人ノ妻ヲ脅迫シテ其夫ノ物品ヲ強取シタル所爲ニ對スル被害者ハ妻ニ非スシテ夫ナリトス從テ其夫ノ告訴調書ハ法律上無効ニ非ス

○驛長若クハ其代理者ハ管轄内ニ起リタル事件ニ付キ告訴ヲ爲スノ權能ヲ有ス

○合名會社ノ支配人ハ自己ノ所管ニ係ル事項ニ付テハ訴訟上ノ特別委任ヲ受クルヲ以テ會社ノ爲メ告訴ヲ爲スノ權能ヲ有ス

○一旦適法ニ作成セラレタル告訴調書ハ告訴取下ノ爲メ無効ニ歸スヘキモノニ非ス

○他人ニ委任シテ告訴ヲ提起シタル場合ニ於テ其委任狀ノ添付ナキハ告訴狀ノ成立ニ關スル問題ニ屬シ告訴狀其物ノ證據力ニ付テハ何等ノ影響ヲ及ホスモノニ非ス

○被害者ニ非スシテ告訴狀ニ署名シタルモノハ告發人ト認ムヘキモノトス從テ其告發ノ事項ニシテ不實ニ涉ルトキハ誣告罪ヲ構成ス

○親告罪ノ場合ト雖モ加害者ノ氏名不詳ナルトキハ之ヲ告訴狀ニ記載スルヲ必要トセス

○警察署ニ爲シタル告訴ハ司法警察官ニ爲シタル告訴ナリ

○妻カ他人ニ毆打セラレ創傷ヲ受ケタルトキハ夫モ亦被害者ナリトス從

二九	二	一
二九	五	四
二九	〇	七〇
三〇	一〇	一三三
三二	二	二七
三三	三	二三
三三	三	八六
三三	九	五

テ其夫カ爲シタル告訴ハ有效ナリ

○刑事訴訟法上告訴ノ提起ニ付キ何等ノ區別アルコトナシ從テ其親告罪

ニ對スルモノト否トヲ問ハス總テ檢事又ハ司法警察官ニ爲スヘキモノ

ニシテ裁判所ニ爲スヘキモノニ非ス

○外國人カ其國語ヲ以テ記載シタル告訴狀ハ有效ナリ

○犯罪地又ハ被告人所在地ノ檢事ハ事物ノ管轄權ナキ場合ト雖モ告訴ヲ

受クルノ職權ヲ有ス

○告訴ハ親告罪ニ對スル訴追ノ要件ナルモ其成立要件ニ非ス從テ被害者

ノ告訴アルト否トハ犯罪ノ成否ニ何等ノ影響ナシ

○新聞紙上ノ記事ヲ以テ誹毀セラレタル者カ責任者ノ何人ナルカヲ確知

シ能ハサル場合ニ告訴ヲ提起スルハ其責任者ニ對シ訴追ノ上相當ノ處

分アラントトヲ求ムルニ外ナラス從テ告訴狀ニ指摘セラレサル者ト雖

モ實際責任者ト認メタル以上ハ之ヲ處罰スヘキハ當然ナリ

第五十一條

○刑事訴訟法中官吏ノ作ルヘキ書類ニ付テハ其記載方ノ規定アルモ其他

ハ法文ノ規定ナキニ依リ告訴狀ニ年月日ノ記載ナキモ無効ト云フヲ得

三六	二	三
三七	一八〇	
三七	一五六〇	
三七	八四	
三六	七六	
三六	七六	
三六	一六	

○口述ヲ以テ告訴ヲ受ケタル官吏ハ調書ヲ作成スヘキモノトス

○司法警察官ニ於テ告訴人ニ對シ事實ヲ取調ヘ其陳述ヲ聽取シ告訴狀ニ

附記スルハ不法ニ非ス

○告訴ヲ受クル官吏カ犯罪ノ自首ト同時ニ告訴ヲ受ケタル場合ニ於テ之

ヲ一ノ文書ニ録取シテ署名捺印セシメタルトキハ其調書ハ自首ト告訴

トヲ兼ヌルモノトス

○告訴調書ハ刑事訴訟法第五十一條ニ依リ作成スヘキ書類ナリトス從テ

其調書ニシテ官印ノ捺捺ナキ以上ハ無効ナリ

○自首ハ犯人自ラ其罪ヲ官ニ告クルモノナルヲ以テ自首ニ關シテハ刑事

訴訟法第五十三條第二項ニ準シ自首ヲ受ケタル司法警察官ハ同法第五

十一條第二項ニ從ヒ調書ヲ作成スルノ權能アルモノトス從テ其調書ハ

調書トシテ有效ナリ

○犯人カ口述ヲ以テ自首ヲ爲シタルトキハ之ヲ受ケタル官吏ハ口述ノ告

訴告發ヲ受ケタル場合ニ準シ刑事訴訟法第五十一條第二項ニ從ヒ調書

ヲ作ルヘキモノニシテ同法第四百十七條及ヒ第九十二條ニ依ルヘキモ

第五十二條

第五十二條

三九	二	三
三九	一七九	
三五	六一三	
三三	八七	
三一	五	一三
三九	二	三

○官吏其職務ヲ行フニ因リ犯罪アルコトヲ認知シタル場合ニ於テ職務ヲ行フ地ノ檢事ニ告發狀ヲ提出セスシテ警察署長ニ提出シタル措置ハ手續ヲ誤リタルモノトス然レトモ之カ爲メニ其告發狀ノ無効ニ歸スヘキ謂レナシ

○告發ハ其效ナシトスルモ告發書自體ハ文書タルノ效ヲ失ハス

○警部カ非現行犯ニ付キ告發ヲ爲スハ犯罪捜査上司法警察官トシテ其職務ヲ行フモノニ非スシテ普通官吏カ其職務ヲ行フニ因リ犯罪アルコトヲ認知シ告發ヲ爲スモノトス從テ其告發書ノ作成ニ付テハ刑事訴訟法第二十條ノ適用ヲ受クルモノニ非サルヲ以テ告發書ニ作成場所ノ記載ナキモ無効ニ非ス

○刑事訴訟法第五十二條第一項ハ官吏公吏ノ便利ノ爲メ其職ヲ奉スル地ノ檢事ニ告發ヲ爲シ得ヘキコトヲ規定シタルニ外ナラサレハ之ヲ以テ官吏公吏カ其所在地以外ナル犯罪ノ地又ハ被告人所在ノ地ノ檢事ニ告發スルコトヲ禁シタルモノト爲ヌヲ得ス

○告發書ニハ必スシモ犯人ノ氏名ヲ明記スルヲ要セス

○告發書ニ告發者ノ署名捺印ヲ要スルハ其書面ノ眞正ヲ認識スルコトヲ得セシムルノ旨趣ニシテ告發成立ノ條件トナシタルモノニ非ス

三〇	三	二七〇
三一	二	二七〇
三二	三	二七〇
三三	四	二七〇
三四	五	二七〇
三五	六	二七〇
三六	七	二七〇
三七	八	二七〇
三八	九	二七〇
三九	一〇	二七〇
四〇	一一	二七〇
四一	一二	二七〇
四二	一三	二七〇
四三	一四	二七〇
四四	一五	二七〇
四五	一六	二七〇
四六	一七	二七〇
四七	一八	二七〇
四八	一九	二七〇
四九	二〇	二七〇
五〇	二一	二七〇
五一	二二	二七〇
五二	二三	二七〇
五三	二四	二七〇
五四	二五	二七〇
五五	二六	二七〇
五六	二七	二七〇
五七	二八	二七〇
五八	二九	二七〇
五九	三〇	二七〇
六〇	三一	二七〇
六一	三二	二七〇
六二	三三	二七〇
六三	三四	二七〇
六四	三五	二七〇
六五	三六	二七〇
六六	三七	二七〇
六七	三八	二七〇
六八	三九	二七〇
六九	四〇	二七〇
七〇	四一	二七〇
七一	四二	二七〇
七二	四三	二七〇
七三	四四	二七〇
七四	四五	二七〇
七五	四六	二七〇
七六	四七	二七〇
七七	四八	二七〇
七八	四九	二七〇
七九	五〇	二七〇
八〇	五一	二七〇
八一	五二	二七〇
八二	五三	二七〇
八三	五四	二七〇
八四	五五	二七〇
八五	五六	二七〇
八六	五七	二七〇
八七	五八	二七〇
八八	五九	二七〇
八九	六〇	二七〇
九〇	六一	二七〇
九一	六二	二七〇
九二	六三	二七〇
九三	六四	二七〇
九四	六五	二七〇
九五	六六	二七〇
九六	六七	二七〇
九七	六八	二七〇
九八	六九	二七〇
九九	七〇	二七〇
一〇〇	七一	二七〇

○官吏ノ作成スル告發狀ハ刑事訴訟法第五十二條第二項ノ規定ニ則ルヘキモノニシテ同法第二十條ノ規定ニ從フヘキモノニ非ス

(同主旨)

刑事訴訟法第五十二條ニ依リ官吏公吏カ告發ヲ爲スハ該職務ノ範圍外ニ屬スルヲ以テ此場合ニ於テ刑事訴訟法第二十條ノ規定ニ適セサルモ之カ爲メ其書面ヲ無効ナリト謂フヲ得ス
告發ハ刑事訴訟法第五十二條ノ規定ニ依リ官吏ノ署名捺印シタル文書ヲ以テ足レリトシ同法第二十條ノ法則ニ從フヲ要セス

(反對)

告發書ハ刑事訴訟法第五十條以下ノ規定ニ依リ作成スヘキモノニシテ同法第二十條ノ法則ニ從フヘキモノトス

○官吏ノ告發ハ其官吏ノ署名捺印シタル書面ヲ以テ之ヲ爲スヘキモノトス(刑事訴訟法第五十二條第二項)從テ活字ヲ以テ其官吏ノ氏名ヲ印刷シタル告發書ハ無効ナリ

○巡查ノ告發書ハ刑事訴訟法第五十二條第二項ノ規定ニ從ヒ告發者タル巡查ノ署名捺印アルノミヲ以テ足り其所屬警察署ノ印ヲ押捺スルノ必要ナシ

第五十三條

○告發人ノ捺印ナキ告發書ト雖モ無効ニ非ス從テ其告發ニシテ不實ニ涉

三三	五	四二
三四	六	四二
三五	七	四二
三六	八	四二
三七	九	四二
三八	一〇	四二
三九	一一	四二
四〇	一二	四二
四一	一三	四二
四二	一四	四二
四三	一五	四二
四四	一六	四二
四五	一七	四二
四六	一八	四二
四七	一九	四二
四八	二〇	四二
四九	二一	四二
五〇	二二	四二
五一	二三	四二
五二	二四	四二
五三	二五	四二
五四	二六	四二
五五	二七	四二
五六	二八	四二
五七	二九	四二
五八	三〇	四二
五九	三一	四二
六〇	三二	四二
六一	三三	四二
六二	三四	四二
六三	三五	四二
六四	三六	四二
六五	三七	四二
六六	三八	四二
六七	三九	四二
六八	四〇	四二
六九	四一	四二
七〇	四二	四二
七一	四三	四二
七二	四四	四二
七三	四五	四二
七四	四六	四二
七五	四七	四二
七六	四八	四二
七七	四九	四二
七八	五〇	四二
七九	五一	四二
八〇	五二	四二
八一	五三	四二
八二	五四	四二
八三	五五	四二
八四	五六	四二
八五	五七	四二
八六	五八	四二
八七	五九	四二
八八	六〇	四二
八九	六一	四二
九〇	六二	四二
九一	六三	四二
九二	六四	四二
九三	六五	四二
九四	六六	四二
九五	六七	四二
九六	六八	四二
九七	六九	四二
九八	七〇	四二
九九	七一	四二
一〇〇	七二	四二

第五十四條

ルトキハ誣告罪ヲ構成ス

『第五十四條』

○代理人カ告訴狀ヲ提出スル場合ニ於テハ特ニ代理人ナル文字ナキモ該書面ノ文詞ニ徴シ其趣意ヲ知了シ得ル以上ハ代理人ノ告訴トシテ其効力アルモノトス

○遞信省カ著作權ヲ侵害セラレタル場合ニ於テハ著作權法第四十四條ノ被害者ノ位地ニ在ル者ハ即チ國ニシテ其國ヲ代表スル者ハ遞信大臣ナリトス從テ遞信大臣ハ刑事訴訟法第五十四條ニ依リ代理人ニ委任シテ偽作ノ告訴ヲ爲スコトヲ得

○後見人ニモ非スシテ單ニ支配人タルニ過キサレモノハ法律上ノ代理人ト云フヘカラス法律上ノ代理人ニ非サル者ノ委任ヲ受ケテ提起シタル告訴狀ハ其効ナキモノナルニ之ヲ探テ斷罪ノ證トナセシ判決ハ不法ナリ(第五十二條三二年二卷三頁參照)

○告訴狀ニ甲ハ乙ノ親權者タルコトヲ表示シアル以上ハ告訴狀ニ添附セル甲ヨリ丙ニ對スル告訴委任狀ニハ法律上代理人ナル旨ノ記載ナク單ニ甲ノ署名ノミアルモ乙ノ親權者タル資格ヲ以テ委任シタルモノトスルヲ當然トス

三三

三一

三元

二五九

四〇

二六三

二七

二四〇

三五

一九

一五六

第二節 現行犯罪

第五十六條

『第五十六條』

○刑事訴訟法第五十六條ニ所謂現ニ行ヒ終リタル際トハ讀テ字ノ如ク現ニ行ヒ終リタル當時即チ既ニ行ヒ終リタルモ犯人ノ未タ現場ヲ離レサルカ又ハ既ニ逃走スルモ衆口喧傳尙ホ其犯狀ヲ知ルニ足ルヘキカノ如キ場合ヲ云フ故ニ本案ノ如キ殺害後一晝夜以上ヲ經、初メテ發覺シタル場合ニ在テハ該法條ニ依リ之ヲ現行犯ト云フヲ得サルモノトス

○犯罪ヲ行ヒ終リタル際直ニ發覺シタル事件ハ犯人ノ何人タルヤヲ知ルコト能ハサル場合ト雖モ刑事訴訟法ニ所謂現行犯ナリトス

○現行犯トハ必スシモ其現ニ行ヒ又ハ現ニ行ヒ終リタル際犯罪捜査ノ權ヲ有スル者ニ發覺セラレコトヲ要スルモノニ非ス巡查カ賭博ノ現行犯アルコトヲ知リテ刑事訴訟法第五十八條及ヒ第五十九條ノ手續ヲ盡シタル場合ニ於テハ現行ノ賭博罪アリトス

(友對)

賭博ノ現場ヲ巡查ニ瞻見セラレタル以上ハ犯人ノ現場ニ在ルト逃走シタルトナ間ハス凡テ現行犯ナリ

第五十七條

『第五十七條』

刑事訴訟法 犯罪ノ捜査起訴及ヒ豫審 捜査 現行犯罪

二九

二〇

七六

三四

九

一〇八

三〇

五

四

○捜査ノ結果贓金ト認ムヘキモノヲ發見シタル場合ハ現行犯ニ準スヘキモノニ非ス

第五十八條

第五十八條

○刑事訴訟法第五十八條ニ依リ巡査カ令狀ヲ待タスシテ被告人ヲ逮捕スル場合ニ於テハ現場ニ在ル犯罪供用ノ物件ヲ差押ユル等現行犯タル事實ヲ保存スルノ方法ハ自ラ同條ニ包含スルモノトス

○警察官ニ賭博ノ現行犯ヲ認知逮捕セラレタル以上ハ其認知逮捕シタル者ノ巡査ナルト警部ナルトハ賭博罪ノ構成ニ影響ヲ及ボサス

○刑事訴訟法第五十八條ハ司法警察官及ヒ巡査憲兵卒ニ對シ被告人ノ確定罪證ノ確保ニ關スル應急處分ヲ命シタルモノナレハ此等ノ吏員ハ親告罪ニ對スル場合ト雖モ告訴ヲ待タスシテ直ニ其現行犯人ヲ逮捕スヘキ義務ヲ負フモノトス

第五十九條

第五十九條

○逮捕調書ト告發調書トハ法律上之ヲ各別ニ作成スヘシトノ規定ナシ從テ現行犯人ヲ逮捕シ之ヲ告發スルニ際シ二者ヲ一括シテ一調書ヲ作成スルモノ不法ニ非ス

○逮捕及ヒ告發ニ付テノ調書ヲ作成スルハ假豫審處分ニ非スシテ捜査處

三	三	三	三	三
二	四	五	五	二
二	八	六	六	九
二	八	六	六	九

分ナリ

○刑事訴訟法第五十九條ノ被告人ヲ逮捕引致シタル巡査憲兵卒ト其被告人ヲ受取り調書ヲ作ルヘキ司法警察官トハ別人ナルコトヲ要ス

○巡査憲兵卒カ現行ノ犯人ヲ逮捕シテ之ヲ司法警察官ニ引致シ逮捕告發ヲ爲スハ其職務上發見シタル犯罪ニ關スル報告ヲ爲スモノニ外ナラサレハ便宜之ヲ書面ニ錄取シテ提出スルモ妨ナシ

○巡査カ准現行犯ト思料シ被告人ヲ引致告發シ之ヲ受取りタル司法警察官ニ於テ引致告發調書ヲ作成シタル以上ハ縱令後日ニ至リ非現行犯ナリシコト判明スルモ之カ爲メ既ニ適法ニ成立シタル調書ハ無効ト爲ルヘキモノニ非ス

(同(三))

巡査者クハ憲兵卒カ現行犯人トシテ逮捕シタル場合ニ於テ之ヲ受取りタル司法警察官カ其逮捕及ヒ告發ニ付テノ調書ヲ作成シタルトキハ其取調ノ結果縱令非現行犯ナルコト判明スルモ既ニ作成シタル調書ハ無効ニ歸スヘキモノニ非ス

巡査ニシテ非現行犯ヲ現行犯ト思料シタル場合ニ於テ被告人ヲ逮捕告發シタルトキハ司法警察官ハ刑事訴訟法第五十九條第二項ノ法則ニ基キ逮捕告發ニ關スル調書ヲ作成スヘキモノニシテ而シテ其調書ハ證據力ヲ有ス

司法警察官ハ現行犯トシテ逮捕引致ヲ受ケタルトキハ其事件ノ現行犯タルト非現行犯タルト

三〇	三〇	三七	三七	三〇
三	九	二	二	三
七	五	八	八	七
二	六	二	二	八

罪ニ付キ公訴ノ提起アリタルトキハ私印ノ偽造若ク盗用罪モ亦其公訴ニ包含スヘキモノトス

三五九 一〇七

○ 檢事カ公訴ヲ提起スルニハ起訴狀ヲ提出スルノミヲ以テ足レリトセス公判ニ於テ被告事件ヲ陳述スルコトヲ必要トシ且公判ノ起頭ニ於テスルヲ普通ノ順序トス

三七 一六

○ 詐欺取財ヲ爲スニ因リ公正證書ヲ偽造行使シタル所爲ハ實質上ノ一罪ニシテ本案ノ判決ニ依リ總テ確定スルモノトス從テ其公正證書偽造行使ノ事實ニ付キ後日ニ至リテ再ヒ訴ヲ受クルコトナシ

三七 四一

○ 檢事カ同一被告人ニ對シ同一事件ニ付キ再ヒ豫審ノ請求ヲ爲スハ二重ニ刑ノ適用ヲ求ムルモノナレハ固ヨリ不合法ノ訴ニシテ受理スヘキモノニ非ス

三七 一〇六

○ 一罪ニ對シテハ一ノ起訴アルノミヲ以テ足り之ヲ構成スル各箇ノ所爲ニ付キ各別ニ起訴ノ手續ヲ爲スコトヲ要セス從テ檢事カ一ノ犯罪ヲ構成スル或所爲ノミヲ指摘シテ起訴ノ手續ヲ爲シタル場合ト雖モ裁判所ハ總テノ所爲ニ對シテ審理判決ヲ爲シ得ヘキモノトス

三六 三九

(同三三)

檢事カ一罪中ノ一部ヲ指摘シテ起訴ノ手續ヲ爲シタル場合ト雖モ裁判所ノ審理ハ其犯罪ノ全

部ヲ目的トシ該犯罪ヲ構成スル總テノ所爲ニ對シテ判決ヲ與フヘキモノトス從テ裁判所ノ審理判決カ檢事ノ指摘以外ノ所爲ニ涉ルモ其所爲ニシテ苟クモ實質上起訴ニ係ル犯罪ノ一部ヲ成ス以上ハ請求ヲ受ケサル事件ニ付キ判決ヲ爲シタル不合法アリト云フヲ得ス
一ノ犯罪ニ付キ起訴アリタルトキハ起訴以後ニ成就セラルヘキ該犯罪中ノ一所爲ニ對シテモ亦其效力ヲ及ホスヘキモノトス

三六 一七〇
三六 三五

○ 繼續犯罪ニ對スル起訴ニハ繼續シタル各所爲ハ悉ク包含セララルヘキモノトス從テ檢事ノ豫審請求書ニ明記ナキ點ト雖モ該犯罪ノ一部ヲ爲スヘキ所爲ハ同シク起訴ノ目的ト爲リタルモノナリ

三六 九七九

○ 起訴及ヒ豫審終結決定書ニ包含シタル事實關係ノ全部ハ即チ公訴事實ニシテ裁判所ニ於テ審理判決スヘキ範圍ニ屬シ檢事若クハ豫審判事カ其事實關係中ノ一部ヲ犯罪ト認メ他ノ部分ヲ犯罪ト認メサリシカ如キ事實上ノ觀察ハ裁判所ヲ羈束スヘキモノニ非ス

三九 六三

(同三三)

公訴ハ一定ノ事實ニ付キ提起セラルルモノトス故ニ豫審判事カ其事實ニ對シ如何ナル罪名ヲ付スルモ之カ爲メ毫モ公訴ニ影響ヲ及ホスコトナシ

三六 一八九

○ 檢事カ現行犯事件ニ對シ一度假豫審ノ處分ニ著手シタル場合ト雖モ刑事訴訟法第四百五條ノ手續ヲ履行セサル以上ハ爾後更ニ豫審ヲ請求シタルハトテ一事件ニ付キ兩度ノ起訴ヲ爲シタル不合法アリト云フヲ得

ス

○強盜殺人ハ財物ノ奪取及ヒ殺人ノ二所爲相合シテ一箇ノ犯罪ヲ構成スルモノナレハ殺人ノ行爲ヲ揭擧シテ公訴ノ提起アリタル以上ハ判事若クハ裁判所ハ財物奪取ノ點ニ付テモ亦裁判ヲ爲スノ權能アルモノトス

○檢事正ノ職ニ在ル者ハ檢事ナルカ故ニ檢事正ノ名ヲ以テシタル起訴ハ適法ナリ

○起訴狀所載ノ犯罪事實ニ依リ其原因結果トシテ之ニ牽連スル他ノ犯罪事實カ自ラ該事實中ニ包容セラルルコトヲ推知シ得ヘキ場合ニハ各犯罪ニ付キ箇箇別別ニ事實ヲ摘示セサルモ總テ其公訴ニ包含スルモノト認ムルニ妨ナシ

○私書偽造行使詐欺取財ノ所爲ニ付キ豫審ヲ請求シタル後更ニ私印盜用ノ所爲アリトシテ起訴スルモ當初起訴ノ範圍ニ此所爲ヲ包含セシメザリシ以上ハ之ヲ以テ同一事實ヲ重複ニ起訴シタルモノト云フヲ得ス

第六十二條

第六十二條

○豫審ニ於テ未タ起訴アラサルモ公判ニ於テ檢事ヨリ起訴アルトキハ之ヲ裁判スルモ不法ニ非ス

○懲治場留置處分ハ純然タル刑罰ニ非スト雖モ幼者犯罪ノ行爲ニ對シ刑

三九 八四

四〇 二〇九

四〇 三九二

四〇 二五九

四〇 二二四

二六 二一

法上ノ制裁アル以上ハ此ヲ言渡ス者ハ裁判所ニシテ之ヲ請求スル者ハ檢事ナラサルヘカラス而シテ檢事ノ之カ請求ヲ爲ス手續ニ付テハ單ニ該處分ノミヲ目的トシタル時ト否トニ拘ハラズ公訴手續ニ準據シテ起訴スヘキモノトス

○重罪事件ノ公訴ハ豫審判事ニ向テ之ヲ提起セサルヘカラス然ルニ訴訟記録ニ檢事ヨリ豫審ヲ請求シタル事蹟ノ見ルヘキモノナク豫審判事ニ於テ被告ニ對シ公訴ノ提起アリタルモノト誤認シ豫審ヲ終結シ之ヲ公判ニ付シタルハ適法ニ成立シタル公訴ニ非サルヲ以テ公判ニ於テ受理スヘキモノニ非サルニ第一審第二審共ニ之ヲ受理シ判決ヲ與ヘタルハ不法ナリ

○被告カ七個ノ所爲ハ各自詐欺取財罪ヲ構成スルモノトシテ檢事ヨリ公訴ヲ提起シタルモ公判ニ於テ無罪ノ言渡ヲ受ケ其判決已ニ確定シタリ然ルニ被告ハ支拂ヲ停止シ爲メニ破産ノ宣告ヲ受ケタルニ至リタルナリ檢事ハ被告カ七個ノ所爲ヲ相合シテ更ニ一ノ詐欺破産罪ヲ構成スルモノトシ新ニ公訴ヲ提起シタリ果シテ被告ニ於テ右七個ノ如キ所爲アリテ且破産ノ宣告ヲ受ケタルニ於テハ茲ニ一罪ヲ構成スルモノナレハ同一事件ニ付キ罪名ヲ變更シ再起訴ヲ爲シタルモノト云フコトヲ得ス又

二六 二八五

二七 四五

此起訴ハ被告カ七個ノ所爲ハ孰レモ詐欺破産罪ヲ構成シ都合八罪アリトノ旨趣ニ非サレハ該公訴ハ唯一ニシテ分割スヘカラサルモノナリ

三元
三元
三元

(同三)

被告ハ詐欺取財トシテ起訴セラレ詐欺破産事件ニ付テハ一モ豫審ノ取調ヲ受ケタルコトナク第一審判決ヲモ受ケサルニ原院カ本案ニ付キ直ニ判決ヲ下シタルハ不當ナリト論告スレトモ訴訟記録ニ依レハ詐欺取財ト云ヒ詐欺破産ト云フモ唯其罪名ヲ異ニスルノミニテ其事實ハ同一即チ二事件ニ非サルヲ以テ未タ詐欺破産ノ豫審ヲ經スト云フヲ得ス

二元

○ 検事ノ起訴書中ニ公文書偽造行使ノ文詞ナシト雖モ公署公吏ノ印及ヒ村長ノ職印ヲ偽造行使シタリトシテ起訴スルニ於テハ其事實中ニハ公文書偽造行使ノ所爲ヲ包含スルモノトス

二元

○ 貨幣偽造罪ノ起訴ヲ受ケ審理ノ未詐欺取財罪トセラルルハ罪名ノ變更ニ過キサルヲ以テ別ニ起訴ノ手續ヲ要セス

二元

○ 検事ノ公訴ハ豫審判事管轄違ノ言渡ヲ爲スニ依リテ其效ヲ失ス從テ更ニ管轄裁判所ニ起訴ノ手續ヲ爲スニ非サレハ其公訴ハ受理スヘキモノニ非ス

二元

○ 司法官試補ニシテ地方裁判所検事ノ職務ニ屬スル事件ノ公訴ヲ提起スルハ越權ノ處分ナリトス而シテ其公訴ハ法律上何等ノ效力ヲ生スヘキ

二元

モノニ非ス從テ之ヲ受理シテ審判シタル判決ハ不法タルヲ免カレヌ
○ 公署公吏ノ印ヲ偽造シ並ニ公文書ヲ偽造行使シタル所爲ハ刑法第二百六條ニ則リ一ノ重キニ從ヒ一罪トシテ處斷スヘキモノトス從テ公印偽造罪ニ付キ公訴ヲ提起シタルトキハ公文書偽造罪モ亦其公訴ニ包括セラルルモノトス

二元

○ 日曜日ニ公訴ヲ提起スルコトヲ禁シタル法律ナシ

二元

○ 詐欺取財罪ノ訴名ニハ委託物費消罪ヲ包含ス

二元

○ 検事ノ起訴ハ手續履踐ノ方法ニ依リテ有效ヲ推測ス必スシモ起訴若クハ豫審請求ノ明言アルヲ要セス

二元

○ 共犯者ノ一人ニ對シ提起シタル公訴ヲ以テ他ノ共犯者ニ及ホスコトヲ得ス〔同一判例二八年三卷二七頁、二八年三卷一四五頁〕

二元

○ 私印偽造行使罪ニハ私印盗用罪ヲ包含ス

二元

○ 豫審請求書ニハ單ニ其罪目ヲ表彰スルヲ以テ足レリトス必スシモ其罪狀事實ヲ詳記スルヲ要セス

二元

○ 強竊盜罪ト贓物故買罪トハ犯罪ノ目的物同一ニシテ密接ノ關係ヲ有ス從テ強竊盜罪ノ公訴ニハ贓物故買罪ヲモ包含ス

二元

二元	二元	二元	二元	二元	二元	二元	二元	二元	二元
四	三	三	二	五	五	五	五	三	三
一〇	一〇	三〇	六三	一三〇	九三	五九	一〇	一〇	一〇

二元	二元	二元	二元	二元	二元	二元	二元	二元	二元
三	二	二	二	二	二	二	二	二	二
一四	五	四	二	二	二	二	二	二	二

○モノニシテ本案ニ對スル判決ニ非ス從テ檢事ハ更ニ適法ノ手續ニ基キ再ヒ其事件ノ公訴ヲ提起スルコトヲ得

(互對)

公判ニ對スル公訴不受理ノ判決ヲ爲シタルカ爲メ豫審ニ對スル起訴ノ手續ヲ消滅セス從テ檢事ノ爲シタル豫審ノ請求ハ該判決ノ後ニ至ルモ依然トシテ其效ヲ存ス

○豫審請求書ニ一定ノ法式ナシ

(同至旨)

法律ハ公訴ノ提起ニ關シ一定ノ書式ヲ制限セス從テ其旨趣ヲ了解シ得ヘキ書面ヲ提出スルヲ以テ適法起訴アリタルモノトス

○公訴狀ニ被告人ノ特徵トシテ郡村名及一定ノ官署ニ捕ヘラレ居ルモノナルコトヲ指示スル以上ハ其氏名ヲ明示セサルモ有效ノ起訴ナリ

(同至旨)

現行ノ重罪輕罪ヲ除ク外豫審判事ハ檢事ノ請求アルニ非サレハ豫審ヲ行フヲ得ヌ又公訴ハ犯罪ヲ證明シ刑ヲ適用スルヲ目的トスルモノニテ必ス其刑ヲ適用スヘキ人アルコトヲ要ス則チ被告ニ對シテ公訴ナキ豫審ハ適法ナラス從テ其調書モ亦其效ナキモノトス
人ハ被告事件ノ主體ナルヲ以テ公訴ヲ提起スルニハ必ス一定ノ犯人ヲ指示スルヲ要ス唯其犯人ノ氏名等ハ實際之ヲ查覈スル能ハサル場合アルヲ以テ法律ニ於テ其氏名ヲ指示スルヲ必要トセサルノミ然レハ犯罪事件ヲ指示シタルノミニテ其被告人ヲ指定セサル公訴ハ裁判所ニ於テ受理スヘキモノニ非ス

三〇	二八	三〇	二六	二七
七	三	八	三	七
二八	一九七	三三	二〇五	四七七

檢事ノ豫審請求書ニ被告三名ノ氏名ヲ記載セスト雖モ本件ハ數多ノ共犯人アリ已ニ某警察分署ニ於テ取押ヘタル者ニ依リ迅速著手云云ノ記載アレハ該書ニ氏名ヲ明示シタル者ノ外一定ノ人ニ對シ豫審ヲ請求シタルモノト謂ハサルヲ得ス然ルニ原院カ其豫審處分ヲ無効ナリトシ從テ公訴不受理ノ言渡ヲ爲シタルハ失當タルヲ免カレス
非現行犯ノ場合ニ於テ檢事ノ起訴ヲ爲スニハ一定ノ人アルヲ要ス故ニ非現行犯ノ場合ニ「甲者乙者」宅ニ於テ丙者博徒ノ爲メニ重傷ヲ負ヒ命危シト云フ如キ電報ハ被告人ノ何人タルヲ知ルコト能ハス斯ノ如キ檢事ノ豫審請求ハ法律上其效ナキモノナレハ之ニ基因セル豫審處分モ亦無効ナリ則チ其公訴ハ未ダ起リタルモノト云フヲ得ス

公訴ヲ提起スルニハ現行犯ノ外總テ一定ノ被告人ヲ指定スルヲ要ス
氏名不詳ノ被告人ニ對シテハ之ヲ記載セスシテ豫審ヲ請求スルコトヲ得
公訴ヲ提起スルニハ現行犯ノ外總テ一定ノ被告人ヲ指定スルヲ要ス而シテ其公訴ノ提起ハ書面ニ依ラサルヘカラス
被告人ノ氏名ヲ知り得サル場合ニアリテハ其何者タルコトヲ起訴狀ニ明示スルヲ以テ足ル又證人ニ對シ其氏名ヲ告ケサルモ其何者タルコトヲ明示シテ資格上ノ關係ヲ調査スルヲ以テ足ル
非現行犯事件ノ起訴ニ際シ被告人ノ氏名不詳ナルトキハ人相若クハ特徵ヲ指示シ其何人タルヲ確メ得ヘキ方法ニ依リ提起セサルヘカラス然ラサレハ其起訴ハ不適法ナリ
被告人ノ住所氏名不詳ナルモ人相特徵ニ依リ其誰タルコトヲ知り得ヘキトキハ適法ナル公訴ヲ提起スルコトヲ得ヘシ而シテ此場合ニ於テ通常ノ送達ヲ爲スコト能ハサルトキハ公示送達ヲ爲スヘキモノトス

二六	二六	二八	二九	三〇	三一
二九	二二	二二	二二	二四	一
二九	一八六	二七三	二四	三六	一五

○詐欺取財ヲ爲スニ因テ私書ヲ偽造行使シタル場合ニ在テハ私書偽造行使ノ起訴ニ詐欺取財ヲ包含ス

(同至旨)

私書偽造罪ト私印盗用罪及詐欺取財罪トハ罪質自カラ牽聯シテ互ニ密接ノ關係ヲ有ス從テ私書偽造罪ニ付キ公訴ノ提起アリタルトキハ私印盗用罪及詐欺取財罪モ亦其公訴ニ包括セララルモノトス

私書ヲ偽造行使シテ詐欺取財ヲ犯シタル所爲ハ二罪牽聯シテ分離スヘカラス從テ一所爲ニ對スル公訴ノ提起ハ他ノ所爲ニ對スル公訴ヲモ包含ス

詐欺取財罪ヲ犯スニ依リ文書ヲ偽造行使シタル所爲ハ想像上ノ二罪ニシテ實質上一所爲タルニ外ナラス從テ文書偽造行使罪ニ付キ公訴ノ提起アリタルトキハ詐欺取財罪モ亦其公訴ニ包含セララルモノトス

私書偽造ノ所爲ハ詐欺取財ノ公訴ニ包含ス而シテ二者各其罪質ヲ異ニス
私書偽造ノ所爲ハ詐欺取財ノ公訴ニ包含ス而シテ二者互ニ分離スヘカラサルノ關係ヲ有シ法律上一罪ヲ組成スルモノトス

○地方裁判所檢察ニ於テ現行犯ノ臨檢處分ヲ爲シ證據書類ニ意見書ヲ添ヘ豫審判事ニ送致シタルトキハ起訴アリタルモノトス

○檢察カ現行犯ノ場合ニ際シ臨檢ヲ請求シタルトキハ之ヲ以テ實質上豫審ノ處分ヲ求メタルモノトス

○破産宣告ヲ受ケタル者ニシテ詐僞ノ行爲アリト認メタルトキハ縱令破

三	三	二九	二九	二六	二六	三
三	九	六	六	四	四	四
五	七	七	三〇	七	一	三

産宣告確定前ト雖モ公訴ヲ提起スルコトヲ得

(同至旨)

檢察ノ起訴ハ縱令破産宣告確定前ニモセヨ決シテ法律上無効ノモノニ非ス而シテ本案第一審判決ノ前ニ於テ已ニ破産宣告確定シタルモノナレハ本案判決ノ當時ニ於テハ完全有效ノ起訴タリ

破産宣告確定前ナルニモセヨ既ニ破産宣告アリタルニ於テハ檢察ハ詐欺破産ノ公訴ヲ提起シ得ヘキモノナルカ故ニ豫審判事モ亦豫審ヲ進行スルヲ得ヘシ廻テ本件ニ於ケル破産宣告ノ確定ハ豫審終結ノ決定前ニ在リシチテ本案豫審手續ハ毫モ違法ニ非ス故ニ原院カ豫審ノ調査ヲ採用スルモ亦違法ニ非ス

破産ノ宣告ヲ受ケタル者ニシテ詐欺ノ行爲アリト認メラレタルトキハ其宣告確定前ト雖モ公訴提起ノ權アリトス
破産宣告確定前ニ在テハ刑ノ言渡ヲナスコト能ハサルモ詐欺破産ノ犯跡アル以上ハ公訴ヲ提起スルコトヲ得

○檢察ノ豫審請求書ト豫審判事ノ訊問調書ト同日ナル以上ハ豫審請求書ノ受付日附ニシテ後ナルモ誤記ト認ムヘキヲ以テ其豫審調書ハ無効ニ非ス

(同至旨)

豫審請求書ノ日附ニ著シキ誤謬アルモ他ノ文書ニ依テ其誤謬ヲ推認シ得ヘキトキハ該書面ハ有效ノ文書ナリ

○檢察ノ適法ノ起訴ナク即チ無効ノ起訴ニ基キテ爲シタル手續ハ其豫審

三	三	三	二六	二六	三
二	一〇	九	五	四	三
三	三〇	七	一一	六	三

ニ於ケルト公判ニ於ケルトヲ問ハス總テ其效力ナシ

○ 検事カ豫審ヲ求ムルニハ犯罪事實ノ概要ヲ摘舉スルヲ以テ足ル從テ犯罪ノ日時場所等ハ之ヲ詳示セサルモ不適法ノ起訴ト云フヲ得ス

○ 故殺未遂ノ告訴中ニハ之ヨリ輕キ毆打創傷セント脅迫シタル事實ハ當然之ヲ包含ス從テ裁判所カ被告ニ殺意アリタルニ非スシテ單ニ毆打創傷セント脅迫シタル事實ナリト判定シ脅迫罪ニ問擬シタルハ不合法ニ非ス

○ 検事ニ於テ被告人ノ氏名ヲ何誰ナリト信シテ豫審ヲ請求シタル以上ハ縱シ其請求書ノ氏名ニ誤謬アリトスルモ其被告人ニシテ相違ナキ限りハ豫審請求即チ公訴提起ノ効ナキモノト云フヲ得ス

○ 豫審判事カ犯罪事實ノ明示ナキ不完全ナル豫審請求書ヲ受理シ豫審ニ著手スルハ不合法ニシテ其處分ハ無効トナルヘキモ檢事カ追完ノ手續ヲ爲シタルトキハ起訴ニ要スル條件ハ完備シ同時ニ公訴ハ裁判所ニ繫屬シタルモノトス從テ其追完後ニ於テ豫審處分ヲ爲スハ毫モ妨ナシトス

○ 檢事ノ謀殺未遂トシテ起訴シタル事件ヲ後ニ被害者カ死亡シタルカ爲メ謀殺既遂トシテ裁判所カ審理判決シタル場合ニ於テハ其事件ハ同一

三五	七
三五	八
三五	一〇
三五	一〇
三五	一五
三六	九

ニシテ異別ノモノニ非サルヲ以テ謀殺既遂ノ點ニ付キ起訴ナキモノト云フヲ得ス

○ 檢事ハ自ラ爲シタル不起訴ノ處分ニ羈束セラルヘキ法規ナケレハ一旦不起訴ノ處分ヲ爲シタル事件ト雖モ後日犯罪ノ證據ヲ發見シタルトキハ起訴ノ手續ヲ爲スヘキハ當然ニシテ上官ノ命令ヲ待ツコトヲ要セス

○ 豫審判事カ請求ヲ受ケタル事件ニ付キ決定ヲ爲ササル以上ハ其事件ハ依然トシテ豫審ニ繫屬ス從テ檢事カ該事件ニ付キ再ヒ公判裁判所ニ公訴ヲ提起スルハ不合法ニシテ受理スヘキモノニ非ス

○ 公訴ノ提起ハ口頭辯論ニ於テスル場合ノ外起訴者ノ作成シタル文書ヲ以テ之ヲ明確ニ爲ササルヘカラス

(同主旨)

豫審請求書ハ刑事訴訟法第二十條ノ法則ニ從ヒ所屬官署ノ印ヲ用ヒ年月日場所ヲ記載シテ署名捺印スヘキモノトス而シテ此方式ニ欠缺アル請求書ハ無効ナルヲ以テ法律ハ之ニ依リテ公訴ノ提起ヲ是認スルコトナシ

公訴ノ提起ハ適法ノ文書ニ依ル(同一判例二八年三卷三七頁)

○ 電報ニ依リ公訴ヲ提起シタル場合ニハ通例ノ起訴狀ト同一ニ看做シ得ヘキ電報用紙存在スルカ故ニ起訴ノ事實ヲ明確ニスルコトヲ得從テ其

三六	九五
三七	二九
三七	二九
三六	五七
三六	五七
三六	五七

起訴ハ有效ナリトス

○電話ヲ以テ公訴ヲ提起セル場合ニハ縦合裁判所書記カ其通話ヲ受ケ豫審請求ト題スル文書ヲ作成シタリトスルモ之ヲ以テ起訴者ノ作成シタル文書ト同一ニ看做スコトヲ得ス故ニ其起訴ハ口頭辯論以外ニ於テ口頭ニ依ルモノト同シク何等ノ效力ヲ有セス

○檢事カ豫審中ノ事件ニ牽聯シテ豫審請求ノ形式ヲ備フル書面ヲ提出シタル場合ニ其處措ハ一箇ノ起訴ナルヤ將タ豫審判事ニ對シ起訴ノ旨趣ヲ明カニスル注意ニ過キサルヤハ該書面ノ内容ニ依リテ之ヲ判別セサルヘカラス

○〇ナル符號ハ文字トシテ何等ノ意味ヲ有セサレトモ該符號ノ上又ハ下ニ數字ヲ添加シ或數位ヲ指示スルハ我國普通ノ慣例ナリトス

(參照)

檢事ヨリ豫審請求アルトキハ有效ナル起訴アリタルモノトス公訴狀ニ契印ヲ欠クモ爲メニ起訴ノ手續ヲ無効タラシムルヲ得ス

第三章 豫審

第六十七條

『第六十七條』

三九	五七
三九	五七
四〇	二九四
四〇	二九四
四一	二二三
四一	二二三

○豫審判事カ未タ訴ヲ受ケサル前ニ在リテ證人ヲ訊問シタルハ刑事訴訟法第六十七條ニ違背シタルモノトス從テ其訊問手續ハ無効ナリ

○豫審判事カ被告事件ニ付キ未タ訴ヲ受ケサル前ニ於テ證人ヲ訊問シ作成シタル調書ハ無効ナリトス

第一節 令狀

第六十九條

『第六十九條』

○被告人自ラ豫審廷ニ出頭シテ供述ヲ爲シタル以上ハ召喚狀ノ有無ニ係ラス其豫審調書ハ有效ナリトス

第七十一條

『第七十一條』

○勾引狀ノ效力ハ其令狀ニ記載セシ裁判所ニ引致スルヲ以テ終了ス

○甲裁判所ノ發シタル勾引狀ヲ以テ乙裁判所ニ傳遞スルノ效力ナシ從テ其途次逃走ノ所爲アルモ囚徒逃走罪ヲ成立セス

第七十五條

『第七十五條』

○勾留狀ハ職權ヲ有スル檢事ニ非サレハ之ヲ發スルコトヲ得ス而シテ司法官試補ハ地方裁判所以上ノ檢事ヲ代理スルノ職權ナキヲ以テ其發シタル勾留狀ハ法律上何等ノ效力ヲモ生スヘキモノニ非ス從テ其執行ヲ遁レ逃走シタル所爲ハ囚徒逃走罪ヲ構成セス

三六	一五
三六	一五
三七	七四
三七	七四
三八	四
三八	四
三九	一
三九	一
四〇	二四
四〇	二四
四一	一七六
四一	一七六

第九十條

第九十條 第二節 證據

- 特別ノ場合ノ外民事ノ裁判ハ刑事ノ判決ニ羈束セラレサルヲ一般ノ原則トス
- 判決ノ效力ハ其判決ニ關係セサル第三者ニ之ヲ及ホスコトヲ得ス
- 無罪ノ判決ハ其無罪ト言渡シタル點ニ付テハ既判力ヲ有スルコト勿論ナレトモ其無罪ノ原因タリ理由タル事實ハ確定ノ效力ヲ生スヘキモノニ非ス
- 判事ハ刑事訴訟法第二百二十三條ノ各項ニ觸ルルコトナキヤ否ヲ宣誓ノ上陳述セシメタルモノナレハ其證言ヲ以テ斷罪ノ資料ニ供スルヲ得ヘシ
- 犯所以外ニ於テ作りタル調書ヲ採テ斷罪ノ資料ニ供シタルヲ以テ不法ノ裁判ト云フヲ得ス
- 被告人ヨリ差出タル告訴狀等ヲ取調ヘサルモノアリ公判始末書中契印ナキモノアリ被告人證人ノ調書中名下ニ押印若クハ捺印ナキモノアルハ共ニ無効ノ書類ナリ無効ノ書類ヲ證憑ニ採用シテ斷罪ノ資料ニ供シタルハ不法ノ判決ナリ

二四	一	二〇二
二四	二	二〇九
二五	二	二〇九
二六	二	二〇二
二六	二	二〇九

- 警察官ハ非現行犯ノ場合ニ於テ檢證及ヒ訊問調書ヲ作ルノ權能ナキコト論ヲ俟タス故ニ之ヲ作りタルトキハ違法ノ書面タルヲ免レス則チ其書面ヲ採テ斷罪ノ證ト爲シタルハ違法ノ裁判ナリ
- 判決表ハ無効ノ書類ト云フヲ得ス故ニ之ヲ以テ斷罪ノ資料ニ供スルモ違法ニ非ス
- 後見人ニモ非スシテ單ニ支配人タルニ過キサル者ハ法律上ノ代理人ト云フヘカラス法律上ノ代理人ニ非サル者ノ委任ヲ受ケテ提起シタル告訴狀ハ其效ナキモノナルニ之ヲ採テ斷罪ノ證トナセシ判決ハ不法ナリ
- 調書ニ誤記アルカ爲メニ無効ニ歸スヘキ謂ハレ無キヲ以テ之ヲ採テ斷罪ノ資料ニ供スルモ違法ニ非ス
- 證人ノ豫審調書ニ於テ刑事訴訟法第二百二十三條ニ記載シタル者ナルヤ否ヤヲ訊問シタル事跡ノ徴スヘキモノ無ケレハ其人果シテ證人ノ資格アル者ナルヤ否ヤヲ知ルニ由ナシ然ルニ原院カ其人ヲ以テ證人ノ資格アル者ト爲シテ斷罪ノ資料ニ供シタルハ違法タルヲ免カレス
- 證人カ豫審判事ノ訊問ヲ受ケタル際共犯人トシテ豫審ヲ求メラレタル被告人八名ナリシコト記録ニ明載シアルニ該證人ノ豫審調書ニハ被告七名ニ對シ刑事訴訟法第二百二十三條ニ記載シタル各項ノ關係ナキヤト

二六	二	二〇三
二七	二	二〇三
二七	二	二〇三
二七	二	二〇三
二七	二	二〇三
二七	二	二〇三

問ヒタルコトノ記載アルノミニテ他ノ一名ニ對シテハ之ヲ問ヒタルコトノ記載ナシ然レハ該證人ハ被告人ニ對シ同條ノ關係ナカリシコトヲ認ムルニ由ナキヲ以テ其豫審訊問調書ハ被告人全體ニ對シ證據ト爲スヲ得サルモノナリ則チ原院カ之ヲ採テ斷罪ノ證據ト爲シタルハ不法ナリ

三七

三〇七

○營林主事ハ司法警察官ニ非サルヲ以テ該主事ニ宛テタル自首書ハ受クヘキモノニ非ス從テ其書面ハ自首狀ト稱スヘカラスト論告スルモ自首書其物ヲ證據ニ採用シタルモノニシテ其自首ハ有效ナリヤ否ヲ判決シタルニ非サルヲ以テ該主事カ司法警察官タルト否ニ論ナク該書面ヲ自首狀ト稱シ之ヲ證據ニ供シタルモ不法ニ非ス

三七

三五六

○立會人ノ署名捺印ナキ調書ハ法律上無効ノモノナルニ原院カ之ヲ採テ斷罪ノ證據ト爲シタルハ不法ナリ

三七

四五四

○證人甲者ハ被告ト親屬ノ關係アル告訴人乙者ノ訴訟代理人ナルモ甲者一個人タル資格ヲ以テ證人トシテ訊問シタルモノナレハ其調書ヲ採テ斷罪ノ資料ニ供スルモ違法ニ非ス

三七

四〇〇

○被告人ノ何人タルヲ知ル能ハサル場合ニ在テハ氏名不詳者ノ何何被告事件ト記シ以テ證人鑑定人ニ宣誓セシムルハ法ノ禁スル所ニ非ス從テ

刑事訴訟法第二百二十三條ノ關係ヲ問查スル能ハサルモ該證言又ハ鑑定書ハ採テ以テ斷罪ノ證據ト爲スモ違法ニ非ス

二六

二二六

○自己ノ犯罪ヲ悔悟セシ旨ヲ申送リタル書簡ハ縱令相當官吏ニ宛テタルモノト雖モ之ヲ以テ官ニ自首シタルモノト認ムルヲ得ス

二六

二二〇

○證人調書ノ末尾ニ「右刑事訴訟法第三十一條ノ式ヲ履行シタリ」トアルハ第ノ下ニ百ノ一字ヲ脱シタルコト明カナル以上ハ原院カ之ヲ採テ斷罪ノ資料ニ供シタルモ違法ニ非ス

二六

二二七

○刑事訴訟法ノ規定ニ基キ作製シタル檢證調書ニ非スシテ只タ犯罪ノ捜査上被告事件ノ事實ヲ錄取シタル書面ナレハ必スシモ立會人ヲ要セス此場合ニハ立會人ナキモ之ヲ證據トシテ採用スルコトヲ得

二六

三〇〇

○司法大臣ヨリ豫審掛ヲ命セラレサル判事ハ豫審判事ノ代理ヲ爲スヘキ職權ナキヲ以テ其爲シタル豫審處分ハ其效ナシト論告スレトモ裁判所構成法第二百二十五條ニ基キ司法大臣ノ定メタル裁判所及ヒ檢事局事務章程第十五條ニ依リ代理ヲ命セラレタル判事ハ豫審判事ノ職權アルヲ以テ其訊問調書ヲ無効ト爲スコトヲ得ス

二六

三五五

○辯護士ハ判文證據列記ノ部ニ橋本郎ノ第二回第三回云云豫審調書トアルモ本件記録中ニ橋本郎ナル人名ナキヲ以テ如此豫審調書ノ存在ヲ認

メ有罪ノ判決ヲ爲シタルハ結局證據ノ明示ヲ欠キタル違法ノ裁判ナリト論告スレトモ其論旨ハ判決原本ニ郎ノ字ノ上ニ重次ノ二字ヲ記入シアリテ其認印ナキヲ以テ記入ノ效ナシト雖モ本件被告橋本岩治郎橋本重次郎ノ外關係人中ニ橋本某ナル者ナキニ因リ判文ニ橋本郎ノ第二回第三回及被告岩治郎ノ豫審調書ト記載シアル上ハ其橋本郎ハ岩治郎ニ非スシテ重次郎ナルコトヲ推知スルニ足ルモノナレハ重次ノ二字ヲ記入ノ效ナシトスルモ之ヲ以テ破毀ノ原由ト爲スコトヲ得ス

○第一審ニ於テ某ノ豫審調書ヲ證人ノ證言トシテ採用シタル點ニ對シ違法ノ點ヲ説明シテ該判決ヲ取消シ更ニ同人ノ調書ヲ事實參考ノ爲メ徵憑トシテ採用シタルハ相當ナリトス

○檢案書ハ鑑定書ト異リ固ヨリ宣誓ノ上作製スルモノニ非サレハ宣誓ナキモ之ヲ證據ニ採用スルモ不法ニ非ス

○證人訊問調書ヲ參考人訊問調書トシテ採用スルハ證據取捨ノ職權ニ屬ス

○係爭事物ヲ以テ係爭事實ヲ斷定スル資料ト爲スハ不法ニ非ス

○裁判所外ニ於テ一私人ノ調成シタル文書ト雖モ法律上無効ニ非ス

○豫審判事ハ檢事ノ起訴ナキ非現行犯ニ付キ豫審處分ヲ爲スノ權ナシ從

テ其調書ヲ斷罪ノ證據ニ供シタル裁判ハ不法ナリ

○徵憑ニ制限ナシ〔同一判例二八年三卷九八頁〕

(同主旨)

巡查カ家主ノ申報ニ接シ現場ニ臨ミテ見聞シタル實況ヲ警部ニ報告シ之ニ自己ノ意見ヲ附加シタル書面ハ行政警察官ノ當然ナル職務上ニ作リタルモノニシテ豫審判事ノ職權ヲ侵シ豫審處分ヲ行フタルニ非ス既ニ行政處分ニ屬スル以上ハ刑事訴訟法ノ法式ヲ要セサルハ勿論現行犯ナルト否トヲ問ハス其書面ハ不法ノモノニ非ス則チ之ヲ採リテ斷罪ノ證ト爲スハ承審官ノ職權ニ屬スルヲ以テ他ヨリ之ヲ批難スルヲ得ス

巡查カ行政區ナル其駐在所ニ於テ作リタル盜難取調報告書ハ官署ノ印ヲ用フ可キモノニ非ス故ニ官印ナキ其報告書ヲ採テ斷罪ノ證據ニ供スルモ不法ニ非ス

證據徵憑ノ取捨ハ事實裁判官ノ職權ニ屬シ法律上特ニ無効タルコトヲ明示シタルモノノ外別ニ制限ナキヲ以テ巡查ノ犯罪報告書ヲ採テ證據ニ供スルモ違法ニ非ス

裁判所ハ或制限ノ外如何ナル種類ヲ問ハス證據トシテ採用シ得ヘキハ論ヲ俟タス

(反對)

民事原告人ノ供述ハ之ヲ斷罪ノ證據ト爲スコトヲ得ス

○盜難届ニ一定ノ式ナシ

○區裁判所ニ於ケル民事ノ口頭辯論調書ハ其判事差支アルトキニ限り裁判所書記ノ署名捺印ヲ以テ作成スルコトヲ得從テ其調書ヲ採テ斷罪ノ證據ニ供スルハ不法ニ非ス

二元	二元	二元	二元	二元	二元	二元	二元
三元	三元	三元	三元	三元	三元	三元	三元
一元	一元	一元	一元	一元	一元	一元	一元

二元	二元	二元	二元	二元	二元	二元	二元
三元	三元	三元	三元	三元	三元	三元	三元
一元	一元	一元	一元	一元	一元	一元	一元

- 瘡腫者ノ供述ヲ參考トシテ徵憑ニ採容スルハ法律ノ禁スル所ニ非ス
- 宣誓ナキ通事ノ通譯ハ參考タル徵憑力ヲ有ス然レトモ純然タル證據力ヲ有セス
- 鑑定ヲ命スルニハ必スシモ鑑定命令書アルヲ要セス從テ其命令書ニシテ刑事訴訟法第二十條ノ法則ヲ履踐セサルカ爲メ無効ニ歸スルコトアルモ鑑定書自體ヲ不法トスルヲ得ス
- 公權剝奪者ヲ證人トシテ訊問シタル豫審調書ヲ斷罪ノ資料ニ供シタル判決ハ不法ナリ
- 召喚狀ニ違式ノ點アルモ證人參考人ニシテ異議ナク出廷シ相當ノ手續ヲ經テ任意ニ陳述シタル以上ハ其陳述ハ毫モ不合法ノモノニ非ス而シテ之ヲ以テ斷罪ノ資料ニ供スルハ法律ノ是認スル所ナリ
- 既ニ解雇セラレタル者其雇ハレ中ノ事實ヲ證言スルハ法律上證言タルノ效ヲ有ス
- 刑事上ノ證據ニ制限ナシ
- 檢事ハ行政上死體ノ解剖ヲ命スル職權アルヲ以テ其命令ニ從ヒ醫師ノ作成シタル鑑定書ハ無効ニ非ス故ニ之ヲ斷罪ノ資料ニ供スルコトヲ得

(同左)

二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九
六	五	四	四	四	二	一
九	三	六	五	七	七	八

醫師ノ診斷書ハ豫審判事ニ於テ別ニ鑑定ヲ命シタルモノニ非サレハ宣誓ヲ爲スヘキ道理ナシ而シテ豫審判事ノ命ニ非スシテ醫師若クハ私立醫院ノ名稱ヲ以テ作リタル診斷書ハ裁判上直チニ之ヲ無効トシテ心證ノ資料ニモ供スヘカラストノ法條法理ヲケレハ之ヲ採用スルモ違法ナリト論スルヲ得ス

(反對)

- 非現行犯ナル場合ニモ拘ヲス巡查カ醫師ヲ呼ビ鑑定ヲ命シテ作ラシメタル診斷書ハ刑事訴訟法ノ規定ニ基カサル違法ノ鑑定書ナルニ之ヲ採テ斷罪ノ資料ニ供シタルハ失當ヲ免カレンス
- 公判始末書ハ證據力ヲ有ス
- 甲者ノ被告事件ニ付キ適法ニ成立シタル證人訊問調書ハ爾後ニ至リ訴追セラレタル乙者ノ被告事件ニ對シテモ仍ホ證據力ヲ有ス (二九年一卷九四頁)

(同左)

- 當初一人ノ被告事件トシテ證人ヲ訊問シ調書ヲ作成シタルトキハ該調書ハ其後ニ至リ共犯トシテ起訴セラレタル他ノ被告人ニ對シテモ當然有效ノ調書トシテ證言タルノ效力ヲ有ス
- 豫審判事正當ノ手續ニ從ヒ喚問シタル參考人調書ハ其作成他ノ共犯ノ起訴以前ニ係ルモ其共犯ニ對シ法律上其效ヲ有ス
- 適法ニ成立シタル證人訊問調書ハ爾後ノ被告人ニ對シテモ證據力ヲ有ス
- 偽證ヲナササル以前ノ證人訊問調書ハ證言タルノ效力ヲ有ス
- 手續書ノ寫本ヲ採容スルト否トハ證據取捨ノ職權ニ屬ス

二六	二七	三〇	二八	二九	三〇	三〇
二	二	五	二	四	一	六
六	七	九	〇	八	八	九

○不法ニ勾留シタル事實アルモ之カ爲メニ適法ノ訊問及ヒ供述ヲ打破スルヲ得ス

○共犯人ノ一人ニ對スル不法ノ證據ハ他ノ共犯人ニ付テモ不法ノ證據ナリ

○當初輕罪トシテ地方裁判所支部ノ公判ニ付セラレタル事件ヲ立會檢事ニ於テ重罪トシテ訴追シタル爲メ地方裁判所ヘ移送セラレタル場合ト雖モ其訴追以前ニ於ケル參考人調書等ハ無効ニ歸スヘキモノニ非ス
○檢事ノ命ニ依リ犯罪ヲ捜査シタル事實ヲ記載セシ巡査ノ復命書ニシテ巡査ノ意見ヲ記述シタル點アルモ之ヲ以テ不法無効ノ文書ナリトナスヲ得ス

(同三三)

非現行犯ノ場合ニ於テ犯罪ノ捜査上憲兵カ復命書ヲ出ス如キハ法ノ禁スル所ニ非ス又押收物件ノ如キハ其物件自體カ證據タルヘキモノナレハ押收手續ノ當否ニ依リ其效力ニ消長ヲ來スヘキモノニ非ス即チ原院カ右等ノ書類物件ヲ以テ斷罪ノ證據ニ供セシモ不法ノ判決ト云フヲ得ス
巡査ノ報告書ハ法律ニ於テ徵憑トシテ採容スルコトヲ禁シタル文書ニ非ス從テ之ヲ以テ斷罪ノ料ニ供シタル裁判ハ不法ニ非ス
巡査ノ復命書ニ一定ノ方式ナシ從テ其記事體裁ノ如何ヲ問ハス斷罪ノ資料ニ供スルコトヲ得

三〇	三〇	三〇	二七	二九	二二	二二
八	八	九		九	九	二〇
三	二九	二六	四〇	二〇	二〇	二二

○公訴ノ判決ヲ採テ私訴ノ事實ヲ判定スル證據ニ供スルハ承審官ノ職權ニ屬ス

○巡査若クハ憲兵卒カ現行犯人トシテ逮捕シタル場合ニ於テ之ヲ受取リタル司法警察官カ其逮捕及ヒ告發ニ付テノ調書ヲ作成シタルトキハ其取調ノ結果縱令非現行犯ナルコト判明スルモ既ニ作成シタル調書ハ無効ニ歸スヘキモノニ非ス

○資格ヲ同フセサル當事者ニ對シ確定判決ノ效力ヲ及ホスコトヲ得ス
○公判廷ニ於ケル證人ノ證言ハ其供述ヲ直チニ證據ニ供スヘキモノニシテ其供述ヲ記載シタル調書ヲ證據トナスヘキモノニ非ス
○檢事ノ檢證調書ニ立會人ノ契印アルモ檢事自身ノ契印ナキトキハ調書トシテ其效力ヲ有セス

○自白ニ非サル被告ノ供述ト雖モ斷罪ノ資料ニ供スルコトヲ得

(同三三)

被告ノ供述ト雖モ有罪ノ證據ニ供スルコトヲ得
○聽取書ハ職權ニ基キ調製スル文書ニ非サレハ司法官試補カ地方裁判所ニ繫屬スル事件ニ干與スル職權ヲ有スルト否トハ同官ノ作リタル聽取書ノ效力ニ何等ノ影響ヲ及ホスコトナシ

三〇	三〇	三〇	二七	二九	二二	二二
九	九	九		九	九	二〇
七	二九	二六	四〇	二〇	二〇	二二

○押收手續ノ違法ナルト否トニ拘ハラヌ法廷ニ顯ハレタル物件ヲ採テ斷罪ノ資料ニ供スルハ事實裁判所ノ職權ニ屬ス

(同三三)

豫審判事方警察官ヲシテ證據物件ヲ押收セシメタルハ違法ノ處分ヲ免カレサルモノトスルモ警察官ヲシテ更ニ調書等ヲ作製セシメタル場合ト異ナリ其押收ノ物件其レ自體ニテ既ニ證據タルノ效力ヲ具備シ居ル以上ハ原院力之ヲ以テ斷罪ノ資ト爲スモ不法ノ裁判ニ非ス

○立證セサル書類ヲ採テ斷罪ノ資料ニ供シタル判決ハ不法ナリ

○證人ノ豫審調書ト被告人ノ警察調書トハ縱令其訊問事項ニシテ牽聯スル所アルモ各個獨立ニシテ兩者其效力ヲ異ニス

○私訴ヲ提起シタル日附ト豫審調書ノ日附ト同日ナルモ私訴提起前ニ於テ證人ヲ訊問シタルコトノ見ルヘキモノアルトキハ其證人訊問調書ハ證據力ヲ有ス

(同三三)

證人トシテ訊問ヲ受ケタルト私訴ノ申立チナシタルト同日ナルモ訊問ヲ受ケル以前ニ於テ私訴ヲ提起シタル事蹟ナキ以上ハ其證人調書ハ證據力ヲ有ス

○檢事ヨリ參考トシテ送致シタル書類ハ之ヲ被告ニ示シ辯解ヲ爲サシメタル上ハ斷罪ノ資料ニ供スルモ不法ニ非ス

○豫審調書ノ意味ヲ解釋スルハ事實裁判所ノ職權ニ屬スルヲ以テ判文ニ

三	一	三六
三七	三	一九七
三三	三	二〇四
三三	三	二一九
三五	五	六五
三三	三	二二六
三五	五	六五

其解釋シタル理由ヲ附スルヲ要セス

○證人ノ陳述ハ一括シテ其意ヲ詳ニスルヲ得ヘキモノナルヤ又ハ分割シテ解釋シ得ヘキモノナルヤヲ判定スルハ事實裁判所ノ職權ニ屬ス

○共同被告人ノ陳述ト雖モ採テ斷罪ノ資料ニ供スルコトヲ得

(同三三)

原判決證據列記中ニ參考人甲者乙者ノ豫審調書ト記載シアルモ訴訟記録中參考人タル甲者ナキニ之ヲ採用シタルハ空虛ノ證據ヲ引用シタル不法ノ裁判ナリト論告スルモ原判文ニ參考人甲者ノ豫審調書トアルハ同人カ被告人トシテ豫審ニ於テ訊問ヲ受ケタル調書ヲ指スモノニ係リ而シテ共同被告人ノ陳述ハ事實ノ參考トシテ之ヲ採用スルコトヲ得ルモノナレハ原院ハ其之ヲ採用シタルコトヲ證據ノ部ニ明示シタルモノナレハ決シテ虛無ノ證據ヲ引用シタルノ不法ナシ

○證人ノ豫審調書及ヒ宣誓書ニ被告事件及ヒ被告人ノ氏名ノ記載ナキモ其證人ニ對スル呼出狀及ヒ訊問調書ニ依リ其被告事件ノ訊問調書及ヒ宣誓書ナルコト明カナルトキハ其調書ヲ採用シタル判決ハ違法ニ非ス (第二百二十二條三二年四卷五九頁參照)

○別件ノ證據ト雖モ其理由ヲ附シ之ヲ採用スルコトヲ得

(同三三)

原判文ニ別件證人ノ豫審調書ヲ明示シアレトモ其調書ハ本件ノ被告ニ對スル證言トシテ之

三三	六	六五
三三	六	八七
三三	六	九六
二七		三九〇
三三	九	一〇八
三三	一〇	六

心證ニ供シタルニ非ス但シ之ヲ採用シテ本案ヲ斷スルノ一材料ニ供シタルニ過キサレハ之ヲ以テ不當ト爲スヲ得ス

辯護士ハ被告甲者カ證人トナリテ訊問ヲ受ケタル豫審調書ハ自己ノ被告事件ニ付キ自ラ證言ヲ爲シタルモノナレハ到底無効タルヲ免カレサルモノナルニ原院カ該證ヲ有罪ノ證據ト爲シタルハ違法ナリト論告スルモ被告甲者ハ最初乙者カ被告事件ノ證人トシテ訊問ヲ受ケ其後乙者ノ共犯タル事實發見シタルモノナレハ其陳述ヲ正當ノ證言ト爲スコトヲ得スト雖モ其調書ヲ以テ事實ノ參考ニ供スルコトヲ得ルナリ故ニ原院文中特ニ被告甲者カ證人トナリテ訊問ヲ受ケタル豫審調書ト記載シ之ヲ證憑中ニ加ヘタルハ違法ノ處分ニ非ス
甲件ノ證人調書ヲ採用シテ乙件ノ證料ニ供スルハ之ヲ以テ參考證ト爲スニ止マリ乙件ニ於ケル證言トシテ效力ヲ有セシムルモノニ非ス

○判決ハ其事件ニ對シテノミ效力ヲ有ス從テ裁判所ニ於テ證據書類ノ有效ナルヤ否ヤヲ定ムルニ付テハ他事件ノ判決ノ爲メ何等ノ拘束ヲ受クヘキモノニ非ス

○年齢ノ認定ニ付キ戶籍ノ謄本ニ據ラスシテ被告人ノ供述ニ據ルハ事實裁判所ノ職權ニ屬ス

○判決ニ認定シタル年齢ト戶籍謄本ノ年齢ト相違スルモ其謄本ハ既ニ訴訟記録ノ一部トナリ證據取捨ノ結果謄本ノ年齢ニ依ラサリシモノナルトキハ後日其謄本ヲ提出シ再審ノ理由ト爲スヲ得ス

二六	二二	三〇	二六	三三
二二	二二	四	三四七	三三
三	四	一	三四七	三三
四	四	一	三四七	三三
四	四	一	三四七	三三

○證人タル資格ナキ者ニ對シ證人トシテ宣誓ヲ爲サシムルモ其供述ハ罪證ニ供スルコトヲ得ス然レトモ其者ノ旅費日當ハ有罪ノ判決ヲ受ケタル被告人ヲシテ全部若クハ幾分ノ負擔ヲ爲サシム

○金員ヲ支拂ヒタル者ニ於テ其金員ハ自己ノモノナルコトヲ證明スルコト能ハサルヲ以テ直チニ其金員ハ他人ノモノナリト認定シタル判決ハ探證法ヲ誤リタル不法アルモノトス

○告訴權ナキ者ノ告訴狀ニ掲ケタル記事ト雖モ斷罪ノ證據ト爲スコトヲ得

(同三三)

告訴狀ト題スル書面ヲ以テ告發スルモ其書面ハ無効ニ非ス

○被告事件ニ付キ共犯ノ關係ヲ有スル者ノ證言ト雖モ訴訟記録ニ徴シ刑事訴訟法第二百二十四條ノ五號ニ該當スヘキモノト見ルヘキ事蹟ナキトキハ其證言ヲ以テ罪證ニ供スルコトヲ得

○刑事上ノ證據ハ證人ノ意見タルト否トニ關セス罪證ニ供スルコトヲ得

(同三三)

意見及ヒ傳聞ヲ以テ證憑ト爲スコトヲ禁シタル法律アルロトナシ而シテ之ヲ取捨スルハ承審官ノ職權ニ屬ス

證人ノ供述ニシテ意見ニ涉ル點アルモ訊問ノ目的被害者ノ負傷ヲ診察シタル當時ノ狀況ヲ詳

三三	三三	三三	三三	三三
二二	二二	二二	二二	二二
二二	二二	二二	二二	二二
二二	二二	二二	二二	二二
二二	二二	二二	二二	二二

ニスルニアルトキハ證言タルノ效力ヲ有ス
刑事ニ在リテハ證人ノ意見ト雖モ斷罪ノ資料ニ供スルコトヲ得

- 自白トハ犯罪事實ヲ供述スルヲ謂フ
- 認廷ノ供述ハ爾後ニ至リ之ヲ變更セントスルノ申立アルモ爲メニ其供述ヲシテ無効タラシムルヲ得ス
- 關聯シタル數箇ノ被告事件ヲ合併審理スル場合ニ於テハ甲件ノ證人調書ヲ乙件ノ參考證トシテ援用スルコトヲ得
- 差押物件ニ異狀アルニ當リ執達吏カ其調査上作製シタル調書中被告ノ任意ニ爲シタル陳述ノ部分ヲ採テ斷罪ノ證據ニ供シタルハ不法ニ非ス
- 刑事裁判所ハ常ニ必スシモ直接證據ノミニ依リテ犯罪事實ヲ認定スルコトヲ要セス從テ間接證據ト雖モ犯罪事實ノ確定ニ適切ナルモノハ總テ之ヲ其心證判斷ノ資料ニ供スルコトヲ得
- 同一被告ニ對スル事件ヲ合併審理スル場合ニ於テハ甲事件ニ付キ取調ヘタル證人調書ヲ乙事件ノ證料ニ供スルモ不法ニ非ス
- 一ノ犯罪事實ニ付キ完全ナル效力ヲ有スル證人ノ供述ハ其同一犯罪事實ニ追加セラレタル共犯ニ對シテモ亦同一ノ效力ヲ有ス從テ其證人ノ供述ヲ採テ後ニ訴追セラレタル共犯ニ對スル證據ト爲スモ違法ニ非ス

三五	三五	三五	三五	三五	三五	三五	三五
九	八	五	四	二	二	一	一
一四六	一一	四二	四三	五	五	六四	二二

- 甲乙ノ二所爲カ一箇ノ繼續犯ナル場合ニ於テ乙所爲ニ付キ檢事ノ訴追前取調ヘタル證人ノ供述ハ乙所爲ニ對シテモ證言ノ效アルモノトス
- 事實ニ關スル人ノ裁判外ノ陳述ヲ證據トシテ係爭事實ヲ判斷スルハ推理判斷ノ一作用ナリトス從テ此種ノ供述ハ其性質ニ於テ絶對的ニ事實確定ノ憑據タルコトヲ得ヘカラサルモノト論スルヲ得ス
- 豫審ニ於テ證據不充分ナリトノ理由ヲ以テ免訴ノ言渡ヲ爲シタルトキハ一旦公訴ハ消滅スヘキモ爲メニ其證據記録ノ無効ニ歸スヘキ謂レナシトス從テ再起訴ノ場合ニ其記録ヲ採テ罪證ニ供スルモ不法ニ非ス
- 始末書ナルモノハ刑事訴訟法ノ規定ニ從ヒ作成スヘキ書類ニ非ス從テ其翻譯書亦同法ノ規定ニ從ヒ作成スヘキ書類ニ非サルヲ以テ通譯鑑定等ノ場合ノ如ク宣誓其他ノ法式ヲ履踐セサルモ不法ニ非ス
- 管轄違ナルニ依リ豫審手續無効ニ屬スル場合ト雖モ其無効ハ豫審ニ於テ供述シタル證人ノ證言ニ及ホスヘキモノニ非ス

(同三三)

管轄違ニ因リ公訴手續無効ニ屬スト雖モ其公判ニ於テ供述シタル證人ノ證言ハ證據力ヲ有ス

- 巡查カ警部代理ヲ爲スハ明治十四年十月司法省甲第五號達ノ規定スル所ニシテ巡查部長ノ資格アルニ非サレハ警部代理ヲ爲スヲ得サル旨ノ

三三	三六	三六	三六	三六	三六	三六	三六
五							
四二	一四八	一四三		六二			五

規定アルコトナシ從テ巡查カ警部代理トナリ司法警察官トシテ作成シタル聴取書ハ有效ナリトス

○司法警察官カ犯罪捜査上作成シタル聴取書即チ關係人ノ自由任意ニ出テタル供述ヲ録取セル書類ハ適法ナルモノニシテ事實裁判所ニ於テ犯罪事實ノ有無ニ付キ其心證判斷ノ資料ニ供シ得ヘキ證憑タルノ效力ヲ有スルモノトス而シテ其聴取書ニ録取者供述者共ニ署名捺印シ作成ノ方法ニ於テ豫審調書ニ類似スル所アルモ此一事ヲ以テ其供述ヲ不法ナリトシ之ヲ録取セル聴取書ハ司法警察官カ豫審判事ノ職權ヲ侵シテ作成シタル不法ノ書類ナリト斷定スルヲ得ス

○參考人ノ供述ハ其供述ノ形式ニ於テ證人ノ供述ト異ナリ證據トシテノ效力薄弱ナルモ法律カ事實發見ノ爲メニ其供述ヲ聽クコトヲ認許スル以上ハ其供述ハ一種ノ人證トシテ事實認定ノ資料ニ供スルコトヲ得

(同主旨)

參考人ノ供述ハ一人ノ人證トシテ證據力チ有ス從テ之ヲ證據トシテ斷罪ノ資料ニ供スルモ不法ニ非ス

○證人訊問ノ決定ニ違法アル場合ト雖モ適式ノ呼出ヲ受ケ出廷シタル證人ニ於テ何等ノ異議ヲ申立テサリシトキハ其供述ヲ採用シテ罪證ニ供

三六

一五八六

三六

一七二二

三六

一七六八

三六

六九〇

スルモ不法ニ非ス

○官廳ノ證明書ハ裁判外ニ於テ他ノ官廳若クハ私人ノ爲メニモ之ヲ下付スルコトヲ得ヘク何レノ場合ニ於テモ證明書トシテ其效力ヲ有ス是故ニ公訴裁判所カ刑事訴訟法ノ規定ニ違背シ公判開廷前ニ之ヲ取寄セタル一事ノミヲ以テ其證效ヲ減却セシムルコトヲ得ス

○控訴裁判所ノ公判始末書中檢事ハ原判決書ノ公訴事實ト同一ノ陳述ヲ爲シ被告人ハ裁判長ノ問ニ對シ檢事ノ陳述セラレタル所ニ相違ナシト答ヘタル旨ノ記載アルノミニシテ第一審判決ノ事實如何ヲ掲ケサル場合ト雖モ其始末書ノ記載カ犯罪ヲ自認シタルモノトナルヤ否ヤハ證據判斷ノ範圍ニ屬ス

○醫師ノ死體檢案書ハ刑事訴訟法ノ規定ニ依リテ作成スルモノニ非サレハ該書面自體若クハ其他ノ書類ニ依リ作成ノ手續ヲ明確ニ爲ササルカ爲メニ之ヲ無効ナリト云フヲ得ス

○豫審調書カ契印ヲ缺如セル爲メ全部無効ニ歸シタル場合ニ於テハ證人トシテ呼出サレタル者ニ對シ刑事訴訟法第百二十一條所定ノ訊問並ニ問查ヲ適式ニ遂行セシヤ否ヤヲ知ルニ由ナケレハ其證人ノ豫審ニ於ケル訊問供述ハ違法ニシテ何等ノ證效ヲ有セサルモノトス

三七

一六八

三七

九五五

三七

二二九

三七

三九八

三六

九九

- 檢證調書ニ被告人ノ供述ヲ錄取シ乍ラ之ヲ讀聞ケタルコトナク且其署名捺印ヲモ缺如スルトキハ該供述ニ係ル部分ハ何等ノ證據力ヲ有セス
- 慣習法則又ハ商慣習ニシテ裁判所ニ知レタルモノハ當事者ノ申立及ヒ證明ヲ竣ツコトナク其職權上之ヲ適用セサルヘカラス
- 公訴ニ關スル被告人ノ陳述ト雖モ之ヲ私訴ノ證據ニ援用スルハ不法ニ非ス而シテ其陳述ニ係ル事項カ被告其人ノ利害ニ關スルト否トハ之ヲ問フノ要ナシ
- 森林主事カ非現行犯事件ニ付キ證據物件ヲ差押ヘタルトキハ擅ニ豫審處分ニ屬スル行爲ヲ爲シタルモノナレハ其處分ハ違法ニシテ之カ結果ヲ記載シタル實況書ハ無効ナリトス
- 裁判所カ刑事訴訟法第九十七條第二項ノ規定ニ違反シ退廷セル共同被告人ニ相被告ノ供述事項ヲ告知セサルハ不法ナレトモ公判始末書其モノハ之カ爲メ全然無効ニ歸スヘキモノニ非スシテ唯其退廷中相被告カ爲シタル供述ノ部分ノミ共同被告人ニ對シテ無効ナルニ過キス
- 豫審ニ於テハ鑑定人ノ調書ハ必スシモ之ヲ作成スルコトヲ要セス從テ其調書ヲ作成スルコトアルモ別ニ則ルヘキ方式ナケレハ縱令鑑定人ノ署名捺印ナシト雖モ之ヲ目シテ違法ノ調書ト云フヲ得ス

三	三	三	三	三	三
一五四	三二六	四四一	四六一	五七七	五五八

- 參考人ニ對シ宣誓ヲ命シタルトキハ其手續ハ違法ニシテ同人ノ供述ハ縱令宣誓ノ手續ヲ履ミタレハトテ適法ノ證言ナリト云フヲ得ス
 - 裁判所カ公判期日ニ辯護人ヲ呼出サスシテ審理ヲ終結シタルトキハ其審理ニ於ケル被告人ノ供述ハ證據タルノ效力ヲ有セス從テ其供述ニ依リ犯罪事實ヲ認定スルハ違法ナリトス
 - 刑事訴訟法第九十條ニハ諸般ノ徵憑トアリテ謄本ヲ除外シタル旨趣ノ見ルヘキモノナシ故ニ謄本ト雖モ事實承審官ニ於テ之ヲ證據ト爲スニ妨ナキモノトス
- (同主旨)
- 刑事訴訟法中書類ノ原本ニ代ヘテ謄本ヲ提出スルコトハ絕對ニ之ヲ許ササル旨ノ規定ナケレハ苟クモ證明ノ具ト爲ルヘキ書面ハ其形式ニ於テ證據タルニ適スルノミヲ以テ足レリトシ其書面ノ原本トシテ作成セラレタルモノナルヤ將タ原本ヲ基礎トシテ作成セラレタル謄本ナルヤハ之ヲ問フノ要ナキモノトス
- 證人カ其實驗シタル事實ト他人ヨリ傳聞シタル事實トヲ綜合シテ供述ヲ爲シタル場合ニハ裁判所ハ其供述ノ全體ニ付キ包括的ニ作爲セル心證ニ從ヒテ之ヲ斷罪ノ資料ニ供スルコトヲ得從テ該供述中證人ノ實驗シタル部分ノミヲ採擇シ其傳聞ニ係ル部分ヲ排斥スルノ必要ナキモノトス

三	三	三	三	三	三
六五二	二〇九八	二二二	二六	二六	二六

(同三三)

證人ニシテ傳聞ノ事實ヲ陳述スルモ採テ斷罪ノ資料ニ供スルヲ妨グルモノニ非ス

○公開セサル公判ハ全然違法ナリトス從テ其公判ニ於ケル被告ノ供述ハ之ヲ罪證ニ供スルコトヲ得ス

○事實裁判所カ鹽專賣法違犯事件ヲ審判スル場合ニ於テハ其犯罪ノ體様日時ノ認定及ヒ刑罰ノ量定等ニ關シ鹽務局長ノ通告ニ羈束セラルヘキモノニ非ス

○裁判所カ他ノ證據ヨリ得タル心證ニ依リ證人供述ノ誤謬ヲ認メ其供述ノ旨趣ヲ訂正シタル結果ニ付キ心證ヲ作爲スルハ不法ニ非ス

○一ノ證書中數多ノ文字アル場合ニ於テ其各文字ヲ對比照合シ證書ノ眞僞ヲ定ムルハ證據ノ眞僞ヲ判斷スル一ノ手續ニシテ檢證ニ非ス

○各官廳ノ所管事項ニ係ル回答ノ旨趣ヲ證據トスルハ法律ノ禁スル所ニ非ス而シテ其回答ノ書面ニ依ルト將タ電話ニ依ルトハ之ヲ區別スルノ要ナシ

○裁判所カ證人ノ供述ヲ以テ鑑定人ノ供述ナリトシ之ヲ證據ニ供スルモ其信憑力ニ變動ヲ來スヘキモノニ非ス從テ其誤謬ハ判決ニ何等ノ影響ヲ及ホスコトナシ

三三	三六	三九	三九	三九	三九	三九
九〇	二四八	三六一	二七五	二九六	二三四	二七一

○誣告ニ基キ起リタル被告事件ノ爲メ作成セラレタル聽取書ハ其誣告被告事件ニ付テモ亦證據書類ナリトス

○事實參考人トシテ訊問セラレタル者ノ供述ヲ證人トシテノ供述ト爲シ之ヲ斷罪ノ資料ニ供スルハ不法ナリ

(同三三)

事實參考人ノ調書ヲ以テ證人ノ調書トシテ斷罪ノ料ニ供シタル裁判ハ不法ナリ

○豫審終結ノ決定ヲ爲シタル判事カ公判手續中受託判事トシテ證據ヲ蒐集シタルトキハ其處分ハ無効ナリトス故ニ該處分ニ依リテ得タル證據ハ獨立ノ證據力ヲ具有スル物件ニ非サル限リ法律上何等ノ證效ヲ有セス

○檢事局事件簿ノ記入ト事件ノ配付ト前後スルコトアルモ其事件ノ配付ヲ受ケタル官吏ニ於テ之ヲ處理スヘキ職責ヲ生シタリト認定スルノ妨ト爲ルモノニ非ス

○判事ニ異動アリテ審理ヲ更新セル場合ニハ其更新前ニ於ケル證人又ハ被告人ノ供述ハ更新後ノ審理ニ不法ノ點アルト否トニ關セス總テ有效ナリトス

○同一事件ニ於テ犯罪ノ目的物タル數多ノ同一種類ノ物件ニ付キ同一事

四〇	四〇	四〇	三〇	四〇	四〇	四〇
三九二	三九二	二四二	二八	二四	五	

項ヲ鑑定スルニ方リ偶々指定セラレタル鑑定物ノ數量ヲ超過シテ鑑定ヲ爲シタル場合ト雖モ事實裁判所カ其超過部分ノ鑑定ヲ以テ犯罪事實ノ一部ヲ證明スルニ足レリト判斷シタルトキハ之ヲ採用スルモ不法ニ非ス

○證人又ハ參考人ニ非サル者ノ供述ハ之ヲ證據トシテ採用スルコトヲ得ス

○參考人調書ハ其調書ノ屬スル事件ニ付テモ將タ之ヲ採用セル他事件ニ付テモ共ニ同シク參考證トシテ事實認定ノ資料ニ供セラルルモノニ過キサレハ其所屬ノ事件ヨリ見タル信憑力ト他事件ヨリ見タル信憑力トノ間ニ毫モ強弱ノ差アルコトナシ從テ前項ノ不當ハ判決ノ效力ニ何等ノ影響ヲ及ホサス

○他事件ニ關スル證人訊問調書ヲ以テ當該事件ニ付キ取調ヘタル證人訊問調書ト誤認シ之ヲ斷罪ノ證據ト爲シタル判決ハ不法ナリ

(同主旨)

甲件ノ記録ニアル證人參考人ノ供述ヲ以テ乙件ヲ斷スルノ證據トナシ得ヘキヤ否ノ論難ヲ試ムルハ證據取捨ノ批難ヲ爲スモノタルニ過キス
別件ノ證人訊問調書ヲ以テ本件ニ關スル證言ト爲シ斷罪ノ證據ニ供シタル判決ハ不法ナリ

四〇	四九一
四〇	七四〇
四〇	八四〇
四〇	八四八
三〇	五一
三〇	五二

○刑事訴訟法第百十六條ノ場合ニ於テ豫審判事カ證人ノ所在ニ就キ訊問ヲ爲シタル事由ハ之ヲ調書ニ明記スルノ要ナケレハ縱令記録上其記載ヲ存セサルモ反證ナキ以上ハ豫審判事ハ正當ノ事由アリテ證人宅ニ臨ミ其訊問ヲ爲シタルモノト認メサルヘカラス

○證人ノ訊問囑託書ハ囑託判事ヨリ受託判事ニ囑託ヲ通知スル書面ニシテ受託判事ニ送付セラルヘキモノナレハ一件記録中ニ存在スヘキモノニ非ス故ニ苟クモ囑託ニ因リ證人訊問調書ノ成立シタルコト調書自體ニ徴シテ明白ナル以上ハ縱シヤ一件記録中ニ囑託書存在セサルモ同調書ハ有效ナリトス

(參照)

證人宣誓書ヲ閱スルニ單ニ謀殺事件トノミアリテ被告誰某ニ對スル事件ナルヤノ明記ナク其調書中證人タルノ資格ヲ取調フルニ於テモ被告誰某トノ關係ヲ取調ヘタルヤ被告氏名ノ記載ナシ該宣誓書ハ果シテ本件被告事件ニ對スル宣誓書ナルヤ否ヲ知ルニ由ナキヲ以テ其豫審調書ハ本件ニ付キ證言ノ效力ナキモノナルニ原院カ之ヲ採テ斷罪ノ資料ニ供シタルハ不法ノ判決ニシテ破毀ノ原由アルモノトス
被告事件ノ明證ナキ證人調書及宣誓書ハ如何ナル事件ノ證人調書ナルヤヲ確ムルコト能ハサルヲ以テ之ヲ以テ罪證ニ供シタル裁判ハ不法ナリ(第百二十一條三四年三卷六九頁第百二十二條三二年九卷一〇八頁參照)
豫審判事密室監禁ヲ命シ十日間ニ二回以上ノ訊問ヲ爲ササルハ違法ノ處置ナリ然レトモ之ヲ

四〇	九三九
四〇	一三五
二六	六三
二九	一
四	

以テ其一回ノ訊問ヲ無効トスルヲ得ス(明治三十一年法律第七十三號參照)

第九十一條

第九十一條

- 現實ノ事實ニ對シ鑑定ヲ爲サシムルト假設ノ問題ニ依リ鑑定ヲ命スルトハ共ニ豫審判事ノ有スル證據蒐集ノ職權ニ屬ス
- 豫審判事證據ヲ蒐集スルニ當リ始末書若クハ上申書ヲ徵スルハ法律ノ禁スル所ニ非ス
- 差押ヲ爲シタル手續ニ瑕瑾アルモ之カ爲メ差押ヘタル書類其モノヲ無効ナリトセス
- 豫審判事ハ終結決定ニ付キ檢事ノ意見ヲ求メタル後ト雖モ必要ナル證據調ヲ爲スコトヲ得

第九十二條

第九十二條

- 司法警察官ハ非現行犯ノ場合ニ於テ檢證處分ヲ爲ス職權ナシ隨テ其作成シタル檢證調書ハ無効ナリ
- 司法警察官ハ非現行犯ノ場合ニ於テ訊問ヲ爲シ調書ヲ作ルノ職權ヲ有セス故ニ其調書ハ無効ナリ
- 公判ニ於テ管轄違ノ言渡ヲ爲スモ遡リテ豫審處分ノ效力ヲ抹消スルヲ得ス從テ其豫審ノ際蒐集シタル調書ハ適法ノ成立トシテ證據力ヲ有ス

ヘシ

- 司法警察官ノ作成スル聽取書ハ法律ノ所謂調書ト同視スヘキモノニ非ス從テ其文書ノ作成ニ立會人ヲ要スルコトナシ
- 刑事訴訟法第九十二條ノ法則ハ豫審判事自ラ被告人等ヲ訊問シタル場合ニ於ケル調書ニ適用スヘキモノニシテ其他ノ文書ハ固ヨリ同條ノ法式ニ據ルヘキモノニ非ス
- 司法警察官ハ非現行犯事件ニ付キ押收處分ヲ爲スコトヲ得ス從テ其處分ヲ爲スニ當リ作成シタル文書ハ無効ナリ
- 司法警察官ニシテ現行犯事件ニ付キ被告人ヲ訊問スルトキハ刑事訴訟法第九十二條ノ規定ニ從ヒ訊問調書ヲ作成スヘキモノトス從テ其調書ハ同條第三項ニ從ヒ該官吏自ラ之ヲ作成セサルヘカラス
- 明治十六年第八號布告ニハ「豫審判事裁判所ニ於テ豫審ヲ爲ス時ハ當分ノ内書記ノ立會ナクシテ被告人證人ヲ訊問スルコトヲ得」トアルヲ以テ其當時ニ於ケル豫審調書ニハ書記ノ署名捺印ナキモ不法ニ非ス
- 複寫ハ文字ヲ紙上ニ表出スルノ一方法ニシテ文字ヲ手記スルモノナレハ筆記ト全ク其作用ヲ同フス從テ此方法ニ依リテ作成シタル書類ハ筆記ヲ爲シタル書類ト其效力同一ナリトス

二六	三	二七
二九	一	二
二九	三	一五
三二	一	三六
三四	五	七五
三五	三	四三
三五	二	六一

二九	六	三
二六	二	九二
二九	三	一五
三三	四	四二
三六	一	二二三
二六	一	四六
二六	一	四六

○檢證調書ニ附屬スル見取圖ハ檢證調書ニ記載セル土地ノ形狀ヲ明瞭ナラシムル爲メ之ヲ圖面ニ顯ハシタルモノニ過キス從テ調書ニ連綴シテ其間ニ契印アル以上ハ檢證調書ノ一部ニシテ別箇獨立ノ書面ニ非ス

○刑事訴訟法中檢證調書ヲ立會人ニ讀聞カセタルコトヲ該調書中ニ記載スヘシトノ規定アルコトナシ從テ其記載ナケレハトテ直ニ之ヲ讀聞カセサリシモノト論スルヲ得サルノミナラス該調書ニ立會人ノ署名捺印アル以上ハ其讀聞ヲ受ケ記載ノ事項ヲ了知シタルモノト認ムヘキモノトス

○司法警察官ニシテ現行犯事件ニ付キ臨檢ヲ爲ス場合ニ於テハ刑事訴訟法第九十二條ニ從ヒ二名ノ人ヲ立會ハシメ警察官自ラ調書ヲ作成シ其二名ノ立會人ト共ニ署名捺印セサルヘカラス故ニ立會人一名ノ署名捺印アルニ過キサルトキハ其臨檢調書ハ同條第四項ノ規定ニ依リ何等ノ效力ヲ有セサルモノトス

○豫審判事ハ必要アリト認メタルトキハ裁判所外ニ於テモ被告人ヲ訊問スルコトヲ得

第四節 被告人ノ訊問及ヒ對質

○豫審判事證據物件ヲ被告人ニ示シテ辯解ヲ聽カサル處措ハ其手續ニ於

三六	三七	三六	三六
三六	三七	三六	三六
三六	三七	三六	三六
三六	三七	三六	三六

テ違法アルコトナシ

○豫審判事ハ被告人カ位記又ハ勳章ヲ有スルヤ否ヤヲ調査スルノ職責ヲ有ス然レトモ個ハ職權調査ニ屬スル事項ナルヲ以テ必スシモ被告人其人ニ問查スルノ要ナキノミナラス其調査ノ結果ハ之ヲ豫審調書ニ記載スヘシトノ規定アルコトナシ從テ其記載ナキノ故ヲ以テ豫審調書ヲ無効ナリト云フヲ得ス

○豫審判事カ被告人ヲ訊問スル場合ニ於テハ其人違ナキコトヲ確ムル爲メ問查ノ形式ニ依ルヘキ旨ノ規定ナケレハ縱令此形式ヲ用キサルトキト雖モ苟クモ被告人ノ人違ナキコトヲ確メ豫審手續ヲ履行シタル以上ハ其手續ハ有效ナリトス

第九十三條

第九十三條

○豫審判事ハ事件急速ヲ要スルモノト思料シタルトキハ被告人ノ訊問以前ニ於テ證人ヲ訊問スルコトヲ得而シテ其急速ヲ要スルト否トヲ量定スルハ豫審判事ノ職權ニ屬ス

○豫審判事カ事件ヲ受理シタルトキハ被告人ヲ訊問スヘシトノ規定ハ被告人ノ現在スル場合ニ於ケル通則タルニ過キス從テ被告人不在ノ爲メ之ヲ訊問スル能ハサルトキト雖モ其他ノ取調ニ依リ事件ヲ終結スヘキ

三〇	三六	三六	三六
三〇	三六	三六	三六
三〇	三六	三六	三六
三〇	三六	三六	三六

モノト認メタル以上ハ闕席ノ儘豫審終結決定ヲ爲スモ違法ニ非ス

○同一事件ニ付キ被告人數名アル場合ニ於テ豫審判事カ其被告人中或者ニ對シ訊問ヲ爲シタル以上ハ直ニ該事件ノ證人訊問ニ取掛ルコトヲ得

〔第九十五條〕

○被告ニ讀ミ聞カセ相違ノ有無ヲ問ヒタルコト無キ豫審調書ヲ採テ證據ニ供シタル裁判ハ不法ニシテ破毀ノ原由アルモノトス

○被告人及ヒ證人ニ於テ若シ署名捺印スルコト能ハサル場合アルトキハ書記ニ於テ署名又ハ捺印スル能ハサル旨ヲ其調書又ハ宣誓書等ニ附記スレハ足ルモノニシテ必スシモ其氏名ヲ代書シ又ハ捺印セシムルヲ要セス

○調書末尾ニ署名ヲ要スルハ只本人カ承認シタルコトヲ證スル迄ノコトナルヲ以テ只其名ノミヲ記シテ苗字ヲ記載セサリシモ本人之ヲ承認シタルモノナルコト明カナル以上ハ有效ノ調書ナリ

○捺印ハ刑事訴訟法第九十五條ノ所謂印ノ一ナレハ其捺印ヲ爲シアル以上ハ法律ノ式ヲ履行シアルモノトシテ別ニ捺印スル能ハサル理由ヲ附記スル等ノ手續ヲ爲シアラサルモ其調書ハ有效ナリ故ニ原院カ其調書ヲ證據トナシタルハ不法ニ非ス

三七	二七	二七	二七	三九	三六
三九〇	三一	二八九	一五五	二八六	二六三

○刑事訴訟法第二十一條ノ二ハ同法舊第二十條第二項ヲ改正シタルモノナリ而シテ該法條ハ官吏公吏ニ非サル者ノ署名捺印スヘキ場合ニ係ル總則ナルヲ以テ被告人又ハ證人等ノ署名捺印スヘキ場合(同法第九十五條第二項及ヒ第二百二十二條第二項等)ニ付テハ當然適用セラルヘキモノトス

○縱令違法ノ書類ニ依リ豫審ノ訊問ヲ爲スモ其訊問ニシテ違法ノ點ナキ以上ハ不法ニ非ス

○現行犯ナルニ準現行犯ノ名ヲ以テ假豫審處分ヲ爲スモ其訊問調書ノ效力ニ影響ヲ及ホサス

○調書ニ署名捺印セシムルハ供述者ヲシテ其供述ノ錄取ニ相違ナキコトヲ認承セシムルカ爲メナリトス從テ何等ノ供述ヲ爲ササル被告ニ對シ證人調書ニ署名捺印セシムルノ要ナシ

○豫審判事被告人ヲ訊問シタルトキハ裁判所書記ヲシテ調書ヲ讀聞セシメ且其供述ノ相違ナキヤ否ヤヲ問ヒタル上被告人ヲシテ該調書ニ署名捺印セシムルヲ原則トシ檢證搜索又ハ物件差押ノ場所ニ於テ被告人ヲ訊問シタル場合ト法廷ニ於テ之ヲ訊問シタル場合トニ依リ區別ヲ設ケタル規定アルコトナシ

三六	三五	三四	三四	三四	三六
一五四	六一	九	九	四	一六
	二八二	八四	一六	三六	

〔第九十六條〕

○被告人ノ再訊問ヲ命シタル法則(刑事訴訟法第九十六條)ノ旨趣ハ審理ノ周到ヲ望ミタルニ外ナラス

○被告人其供述ニ付キ増減變更ヲ申立タルニ拘ラス豫審判事再訊問ヲ爲サスシテ豫審ヲ終結スルモ之カ爲メ現ニ作成シタル調書ノ效力ニ影響ヲ及ホサス

(反對)

豫審終結前ニ於テ供述ノ増減變更ヲ申立タル場合ニハ更ニ之カ訊問ノ手續ヲ爲シタル後ヲ始メテ前ノ豫審調書ヲ有效ト爲スヘク若シ其手續ヲ爲ササルトキハ調書ノ效力ナキモノナルニ原裁判所カ被告ヨリ増減變更ノ申立アリタルニモ拘ラス其申立ヲ聽許セスシテ豫審ヲ終結シタル被告ノ豫審訊問調書ヲ探テ斷罪ノ證據ト爲シタルハ違法ナルヲ以テ破毀ノ原由アルモノトス

〔第九十八條〕

○豫審判事カ被告人ヲ證人ニ示シ單ニ之ヲ知ルヤ否ヤヲ訊問セシニ過キサルトキハ恰モ證據物件ヲ示シテ訊問シタルト異ナラサレハ證人ヲ被告人ト對質セシメタルモノト云フヲ得ス

〔第一百條〕

○刑事訴訟法第二百二十九條ニハ「第一百條第一百條ノ規定ハ證人ニ付テモ

亦之ヲ適用ス」トアルヲ以テ證人又ハ參考人カ瘖啞者ナルトキハ同法第一百條ニ依リテ通事ヲ命スヘク而シテ同法第一百條第三項ニハ「第三十六條ノ規定ハ本條ニモ亦之ヲ適用ス」ト掲ケ其第三百三十六條ニハ「鑑定人ニ付テハ第二百二十二條ノ規定ヲ準用ス」トアリテ通事ニモ事實參考人ノ規定ヲ準用セリ從テ通事カ民事原告人ノ親族ナルトキハ宣誓ヲ爲サシメスシテ事實參考ノ爲メ通事ヲ爲サシムルコトヲ得

〔第一百條〕

○通事ノ宣誓書中「正實ニ」ノ上ニ「公平且」ノ三字ヲ附加シタレハトテ宣誓文ノ意義ヲ變更スルコトナケレハ其宣誓書ハ無効ニ非ス

○共犯者ノ一名ト身分上ノ關係ヲ調査セサル通事ノ訊問手續ハ不法ナリ

(同左旨)

國語ニ通セサル證人ノ訊問調書ハ通事ニ讀聞カセ通事ヲシテ之ニ署名捺印セシムヘキモノトス從テ證人自身ニ之ヲ讀聞ケ署名捺印ヲ爲サシムルノ要ナシ

三七二

三七七

二七四

三七二

三七〇

三六〇

四一五

三二六

五七

三八

○被害者ノ親族ヲ通事トシテ其意思表示ヲ通譯セシムルハ違法ニ非ス
○國語ニ通セサル證人ノ通事ニ對シ一タヒ被告トノ身分關係ヲ問查シテ
宣誓ヲ爲サシメタル以上ハ爾後其關係ニ變更ヲ生シタル事跡ナキ限り
依然通事ノ資格ヲ有スルモノトス從テ該事件ニ付テ他ノ證人ノ通事ト
爲ルモ更ニ宣誓セシムルノ要ナシ

第五節 檢證、搜索及ヒ物件差押

○檢事ノ領置シタル證據書類ハ縱令刑事訴訟法ノ規定ニ從ヒ差押ヘタル
物件ニ非サルモ犯罪證明ノ爲メ裁判所ニ抑留シアルモノナレハ廣キ意
義ニ於ケル押收品ナリトス

○當該官吏ハ認廷内ニ於テハ法律ノ明文ヲ待タス其職務ノ性質上當然檢
證ヲ爲シ得ヘキモノトス

○認廷内ニ於ケル檢證ニ付テハ特ニ檢證調書ノ名目ヲ以テ調書ヲ作成ス
ルコトヲ要セス豫審廷ニ於テハ豫審調書ニ公判廷ニ於テハ公判始末書
ニ各其結果ヲ記載スルヲ以テ足ルモノトス

○如上ノ場合ニ於テ特ニ檢證調書ヲ作成スルモ敢テ法律ノ禁スル所ニ非
サレハ豫審判事力豫審廷ニ於テ作成シタル檢證調書ハ違法ノモノニ非
ス

〔第百二條〕

〔第百二條〕

○臨檢處分ニ付テハ日出前日没後之ヲ爲スコトヲ禁シタル法規ナケレハ
夜間檢證ヲ爲スモ違法ニ非ス

(同左旨)

檢證處分ハ夜間ト雖モ之ヲ爲スコトヲ得ヘキモノニシテ家宅搜索ニ於ケル時間ノ制限ヲ受ク
ヘキモノニ非ス

臨檢處分ハ日出ヨリ日没マテノ間ナルヲ要セス

〔第百三條〕

〔第百三條〕

○豫審判事カ現行ノ重罪事件トシテ犯所ニ臨檢シ豫審ニ著手シタルノ事
實其調書ニ依テ自ラ明カナル場合ニハ其臨檢調書ニ現行重輕罪タルコ
トノ特記ナキモ違法ニ非ス

○凡ソ文書ニ署名捺印スルモノハ其本人ニ於テ文書記載ノ事柄ヲ承知シ
タルコトヲ證スルカ爲メナリ則チ警部カ作成シタル檢證調書ニ立會人
ノ署名捺印アリテ他ニ反對ノ事跡アルコトナケレハ右立會人ニ於テ該
調書ノ讀聞ケヲ受ケ其事柄ヲ承知シタル上之ニ署名捺印シタルモノト
爲スハキヲ以テ縱令調書ニ之カ讀聞ケヲ爲シタルコトノ明記ナキモ之
ヲ以テ直チニ讀聞ケヲ爲ササリシ違法アリト云フヲ得ス

四〇 一三九

四〇 六〇〇

三六 一〇一五

四〇 六三〇

四〇 六三〇

四〇 六三〇

四〇 六二五

三三 二九
三四 一〇
三四 一 四〇

二六 二五三

二六 四九五

○受託判事ノ作成シタル證人訊問調書ニ現場臨檢ノ狀況ヲ記載スルコトアルモ證人訊問ノ結果ヲ明カニスル爲メ之ヲ附記シタルニ止マリ別ニ檢證處分ヲ爲シタルモノト認メ難キトキハ不法ナリトセス

○檢證ニ著手シタル上一時之ヲ停止シ七時間經過ノ後更ニ檢證ヲ始メタル場合ト雖モ前後ノ檢證調書ヲ各別ニ作成スルヲ必要トセス

(同三三)

事實發見ノ爲メ犯罪ノ場所ニ於テ檢證スルノ規定アルモ其場所ニ於テ直チニ調書ヲ作成スルキノ規定アルコトナシ即チ調書作成ハ一時ノ便宜ニ從ヒ直チニ犯罪ノ場所ニ於テシ或ハ去テ他ノ場所ニ於テスルコトヲ得ルナリ

臨檢調書ハ現狀ニ於テ之ヲ作成セザレハ無効ナリトノ規定アルコトナシ從テ現場ノ狀況ニ依リ他所ニ於テ之ヲ作成スルモ不法ナリトセス

檢證處分ト其調書作成トノ間ニ逕延ノ事跡アルモ不法ニ非ス

○檢證調書ハ豫審判事ノ作成スヘキモノニシテ書記ハ之ヲ錄取スルモノトス(刑事訴訟法第百二條)從テ書記カ判事ノ口述ニ基キ該調書ヲ作成スルハ當然ナリトス

○檢證調書ハ必スシモ檢證ヲ遂クルニ從テ之ヲ作成スルコトヲ要セス從テ檢證終了ノ後之ヲ作成シ其顛末ヲ明カニスルヲ以テ足ル

○檢臨調書ハ檢證ノ場所ニ於テ直ニ之ヲ作成スヘシトノ規定ナケレハ現場ニ於テ作成スルト他ノ場所ニ於テ作成スルトハ一ニ當時ノ便宜ニ依ルコトヲ得

○檢證調書ハ書記ニ於テ豫審判事ノ口授スル所ヲ錄取シ之ヲ作成スルモノトス故ニ該調書ニハ書記ノ印ヲ以テ契印セサルヘカラス

○各場所ニ於ケル檢證ノ結果ハ各通ノ調書ニ記載スヘキ旨ノ規定ナケレハ引續キ數箇ノ場所ニ臨ミ檢證ヲ爲シタル場合ニ於テ其檢證シタル所ヲ一通ノ調書ニ記載スルハ不法ニ非ス

○檢證ニ依リテ發見シタル必要ノ證據物ヲ差押フルニ當リ同一調書ニ檢證及ヒ差押ノ手續ヲ記載スルコトハ法律ノ禁止スル所ニ非ス

○公知ノ事實ニ付テハ特ニ證據ニ依リテ之ヲ認メタル理由ヲ明示スルノ要ナキモノトス

(第百四條)

『第百四條』

○法律ハ證據物件差押ノ爲メ家宅搜索ヲ受クルモノ又ハ同居ノ親屬若クハ市村長ノ立會等ヲ其調書ニ記載スヘキコトヲ命セス故ニ之カ記載ナキモ法律上無効ノ制裁ナキヲ以テ其調書ハ有效ナリ

(同三三)

刑事訴訟法第百四條ハ同法第九十二條ノ場合ト異リ立會人ナクシテ爲シタル處分ハ無効タル

三三	三
三三	三
二七	二七〇
二九	二一八
三〇	二五
三五	二四四
三六	三五八

三七	二四五
三六	九七四
三九	三三五
三九	六七一
四〇	七四五
二六	四三五

ヘシトノ記載アルニ非サレハ立會人ナシニ之ヲ爲スモ無効ニ非ス又調書作製ノ場所ハ必ス現場ニ於テ爲スヘシトノ規定アルニ非サレハ之ヲ巡査駐在所ニテ作リシトテ無効ト云フヲ得ス

○家宅搜索調書ニ關係人ノ供述アルトキハ其署名捺印アルヲ要ス然ラサレハ其供述ハ證據力ナシ

○順次數人ノ家宅搜索ヲ爲ス場合ト雖モ家宅搜索調書ヲ各別ニ作成スルヲ必要トセス

○判事カ證據物件差押ノ爲メ夜間衆人ノ出入スヘキ場所ニ非サル住宅ニ臨ミ家宅ノ搜索ヲ爲シタルトキハ其處分ハ無効ナリトス從テ其違法處分ニ基キ作成セラレタル家宅搜索調書ハ之ヲ斷罪ノ資料ニ供スルコトヲ得ス

〔第一百八條〕

○豫審判事カ臨檢搜索物件差押等ノ處分ヲ行フ場合ニ於テ一之ヲ被告人ニ通知スヘキコトヲ命シタル規定ナケレハ縱令被告人ノ不知ノ間ニ此等ノ處分ヲ爲スモ不法ニ非ス

○豫審判事ハ臨檢搜索ノ準備手續トシテ先ツ被告人證人ヲ訊問シ又ハ該處分ヲ了シタル上其結果ニ付キ心證ヲ作爲センカ爲メ引續キ其訊問ヲ爲シ得ルハ勿論訊問ノ場所ニ付テモ亦臨檢搜索ノ現ニ行ハレ若クハ行

二八	二七
三二	一
三五	五
三六	六
三七	九
三七	九
三〇	二

〔第一百十條〕

ハルヘキ場所ト同一地域内ナル以上ハ法定ノ要件ヲ充シタルモノトス

○刑事訴訟法第一百十條ニ臨檢ノ場所トアルハ其現ニ臨檢シタル所ニ限ラズ臨檢ノ引續キ他ノ場所ニ於テ證人ノ訊問ヲ爲スモ違法ニ非ス

○檢證ヲ爲シタル場所ト證人ヲ訊問シタル場所ト異ナルモ證人訊問ノ場所ニシテ臨檢ノ場所(刑事訴訟法第一百十條)ニ包含スヘキモノナルトキハ不法ニ非ス

○檢證調書中證人訊問ノ事項ヲ記載セシ部分ニ違法ノ點アルモ檢證調書全部ヲ無効トスヘキモノニ非ス

〔同第三〕

臨檢調書ニ證人ノ供述アルトキハ其署名捺印アルヲ要ス然ラサレハ其供述ヲ證據ト爲スヲ得ス

○豫審判事ハ臨檢搜索ノ準備手續トシテ先ツ被告人證人ヲ訊問シ又ハ該處分ヲ了シタル上其結果ニ付キ心證ヲ作爲センカ爲メ引續キ其訊問ヲ爲シ得ルハ勿論訊問ノ場所ニ付テモ亦臨檢搜索ノ現ニ行ハレ若クハ行ハルヘキ場所ト同一地域内ナル以上ハ法定ノ要件ヲ充シタルモノトス

〔同第三〕

三九	二七
三〇	四
三三	四
三四	七
三五	七
三六	七
三七	七
三八	七
三九	七
四〇	七
四一	七
四二	七
四三	七
四四	七
四五	七
四六	七
四七	七
四八	七
四九	七
五〇	七
五一	七
五二	七
五三	七
五四	七
五五	七
五六	七
五七	七
五八	七
五九	七
六〇	七
六一	七
六二	七
六三	七
六四	七
六五	七
六六	七
六七	七
六八	七
六九	七
七〇	七
七一	七
七二	七
七三	七
七四	七
七五	七
七六	七
七七	七
七八	七
七九	七
八〇	七
八一	七
八二	七
八三	七
八四	七
八五	七
八六	七
八七	七
八八	七
八九	七
九〇	七
九一	七
九二	七
九三	七
九四	七
九五	七
九六	七
九七	七
九八	七
九九	七
一〇〇	七

刑事訴訟法第百十條ハ豫審判事カ臨檢搜索ノ場所ニ於テ證人ノ供述ヲ聽クコトニ付キ何等ノ制限條件ヲ置カサルヲ以テ其證人訊問ノ必要ナルヤ否ヤヲ定ムルハ一ニ豫審判事ノ職權ニ屬スルモノトス

〔第百十一條〕

○豫審判事ノ許容ヲ得レハ何人ト雖モ臨檢ノ場所ニ出入スルコトヲ得從テ檢事カ臨檢ノ場所ニ出會シタレハトテ違法ニ非ス

○豫審判事ハ臨檢ニ必要ナリト認ムル者ニ對シ立會ヲ許シ又臨檢ノ際犯罪ノ性質方法及ヒ結果ヲ分明ナラシムル爲メ鑑定人ニ鑑定ヲ爲サシムヘキ權能ヲ有ス

○檢事ハ事實發見ノ爲メ必要ナリトスル場合ニハ豫審判事ニ對シテ證據徵憑ノ集取ヲ請求スル職權ヲ有ス從テ豫審判事カ家宅搜索ヲ行フニ當リテハ檢事ハ之ニ立會スル權能アルモノトス

第六節 證人訊問

○證言トハ必スシモ證人トシテ宣誓ノ上供述セシメタルモノノミヲ云フニ非ス參考人ノ供述ト雖モ證據トシテ之ヲ採用スル以上ハ證言ナリ

○凡ソ證人ハ口頭ヲ以テ事實ヲ陳述セシムルヲ原則トスルモ物品ノ點數品質等ニ關スル事項ニ付テハ書面ヲ以テ之ヲ明確ナラシムルモ不法ニ

三六 一〇五

三四 二二四

三五 一一〇

三七 二〇五

三四 九六

非ス

○公判ニ於テ定規ノ呼出ナキ場合ト雖モ在廷ノ證人カ異議ヲ申立テサルトキハ有效ニ之ヲ訊問スルコトヲ得(刑事訴訟法第二百十七條)而シテ豫審ニ於テハ此點ニ關シテ何等ノ規定ナキモ亦之ニ準據スヘキハ當然ナリ

○證人ニ對スル訊問事項ニシテ物ノ員數計算等口頭ノ説明ニ不便ナルモノハ其説明ニ代ヘテ書面ヲ差出サシムルコトヲ得而シテ其書面ハ偽證ノ制裁ヲ以テ有效ナリトス

○同一事件ニ付キ曩ニ鑑定ヲ爲シタル者ニ對シ證人トシテ宣誓ヲ命シ其鑑定事項ヲ訊問スルハ不法ニ非ス

○證人ナル語辭ハ廣狹二様ノ意義ヲ有スルモノニシテ其何レノ意義ニ用キラレタルヤハ各場合ニ於テ之ヲ判斷セサルヘカラス

○豫審判事カ必要若クハ便宜ナリト認メタルトキハ裁判所外ニ於テ證人ヲ訊問スルモ不法ニ非ス

〔第百十五條〕

○豫審判事ハ必要ナル場合ニ於テ所屬裁判所外ニアリテ證人ヲ訊問スルコトヲ得從テ其調書ヲ以テ斷罪ノ資料ニ供スルハ不法ニ非ス

二九 九 一〇四

四〇 六三

四〇 二九八

三八 二二九

三七 一五八

三六 一九七三

三六 一六五六

○適式ノ呼出ナクシテ出廷シタル證人ト雖モ陳述ニ付キ異議ナキトキハ之ヲ訊問スルモ不法ニ非ス

(同主旨)

召喚狀ニ違式ノ點アルモ證人參考人ニシテ異議ナク出廷シ相當ノ手續ヲ經テ任意ニ陳述シタル以上ハ其陳述ハ毫モ不適法ノモノニ非ス而シテ之ヲ以テ斷罪ノ資料ニ供スルハ法律ノ是認スル所ナリ
呼出狀ノ送達ナキモ證人ニ於テ異議ナク出廷シ宣誓ノ上爲シタル供述ハ證言タルノ效力ヲ有ス

○證人呼出ノ手續ニ違法ノ措置アリトスルモ其證人出廷ノ上陳述ヲ爲スニ付キ異議ナキトキハ之ヲ取調フルモ違法ニ非ス且又刑事訴訟法第九十二條ニ從ヒ證人ノ氏名目錄ヲ相手方ニ送達スルコトナクシテ證人ヲ取調フルモ其相手方ニ於テ異議ナキトキハ其取調ハ有效ナリ

(第百二十一條)

『第百二十一條』

○證人ニ對シ訊問ヲ爲スニ當リ被告事件ヲ告知スヘシトノ法律ノ規定アルコトナシ從テ證人訊問調書ニ被告事件ヲ告知シタルコトノ記載ナキモ該調書ハ無効ニ非ス

(同主旨)

證人ニ對シ被告事件ヲ告知スヘシトノ法律ノ規定ナシ從テ證人訊問調書ニ之ヲ告知シタルコ

トノ記載ナキモ無効ニ非ス

○證人ニ對シ被告ト親族後見人被後見人雇人又ハ同居人等ノ關係ナキヤ否ヤヲ問查シタルノミニシテ民事原告人タル關係ヲ有スルヤ否ヤヲ問查セサルトキハ其證人ノ供述ハ證言證據タル效力ヲ有セス

三四 三 六九
三六 一〇六九

○刑事訴訟法第九十一條後段ノ規定ハ證人トシテ取調ヲ爲スヘキ者カ同法第九十三條ノ事項ニ該當スルヤ否ヤヲ明カニセントスルノ趣意ニ出テタルモノトス從テ其之ニ該當スルヤ否ヤカ顯著ナラサル場合ニ於テハ必ス同條ノ各事項ニ付キ問查ヲ爲ササルヘカラス

○證人ノ豫審調書ニ「豫審判事ハ刑事訴訟法第九十三條第一號乃至第四號及ヒ第九十四條第一號乃至第六號ニ該當スルモノナルヤ否ヤヲ調査シ云云」トアル以上ハ證人ニ對シ右兩條ノ各事項ニ該當スルヤ否ヤヲ問查シタル旨趣明瞭ナレハ該調書ヲ目シテ刑事訴訟法第九十一條ニ違背セルモノト云フヲ得ス

(第百二十二條)

『第百二十二條』

○刑事訴訟法實施以前ニ於テハ官吏ノ資格ヲ以テ證人トナルトキハ宣誓ヲ要セス

○二個各別ノ裁判所ニ於テ豫審判事證人ヲ訊問スルトキハ既ニ一裁判所

四〇 二七三
二六 一 一三三

ニ於テ爲シタル宣誓ヲ以テ足レリトシ他ノ裁判所ニ於テ特ニ宣誓ヲ爲サシムルヲ要セス

○檢事ハ宣誓ヲ命スルノ職權ナシ

○證人ニ對シ第一回訊問ノ際ハ被告人一人ナリシニ第二回ノ訊問ニ至リ被告人二人トナリタルトキハ其證人ヲシテ更ニ宣誓ヲ爲サシメサレハ右證人ノ第二回豫審調書ハ其效力ヲ有セス

○宣誓書ノ日附ニシテ訊問後ニ係ルモ其誤記タルコト明白ナルトキハ之ヲ以テ違法ナリトスルヲ得ス

○二事件ノ證人ヲシテ一紙ニ宣誓セシムルハ違法ニ非ス

○證人ノ豫審調書及ヒ宣誓書ニ被告事件及ヒ被告人ノ氏名ノ記載ナキモ其證人ニ對スル呼出狀及ヒ訊問調書ニ依リ其被告事件ノ訊問調書及ヒ宣誓書ナルコト明カナルトキハ其調書ヲ採用シタル判決ハ違法ニ非ス
(二二四年一〇卷二七頁參照)

(同三三三)

宣誓ヲ爲サシムルニ付キ被告事件ヲ指示スルヲ要セス(第九十條三二年九卷一〇八頁參照)

○甲罪ニ付キ宣誓ノ上訊問シタル證人ト雖モ其後訴追セラレタル乙罪ニ付キ證人トシテ訊問スルニハ更ニ宣誓セシメサルヘカラス

二六	二	二〇八
二九	二	五〇
三〇	三	三五
三三	九	一〇八
三三	四	五九
三三	七	二

○併合事件ニ付キ證人ヲ訊問スル場合ニ於テハ一事件毎ニ宣誓セシムルヲ要セス

(反對)

豫審判事數個ノ被告事件ニ付キ證人ヲ訊問スルトキハ縱令其證人ハ同一ナルモ各事件毎ニ宣誓ノ方式ヲ履行スルヲ要ス否ヲサレハ證人調書タルノ效力ヲ有セス

○裁判所ニ於テ決定シタル以外ノ者ヲ臨檢ノ場所ニ同行シ法律上正當ノ手續ヲ履踐セシテ證人トシテ供述セシメ而シテ之ヲ基礎トシテ臨檢調書ヲ作成スルハ不法ナリ

○刑事訴訟法中證人ノ訊問調書及ヒ宣誓書ニ被告事件ヲ明記スヘキ旨ノ特別規定アルコトナシ從テ其記載ナキモ無効ニ非ス

(同三三三)

豫審調書ニ本案被告事件ノ被告タル者ノ氏名ヲ逐一掲載シ刑事訴訟法第二百二十三條ノ規定ヲ盡シタルニ於テハ豫審判事方式ノ如ク宣誓セシメタルモノナリ故ニ之ニ添付シアル宣誓書ニ被告ノ氏名ヲ畧記スルモ本案被告事件ニ對シ宣誓ヲ爲シタルコト明カナレハ之ヲ以テ宣誓セシテ陳述シタル無効ノ證人豫審調書ト云フヲ得ス

證人訊問ニ付キ必ス被告人ノ罪名ヲ舉示スヘク其宣誓書ニモ罪名ヲ列擧スヘシトノ規定ナキノミナラス既ニ某者カ被告事件ニ付キ證人トシテ訊問スル旨ヲ告ケ宣誓ヲ爲シタル上ハ證人ニ於テ其事件ヲ詳知シタルヲ明白ナリ
數罪アル場合ニハ宣誓書ニ一事件ヲ畧記スルモ違法ニ非ス

三四	四	二
二九	七	一
三四	九	一八
三五	五	二四
二七		三七六
二六		七〇
二六	一	五九

宣誓書ニ被告事件及ヒ宣誓ヲ爲シタル年月日ノ記載ナキモ不法ニ非ス

○公廷ニ於テ證人ノ一度爲シタル宣誓ハ後日證人ニシテ民事原告人トナリ證人ノ資格ヲ喪失スルモ直ニ其效力ヲ失フモノニ非ス從テ證人カ私訴ヲ取下ケ證人資格ヲ回復シタル場合ニ於テハ曩ニ爲シタル宣誓ニ基キ之ヲ訊問スルコトヲ得

○證人トシテ呼出サレタル者カ苟クモ宣誓ノ上供述ヲ爲シタル以上ハ其供述ハ之ヲ斷罪ノ資料ニ供スルコトヲ得從テ裁判所ハ證人カ其一己ノ資格ヲ以テ供述ヲ爲スト官吏若クハ他人ノ代理人タルノ資格ヲ以テ供述ヲ爲ストヲ區別シ特ニ其資格ヲ明示シテ宣誓供述ヲ爲サシムルノ必要ナシ

○豫審判事カ證人ノ取調ヲ爲スニ付テハ刑事訴訟法第四百十四條ノ如キ特別ノ規定ナケレハ被告人ノ氏名明カナラサル場合ナルト否トヲ論セス一般ノ規定ニ依リテ宣誓ヲ爲サシメサルヘカラス

○證人カ謀殺及ヒ謀殺未遂被告事件ニ付キ一度宣誓ヲ爲シタル以上ハ爾後檢事ニ於テ其犯罪行爲ハ被害者ヨリ證書ヲ強奪スルカ爲メナリシ旨ヲ補正スルモ第二回ノ訊問ニ付キ更ニ宣誓ヲ爲サシムルノ要ナシ

○刑事訴訟法第二百二十二條ノ規定ハ證人訊問ノ必要手續タル宣誓ヲ爲ス

ニ當リ如何ナル事項ヲ誓約セシムヘキヤヲ定メタルニ過キサレハ該條記載ノ文詞其儘ヲ以テ直ニ宣誓ノ式文ト爲スヘキ旨趣ナリト云フヲ得ス

○同一ノ裁判所ニ於テ同一證人ニ對シ數回ノ訊問ヲ爲ス場合ニハ最初ノ訊問ニ際シ宣誓ヲ爲サシムルヲ以テ足レリトス

(同前)

一事件ニ付キ數回ノ訊問ヲナスモ證人ノ宣誓ハ最初ノ一回ヲ以テ足レリトス

同一裁判所ニ於テ同一證人ニ對シ數回ノ訊問ヲ爲ス場合ニ在リテハ最初ノ訊問ノ際宣誓ヲ爲サシムルヲ以テ足レリトス

○證人ノ宣誓ハ過去ノ事柄ニ付テ供述スルコトヲ誓ヒ鑑定人ノ宣誓ハ裁判所ノ諮問ニ對シテ表白スヘキ判斷ノ真正ヲ誓フモノナレハ二者自ラ其意義ヲ異ニシ彼ト此ト共通スルコトヲ許サス

○宣誓書ハ官吏ノ作成スヘキ文書ニ非ス從テ文字ノ挿入削除ニ於ケル認印ノ法則(刑事訴訟法第二十一條)ヲ適用スヘキモノニ非ス

(同前)

宣誓書ハ證人ノ署名捺印ヲ要スルノミニシテ證人自ラ之ヲ作成スヘキモノニ非ス

宣誓書ニ於ケル宣誓ノ文詞及ヒ年月日ハ裁判所ニ於テ便宜ノ爲メ證人又ハ鑑定人ニ代リ記載スヘキモノニシテ證人又ハ鑑定人ニ於テ自ラ之ヲ記載スルモノニ非ス

三四〇 二七

三五六 一五〇

三六一 一五一

三七 二四五

三七 二七四

三七 二三五

三九 二五〇

二六 一八八

三六 一八五

三九 三三三

三三 三

三〇 三七

三〇 一九

（反對）

宣誓書日附ノ文字ヲ改竄シテ理由ヲ附記セス認印ヲナササルトキハ變更ノ效ナシト雖モ調書ニ宣誓ヲ爲シタル旨ノ明記アル以上ハ同時ニ作成シタルモノト看做ス
宣誓書ハ裁判所書記ニ於テ之ヲ作成シ證人ニ讀聞スヘキモノトス然レトモ刑事訴訟法第二十条ノ法則ニ從フヘキ宣誓ニ非ス

○宣誓書ノ氏名ノ側ニ證人ハ無筆ニテ自署スル能ハス且印ヲ持參セス捺印スル能ハスト記載シタル下ニ裁判所書記ノ捺印アル以上ハ代署附記並ニ其理由ノ記載ナキモノト云フヲ得ス

○宣誓書ニ署名捺印シタル以上ハ豫審調書ニ宣誓書ヲ讀聞カセタル旨ヲ記載セサルモ不法ニ非ス

○一個人ノ資格ヲ以テ證人ト爲リタル戸長カ宣誓書ニ戸長ノ肩書ヲ爲シ並ニ職印ヲ押捺スルモ之カ爲メニ其宣誓書ハ不適法ナリト云フヲ得ス
○宣誓書カ豫審調書ニ添附シアリテ其調書ニ本人記名スルコト能ハサルニ依リ代書スト附記シアル上ハ重ネテ宣誓書ニ其附記ナキモ違法ニ非ス

○宣誓書ニ刑事訴訟法第二十一条ノ二ノ規定ニ違背スル所アルモ其證人ノ宣誓書タルコト明カナル以上ハ無効ニ非ス

二六	二九	三三	三五	三六
一	一	五	五	五
一三四	一九二	五〇	八〇	七五

○證人ノ宣誓書カ其豫審調書ノ一部ヲ成ス場合ニ於テハ該調書中ニ證人ノ署名シ能ハサル一箇ノ附記アル以上ハ縱令宣誓書ニ其附記ナキモ違法ニ非ス

○證人ノ宣誓書ニ代署シタル書記ノ氏名ヲ記載セサルモ之カ爲メニ其宣誓ヲ無効トスルヲ得ス

（同宣誓）

證人宣誓書ニ代署セル書記ノ官氏名ハ宣誓書ノ添附シタル訊問調書ニ依リ之ヲ知ルコトヲ得ヘキヲ以テ特ニ其官氏名ヲ記載スルノ必要ナシ

（第二百二十三條）

○判事ハ刑事訴訟法第二百二十三條ノ各項ニ觸ルルコトナキヤ否ヲ宣誓ノ上陳述セシメタルモノナレハ其證言ヲ以テ斷罪ノ資料ニ供スルヲ得ヘシ

○被告人ノ何人タルヲ知ル能ハサル場合ニ在テハ氏名不詳者ノ何何被告事件ト記シ以テ證人鑑定人ニ宣誓セシムルハ法ノ禁スル所ニ非ス從テ刑事訴訟法第二百二十三條ノ關係ヲ問查スル能ハサルモ該證言又ハ鑑定書ハ採テ以テ斷罪ノ證ト爲スモ違法ニ非ス

○證人ト被告人ト其住居ヲ異ニスルコト訊問上既ニ明瞭ナル以上ハ重ネ

三七	三五	二五	二六
二六二	九	二	二六
四五	六三	四二	

テ同居ナルヤ否ヤヲ訊問セサルモ不法ニ非ス

○刑事訴訟法第二百二十三條規定ノ訊問事項ハ判事ノ訊問上又ハ記錄上既ニ明白ト爲リタル事項ヲモ猶ホ訊問ヲ要ストノ法意ニ非ス

○宣誓ノ方式ヲ闕如シ且證人タルノ資格(刑事訴訟法第二百二十三條)ヲ訊問セサル調書ハ法律上其效力ヲ有セス

(同主旨)

證人ノ豫審調書ニ於テ刑事訴訟法第二百二十三條ニ記載シタル者ナルヤ否ヤヲ訊問シタル事跡ノ徴スヘキモノ無クハ其人果シテ證人ノ資格アル者ナルヤ否ヤヲ知ルニ由ナシ然ルニ原院カ其人ヲ以テ證人ノ資格アル者ト爲シテ斷罪ノ資料ニ供シタルハ違法タルヲ免カレス

○被告人トシテ公訴ヲ提起セラレサル以前ニ於テ證人トシテ訊問セラレタルコトアルトキハ其調書ハ證人調書トシテ效力ヲ有ス

○民事原告人ニシテ國ノ代表者ナルトキハ證人ニ對シ其民事原告人トノ身分上ノ關係(刑事訴訟法第二百二十三條)ヲ訊問審査スルヲ要セス而シテ其訊問ノ有無ハ調書ノ效力ニ消長ヲ及ホスコトナシ

(同主旨)

民事原告人ニシテ國ノ代表者ナルトキハ證人ニ對シ其民事原告人トノ身分上ノ關係ヲ訊問審査スルヲ要ナシ

○適法ニ成立シタル證人訊問調書ハ爾後ノ被告人ニ對シテモ證據力ヲ有

二六	二七	二八	二九	三〇
三	三	三	三	三
一〇二	一〇五	一〇八	一一四	一二八

ス

○證人ニシテ刑事訴訟法第二百二十三條ニ牴觸セサル旨ヲ申立宣誓ヲ爲スモ其訊問調書ニ於テ同條ニ牴觸ノ虞アルトキハ證人調書タルノ效力ヲ有セス

○被告人不明ノ事件ニ付キ證人ヲシテ宣誓ノ上證言セシムルハ違法ニ非ス然レトモ被告人ノ判明シタル後ニ至リ仍ホ證人トシテ之ヲ訊問スル場合ニアリテハ被告人ト證人トノ身分上ノ關係(刑事訴訟法第二百二十三條)ヲ審査セサルヘカラス然ラサレハ證人調書タルノ效力ヲ有セス(第六十二條二九年四卷六九頁參照)

(同主旨)

當初氏名不詳ノ被告事件トシテ證人ヲ訊問シ其後被告人ノ氏名判明シタル場合ニ於テ其證人ノ再訊問ヲ爲ストキハ更ニ刑事訴訟法第二百二十三條ノ關係ヲ調査スヘシ然ラサレハ證人調書トシテ效力ヲ有セス

○證人調書ニ刑事訴訟法第二百二十三條ノ事項ヲ訊問シタル旨ノ記載アル以上ハ被告人ノ誰タルコトヲ告知シタルコト勿論ナリ
○證人ノ資格アル者ト雖モ之ヲ參考人トシテ訊問スルハ法ノ禁スル所ニ非ス從テ其訊問調書ハ證據力ヲ有ス

三〇	三一	三二	三三	三四
一	二	三	四	五
八	九	一〇	一一	一二

(同主旨)

證人ノ資格アル者ヲ參考人トシテ訊問シタル調書ハ唯其證言ノ效ナキニ止マリ法律上決シテ無効ノ調書ニ非ス

證人ノ資格アル者ヲ參考人トシテ訊問シタル調書ハ證人ノ調書タル效力ナキニ止マリ法律上無効ノ調書ニ非ス而シテ其取捨ハ裁判所ノ職權ニ屬ス(同一判例二八年二卷一一三頁)

○共犯中其身軍籍ニ在ルノ故ヲ以テ軍事裁判所ニ於テ被告人トナリタル者ハ證人タルコトヲ得ス

○共犯者ノ一名ト身分上ノ關係ヲ調査セサル通事ノ訊問手續ハ不法ナリ

○參考人ニ對シテハ被告人トノ身分上ノ關係(刑事訴訟法第二百二十三條)ヲ調査スルノ必要ナシ

○證人トシテ呼出シタル者ト雖モ刑事訴訟法第二百二十三條、第二百二十四條ニ牴觸セル者ハ證人トシテ宣誓セシムルヲ得ス而シテ其牴觸ノ有無ハ身分、職業及ヒ身分上ノ關係等ヲ調査スルニ非サレハ之ヲ識別スルニ由ナシ從テ宣誓ニ先チ此等ノ調査ヲ爲スハ當然トス

○被告人トハ現ニ公訴ノ被告人タル地位ニアルモノヲ云フ而シテ曾テ共同被告人タリシ者ト雖モ既ニ判決ヲ經テ現ニ公訴ノ被告人ニ非サルトキハ證人ニ對シ其者トノ關係ノ有無ヲ調査スルノ要ナシ

三六	二
三七	二
三八	二
三九	二
四〇	二
四一	二
四二	二
四三	二
四四	二
四五	二
四六	二
四七	二
四八	二
四九	二
五〇	二
五一	二
五二	二
五三	二
五四	二
五五	二
五六	二
五七	二
五八	二
五九	二
六〇	二
六一	二
六二	二
六三	二
六四	二
六五	二
六六	二
六七	二
六八	二
六九	二
七〇	二
七一	二
七二	二
七三	二
七四	二
七五	二
七六	二
七七	二
七八	二
七九	二
八〇	二
八一	二
八二	二
八三	二
八四	二
八五	二
八六	二
八七	二
八八	二
八九	二
九〇	二
九一	二
九二	二
九三	二
九四	二
九五	二
九六	二
九七	二
九八	二
九九	二
一〇〇	二

○曩ニ鑑定シタル證人ヲ再ヒ同一事件ニ付キ訊問スルニ當リ更ニ再ヒ其被告人トノ身分上ノ關係ヲ調査スルノ要ナシ

○曾テ鑑定シタル事項ニ關シ訊問ヲ爲スモ其訊問事項ニシテ判斷ヲ聽クニ非サルトキハ證人ト爲スニ於テ妨ナシ

○別箇ノ事件ナルモ之ヲ併合審理シタル場合ニ在テハ一事件ヲ取調フルニ當リ一度證人ト被告人トノ身分關係ヲ訊問シタル以上ハ更ニ他ノ事件ヲ取調フルニ當リ重ネテ之ヲ訊問スルノ要ナシ

○檢事又ハ司法警察官カ現行犯アルコトヲ知リテ臨檢ヲ爲シタル際證人鑑定人ノ供述ヲ聽クハ事實參考ノ爲メニ過キサルモノトス(刑事訴訟法第四百四十四條第二項)從テ此場合ニ於テハ刑事訴訟法第二百二十三條ノ事項ヲ調査スルノ要ナシ

○刑事訴訟法第二百二十三條ノ規定ハ同法第二百二十四條ノ規定ト同シク不可分ノ性質ヲ有スルモノニ非ス故ニ豫審判事ハ唯其知ラント欲スル關係事項ヲ擇ンテ之カ訊問ヲ爲スヲ以テ足レリトス

○數人共犯ノ事件ニ付キ證人ヲ訊問スル場合ニ於テハ其證人ト共犯者全員トノ身分關係ヲ調査セサルヘカラス從テ其調査全員ニ涉ラサルトキハ該證人ノ供述ハ證言證據ノ效力ヲ有セス

三九	二
四〇	二
四一	二
四二	二
四三	二
四四	二
四五	二
四六	二
四七	二
四八	二
四九	二
五〇	二
五一	二
五二	二
五三	二
五四	二
五五	二
五六	二
五七	二
五八	二
五九	二
六〇	二
六一	二
六二	二
六三	二
六四	二
六五	二
六六	二
六七	二
六八	二
六九	二
七〇	二
七一	二
七二	二
七三	二
七四	二
七五	二
七六	二
七七	二
七八	二
七九	二
八〇	二
八一	二
八二	二
八三	二
八四	二
八五	二
八六	二
八七	二
八八	二
八九	二
九〇	二
九一	二
九二	二
九三	二
九四	二
九五	二
九六	二
九七	二
九八	二
九九	二
一〇〇	二

(同五三)

證人カ豫審判事ノ訊問ヲ受ケタル係共犯人トシテ豫審ヲ求メラレタル被告人八名ナリシコト
記録ニ明載シアルニ該證人ノ豫審調書ニハ被告七名ニ對シ刑事訴訟法第二百二十三條ニ記載シ
タル各項ノ關係ナキヤト問ヒタルコトノ記載アルノミニテ他ノ一名ニ對シテハ之ヲ問ヒタル
コトノ記載ナシ然レハ該證人ハ被告人ニ對シ同條ノ關係ナカリシコトヲ認ムルニ由ナキヲ以
テ其豫審訊問調書ハ被告人全體ニ對シ證據ト爲スチ得サルモノナリ則チ原院カ之ヲ採テ斷罪
ノ證據トナシタルハ不法ナリ

數人共犯ノ事件ニ付キ證人ヲ訊問スルニ當リ全體ノ共犯人ニ對シテ證人タルノ資格(刑事訴
訟法第二百二十三條)アリヤ否ヲ訊問セザルトキハ其調書ハ證人ノ證言トシテ效力ヲ有セス
被告人數名アル事件ニ付キ證人ヲ訊問スルトキハ其證人ニ對シ被告人全員トノ身分上ノ關係
(刑事訴訟法第二百二十三條)ヲ審査セザルヘカラス而シテ其審査全員ニ涉ラザルトキハ證人調
書ハ法律上效力ヲ有セス(同一判例二九年五卷一九頁)

證人ニ對シ共犯人中ノ一名トノ身分上ノ關係ヲ訊問セスシテ作成シタル調書ハ無効ナリ(三三
年九卷五三頁參照)

刑事訴訟法第二百二十三條第二號ノ被告人トハ共犯アル事件ニ付テハ共犯トシテ訴追ヲ受ケタ
ル被告人全體ヲ指稱シタルモノトス從テ共犯ノ一部カ公判ニ付セラレ他ノ一部ハ豫審中ナル
場合ト雖モ其證人ト被告人トノ親屬關係ハ被告人全體ニ付キ之ヲ調査スルヲ要ス

刑事訴訟法第二百二十三條第二號以下ノ被告人トハ或犯罪ニ付キ共犯者トシテ訴追セラレタル
者ハ悉ク之ヲ包含セルモノトス故ニ被告人ノ共犯者トシテ起訴セラレタル者ト證人トノ身分
關係ヲ調査セス直ニ被告事件ニ付キ證人トシテ宣誓セシメ訊問ヲ爲シタルハ不法ナリ

二七	二六	二九	三三	三五	三七
三〇七	二八三	六六	二八	一〇六	九六

(反對)

普通裁判所ニ於テ證人ヲ審問セントスルニ當リ同一犯罪事實ニ付キ共犯ノ一人カ特別裁判所
ニ訴追セラレタルトキハ供述ヲ聽カントスル者ハ其共犯ニ對シテ刑事訴訟法第二百二十三條ニ
抵觸スルモノナルヤ否ヤヲ調査シ若シ抵觸スル所アルニ於テハ之ヲ證人ト爲スコトヲ得ス

被告六名アル場合ニ於テ豫審判事カ被告ノ一人ナル甲者ノ俸ノ妻ハ證人乙者ノ從妹ニシテ且
證人丙者ノ姪ナル關係アルヲ認メ故ラニ甲者ニ對スル證人タルヲ不可トシ他ノ五名ノ被告事
件ニ付キ宣誓ヲ爲サシメス此ノ如キ親屬ノ關係ハ刑事訴訟法ニ謂フ所ノ親屬ニ非ザルヲ以テ
本件被告事件ニ付テハ固ヨリ證人タルヲ得ヘキモノナリ故ニ原院カ被告甲者ヲ除キタル被告
五名ノ被告事件ニ付キ宣誓ヲ爲シタル證人ノ調書ヲ以テ該事件ノ證據ニ供シタルハトテ毫モ
違法ノ點ナキモノトス

證人ニ對シテ共犯者ノ一名ト何等ノ關係ナキ事項ヲ訊問シタル場合ニ於テハ身分上ノ關係モ
亦之ヲ調査スルノ必要ナシ
共犯者アル事件ニ對シ證人ヲ訊問スル場合ニ於テ其訊問事項ニ無關係ナル被告人ト證人トノ
關係ハ之ヲ調査スルノ必要ナシ

○豫審判事カ證人ト被告トノ身分關係ヲ調査セスシテ訊問ヲ爲シタルト
キハ其調書ハ無効ナリ

○判事カ證人ニ對シ刑事訴訟法第二百二十三條ノ各事項ニ付キ取調ヲ爲ス
ニ方リ被告事件ノ件名及ヒ被告人ノ氏名ヲ告知シタル以上ハ民事原告

三九	三三	三三	二八	三九
五三三	九三	三六	一四二	一五九

人ノ氏名ヲ告知セサルモ不法ニ非ス

○被告人カ甲者ト共謀シ自己ノ女子ト甲者トノ婚姻届書ヲ偽造行使シタル公訴事件ニ付キ其事實ノ眞否未タ明確ナラサル場合ニ於テ豫審判事カ甲者ヲ參考人トシテ訊問シタルハ相當ナリ

○證人カ文字ヲ知ラサルヤ否ヤノ事實ノ調査ハ訊問ノ方法ヲ以テスルコトヲ要セス從テ其調査ノ結果ハ之ヲ調査ニ記載スルノ必要ナキモノトス

○參考人ナル文字ハ狹義ノ證人ニ對シ特ニ宣誓ヲ爲サシメサル證人ヲ指稱スル爲メ實際ノ便宜上之ヲ使用シ來リタルニ過キスシテ法律上汎ク證人ト云フトキハ此二者ヲ包含セルモノトス

○民事原告人トハ裁判所ニ對シテ私訴ノ申立ヲナシタルモノヲ云フ而シテ第三者ニ私訴ノ提起ヲ委任シタル事實ハ未タ以テ民事原告人ト稱スルヲ得ス

○犯罪成立前ニ民事訴訟ヲ提起スルモ之ヲ以テ民事原告人ナリト爲スヲ得ス

○民事原告人ニシテ法人ナルトキハ證人ヲ訊問スルニ際シ其法人ヲ組成スル各箇人トノ身分上ノ關係(刑事訴訟法第二百二十二條)ヲ調査スルノ

要ナシ

○證人ニ對シ民事原告人ノ法律上代理人トノ身分上ノ關係ヲ有スルヤ否ヲ調査シタルノミニシテ民事原告人本人トノ關係ヲ調査セサル調査ハ證人調査タルノ效力ヲ有セス

○被害者カ被告人ニ對シ被告事件ニ原因スル訴訟ヲ民事裁判所ニ提起スルモ贓物ノ返還損害ノ賠償(刑事訴訟法第二一條)ヲ請求スルニ非サレハ被害者ハ被告事件ニ付キ證人タルノ資格ヲ失フコトナシ

(同左)

民事原告人トハ犯罪行爲ニ基因シテ民事訴訟ヲ提起シタル者ノ謂ニシテ單ニ被告事件ニ利害ノ關係ヲ有スル者ノ謂ニ非ス

刑事被告人ニ對シ其贖取セラレタル金員請求ノ訴ヲ民事裁判所ニ提起シタルトキハ其民事訴訟ノ原因如何ヲ問ハス刑事訴訟法第二百二十三條ニ所謂民事原告人ナリトス從テ其被告事件ニ付キ證人タルノ資格ナシ

○證人ニシテ一私人ナル以上ハ監守盜事件ノ民事原告人ニ非サルコトハ顯著ナル事實ナルヲ以テ特ニ證人ニ對シ之ヲ調査セサルモ違法ニ非ス
○村長ノ資格ニ依リ村ヲ代表シテ私訴ヲ提起シタルモ一個人タル資格ヲ以テ私訴ヲ起シタルモノニ非サレハ民事原告人ニ非ス從テ其事件ノ證人タル資格ナシト云フヲ得ス

三元	八〇元
三元	二三五
四〇	一三九
四〇	二九八
二元	二八
二元	六
二元	三

二元	一〇	七〇
三〇	六	三四
三四	一〇	三二
三三	一	三三
三四	五	七七
三五	四	二七
三五	九	二八

○證人カ民事原告人又ハ之ト親屬其他ノ身分關係アル者ナリヤ否ヤノ問
 查ハ其被告事件ニ牽連シテ民事上ノ訴カ提起セラレ其被告事件ニ付キ
 民事原告人アリテ證人カ其民事原告人又ハ之ト身分關係ヲ有スルモノ
 ナルヤ否ヤカ不明ナル場合ニ其必要ヲ生スルモノトス從テ被告事件ニ
 付キ民事原告人ナク又ハ民事原告人アルモ證人カ之ト何等ノ關係ヲ有
 セサルコト顯著ナル場合ニ於テハ特ニ此點ニ關スル問查ヲ爲スノ必要
 ナシトス

○刑事訴訟法中民事原告人ニ非サル原告人ヲ以テ證人ト爲スコトヲ禁シ
 タル規定アルコトナシ而シテ民事原告人トハ犯罪ニ依リ生シタル損害
 ノ賠償贖物ノ返還ヲ目的トシ刑事裁判所若クハ民事裁判所ニ私訴ヲ提
 起シタル者ノ謂ナリトス

○民事原告人タリシ者ト雖モ訊問ノ當時ニ於テ民事原告人ニ非サル以上
 ハ證人トシテ訊問スルモ違法ニ非ス

○證人ニ對シ被告ト親族後見人被後見人雇人又ハ同居人等ノ關係ナキヤ
 否ヤヲ問查シタルノミニシテ民事原告人タル關係ヲ有スルヤ否ヤヲ問
 查セサルトキハ其證人ノ供述ハ證言證據タル效力ヲ有セス

○刑事ノ被告人ヨリ起訴セラレ民事訴訟ニ於テ被告ノ地位ニ在ル者ハ縱

三六 一三〇

三六 一四五

三六 一八〇

三六 一〇六九

令刑事訴訟ノ結果ニ付キ直接ノ利害關係ヲ有スルモ刑事訴訟法ノ所謂
 民事原告人ニ該當セス故ニ其證人トシテ供述ヲ爲スノ能力ハ現ニ民事
 訴訟ノ繫屬スルカ爲メニ毫モ妨碍ヲ受クルコトナシ

○刑事被告事件ノ目的タル事實ヲ原因トシ損害ノ回復ヲ請求スル者ハ公
 訴ニ附帶シテ刑事裁判所ニ其訴ヲ提起シタルト將タ獨立シテ民事裁判
 所ニ之ヲ提起シタルトヲ問ハス總テ刑事訴訟法第二百二十三條ノ所謂民
 事原告人ニ包含セルモノトス

(同主旨)

刑事ノ被告事件ニ基因セル損害ノ回復ヲ請求スル者ハ公訴ニ附帶シテ刑事裁判所ニ其訴ヲ提
 起シタルト將タ獨立シテ民事裁判所ニ提起シタルトヲ問ハス刑事訴訟法第二百二十三條ニ所謂
 民事原告人ニ該當スルモノトス

證人トシテ呼出ヲ受ケタル者カ刑事訴訟法第二百二十三條ノ意義ニ於テ民事原告人タルニハ其
 者カ訊問ノ當時被告事件ニ關連スル民事上ノ請求權ヲ基礎トシテ民事又ハ刑事裁判所ニ民事
 訴訟ヲ提起シ其訴訟現ニ裁判所ニ繫屬セルコトヲ必要トス

○刑事被告事件ノ記録中被害者カ公訴ニ附帶シテ私訴ヲ提起シタル事跡
 存セサルモ此一事ヲ以テ輒ク其者ハ民事原告人ニ非サルコト顯著ナリ
 ト云フヲ得ス

○被告ノ犯罪事實ヲ基礎トシ訴ヲ提起シタル者ニシテ其犯罪ノ成否ニ付

三九 一〇一

四〇 六

三八 三八三

三九 三七一

四〇 六

キ訴訟ノ成績ニ影響ヲ受クヘキ利害關係ヲ有スル以上ハ刑事訴訟法ノ所謂民事原告人ニ該當セルモノトス

○豫審判事カ證人訊問ノ當時其記録上民事原告人アルノ事跡存セス且證人トシテ取調フヘキ者ニ於テモ民事原告人ニ非サル旨ヲ答ヘタル場合ニハ其者ニ對シテ刑事訴訟法第二百二十三條ノ身分關係ヲ問查スルノ要ナシ

○被害者カ贓物返還ノ民事訴訟ヲ提起シタルト同日ニ證人トシテ訊問ヲ受ケタル場合ト雖モ其起訴ニシテ訊問前ニ在ラサリシ以上ハ證人タル資格ナシト云フヲ得ス

(同主旨)

内情ノ關係民事原告人タル地位ニ在ルモ民事原告人ト爲リ居タル事實ナキニ於テハ之ヲ證人ト爲スモ違法ニ非ス

民事原告人トナラサル以前證人ノ資格アリシ時ノ證言ナレハ其效力アルコト論テ俟タス而シテ刑事訴訟法第二百二十三條第四號ノ雇人トハ一己人又ハ會社等カ私約ヲ以テ雇傭スルモノノ謂ヒニシテ政府ニ仕事スル官吏ノ如キ者ヲ謂フニ非ス

民事原告人ト雖モ私訴ノ申立テ以前ニ於テ證人トシテ供述シタルトキハ其證言ハ有效ナリトス

公判延ニ於テ民事原告人トシテ私訴ノ申立テ爲シタルカ爲メ豫審延ニ於テ證人トシテ訊問セ

四〇	六四
四〇	七三
四〇	一〇九
二四	二六
二六	七九
二六	一〇

ラシタル調書ノ效力ヲ抹消セス

民事原告人ト雖モ私訴ノ申立テ以前ニ於テ證人トシテ供述シタルトキハ其證言ハ有效ナリトス

被害者ニ於テ未ダ私訴ヲ提起セサル以前ニ爲シタル供述ハ其後ニ至リ私訴ヲ提起シタル事實アルモ仍ホ證人ノ證言トシテ其效力有ス

○當事者間ノ訴訟關係カ公訴ノ目的タル犯罪ヲ原因トスルモノニ非サルトキハ縱令其訴訟事件ト該犯罪トノ間ニ牽連アリトスルモ其訴訟ニ於テ原告ノ地位ニ立ツ者ハ刑事訴訟法ノ所謂民事原告人ニ該當セス

○被害者ノ妻タリト雖モ民事原告人トナリタルニ非サル者及ヒ被害者ノ兄弟分トカ子分トカニナリタルモ法律上親屬ノ關係在ラサル者ハ證人タルノ資格ヲ有ス故ニ此等ノ者ノ證言ヲ採リテ斷罪ノ資料ニ供シタルハ不當ニ非ス

○證人甲者ハ被告ト親屬ノ關係アル告訴人乙者ノ訴訟代理人ナルモ甲者一個人タル資格ヲ以テ證人トシテ訊問シタルモノナレハ其調書ヲ採テ斷罪ノ資料ニ供スルモ違法ニ非ス

○姻族ニハ離縁ノ養子ヲ包含セス從テ其養子ハ法律上當然證人タルノ資格ヲ有ス

○被告人ノ亡妻ノ兄ハ證人タルノ資格ナシ

二八	三	六
二六	三	二〇
二九	四	九四
四〇		一三七
二七		二六
二七		四八〇
二九	二	七七
三〇	五	六五

- 被告人ノ祖父ノ弟ハ證人タルノ資格ヲ有ス
- 母ノ姉ノ孫ハ刑法ノ親屬例ニ該當スル親屬ニ非ス從テ同人ノ被告事件ニ付テハ證人タルノ資格ヲ有ス
- 入籍ノ手續ヲ爲ササル内縁ノ妻ノ父母ハ法律上配偶者ノ親族ナリト云フヲ得ス從テ證人トシテ訊問スルモ違法ニ非ス
- 國ハ無形人ナルヲ以テ國ト證人トノ間ニ親屬姻屬又ハ後見同居等ノ關係アルヘキ理由ナク且又證人ノ農業者タルノ事實ニ依リ國ト證人トノ間ニ何等雇傭ノ關係ナキコト明カナル場合ニ於テハ特ニ證人ニ對シ此等ノ身分關係ヲ問查スルノ要ナシ
- 刑事訴訟法第二百二十三條第二號但書ノ規定ハ姻族ニ付テハ婚姻ノ解除ニ因リ姻族關係ノ止マサルトキハ勿論其止ミタル後ト雖モ尙ホ親族ニ準スヘキ旨趣ヲ明カニシタルモノトス從テ證人ヲ訊問スルニ當リ被告ト親族關係アリヤ否ヤヲ問查シタル以上ハ右但書ノ姻族關係ニ付テモ亦問查シタルモノトス
- 刑事訴訟法第二百二十九條ニハ「第百條第一條ノ規定ハ證人ニ付テモ亦之ヲ適用ス」トアルヲ以テ證人又ハ參考人カ瘖啞者ナルトキハ同法第百條ニ依リテ通事ヲ命スヘク而シテ同法第百一條第三項ニハ「第百

三二	四	五
三三	五	六
三五	四	一九九
三六		二〇〇
三七		四七七

- 三十六條ノ規定ハ本條ニモ亦之ヲ適用ス」ト掲ケ其第百三十六條ニハ「鑑定人ニ付テハ第百二十三條ノ規定ヲ準用ス」トアリテ通事ニモ事實參考人ノ規定ヲ準用セリ從テ通事カ民事原告人ノ親族ナルトキハ宣誓ヲ爲サシメスシテ事實參考ノ爲メ通事ヲ爲サシムルコトヲ得
- 豫審判事カ被告ノ親族ニ證人トシテ宣誓ヲ命シ證言セシメタルトキハ縱令其當時ニ於テ親族關係ヲ發見スル能ハサリシニ由ルト雖モ其豫審手續ハ不法ニシテ該訊問調書ハ證效ヲ有セサルモノトス
- 民事原告人ノ雇人モ亦其民事原告人カ私訴ノ申立ヲ爲ササル以前ハ證人トナルコトヲ得
- 學校ノ寄宿舎ニ同室スル者ハ刑事訴訟法第二百二十三條ニ所謂同居人ニ非ス
- 差配人ハ雇人ニ非ス
- 郵便局ノ集配人ハ其局ノ雇員ニシテ局長ノ雇人ニ非ス
- 既ニ解雇セラレタル者其雇ハレ中ノ事實ヲ證言スルハ法律上證言タルノ效ヲ有ス
- 會社ノ書記ハ會社ノ雇人ニシテ業務擔當社員ノ雇人ニ非ス
- 止宿人ハ同居人ニ非ス

三六		七〇
三七		三九一
三八	二	一〇
三九	三	一四
四〇	二	九
四一	三	六
四二	四	六
四三	五	三
四四	六	六

○私約ヲ以テ株式會社ニ雇傭セラルル者ハ會社ノ雇人ナリ從テ其會社カ
 刑事附帶ノ私訴ヲ提起シタル場合ニアリテハ證人トナルコトヲ許サス
 ○會社ノ雇人ハ社長ノ雇人ニ非ス從テ會社ノ雇人ハ社長ノ被告事件ニ付
 キ證人タルノ資格ヲ有ス

○共犯者中ノ一名ト雇人タルノ關係ヲ有スルモノハ他ノ共犯者ニ對シテ
 モ證人タルノ資格ナシ

○雇人(刑事訴訟法第二百二十三條)トハ一定ノ期間雇傭契約ニ依リ雇入レ
 ラレタル者ヲ謂フ從テ戶主不在中ノ留守居ノ如キモノハ雇人ニ非ス

(同主旨)

刑事訴訟法第二百二十三條第四號ニ所謂雇人トハ一定ノ期間雇傭契約ニ依リ雇入ラレタル者ノ
 謂ニシテ臨時或事項ノ爲メニ雇入ラレタル者ノ謂ニ非ス

○刑事訴訟法第二百二十三條ハ雇人カ雇主ノ爲メ證言スル場合ニ證人タル
 ノ資格ナシトノ規定ニシテ雇主カ雇人ノ爲メ證言スル場合ヲ規定シタ
 ルモノニ非ス

○被告人ノ氏名不詳ナル場合ニ於テハ證人ニ對シ刑事訴訟法第二百二十三
 條ノ關係ヲ問查セスシテ宣誓ヲ爲サシメ訊問スルモ不法ニ非ス故ニ其
 後ニ至リ證人カ被告人ノ雇人タリシ事實判明スルモ該訊問調書ハ之カ

三二	四
三一	四
三〇	六
二九	二
二八	一
二七	二
二六	一
二五	二
二四	一
二三	二
二二	一
二一	二
二〇	一
一九	二
一八	一
一七	二
一六	一
一五	二
一四	一
一三	二
一二	一
一一	二
一〇	一
九	二
八	一
七	二
六	一
五	二
四	一
三	二
二	一
一	二

爲メニ效力ヲ失フコトナシ

○三等郵便局ノ通信事務員ハ明治二十九年十月遞信省公達郵便及電信局
 雇採用規則ノ規定ニ從ヒ三等郵便局長ニ於テ命スヘキ同局ノ雇員ニシ
 テ一個人タル局長其者ノ雇人ニ非ス

○刑事訴訟法第二百二十三條第四號ニ所謂雇人トハ一人私人ニ雇傭セラルル
 者ヲ指稱シ官吏及ヒ公吏ハ之ニ包含セス(同一判例三〇年一〇卷六一
 頁)

(同主旨)

官吏ハ所屬長官ノ雇人ニ非ス

○刑事訴訟法第二百二十三條ニ所謂同居人トハ民事原告人又ハ被告人ノ家
 ニ住居シ其主宰ノ下ニ在ル者ニシテ親屬又ハ雇人ニ非サルモノヲ指稱
 ス

(同主旨)

刑事訴訟法第二百二十三條ニ所謂同居人トハ民事原告人及ヒ被告人ノ家ニ住居シ其主宰ノ下ニ
 在ル者ニシテ親屬又ハ雇人ニ非サルモノナク云フ

○刑事訴訟法第二百二十三條第四號ニ所謂雇人トハ僕婢丁稚番頭手代ノ如
 ク雇主ヲ主人トシテ之ニ服從シテ仕事スル者ノミヲ指稱シ民法上ノ雇

三七	二四五
三六	二三四
三五	五三三
三四	一
三三	一
三二	一
三一	一
三〇	一
二九	一
二八	一
二七	一
二六	一
二五	一
二四	一
二三	一
二二	一
二一	一
二〇	一
一九	一
一八	一
一七	一
一六	一
一五	一
一四	一
一三	一
一二	一
一一	一
一〇	一
九	一
八	一
七	一
六	一
五	一
四	一
三	一
二	一
一	一

備契約ニ因ル一切ノ勞務者ヲ包含スルモノニ非ス

(同主語)

刑事訴訟法第二百二十三條第四號ニ所謂雇人トハ民法上ノ雇傭契約ニ因ル一切ノ勞務者ヲ包含スルモノニ非スシテ僕婢丁稚番頭手代ノ如ク雇主ヲ主人トシ之ニ服從シテ仕事スル者ニ限ルモノトス

(第二百二十四條)

【第二百二十四條】

○豫審判事ハ證人トシテ呼出シタル者ニ對シ刑事訴訟法第二百二十三條ニ記載シタル者ナリヤ否ヤヲ問フヘキ旨ノ規定(刑事訴訟法第二百一十一條)アレトモ同法第二百二十四條ニ記載シタル者ニ關シテハ別ニ規定スル所ナシ從テ豫審判事ハ必スシモ訊問ノ形式ヲ以テ此點ニ關スル調査ヲ爲スコトヲ要セス

(同主語)

證人ノ能力(刑事訴訟法第二百二十四條各項)ハ證人ニ對シ特ニ訊問スルヲ要セス

刑事訴訟法第二百二十四條ノ證人資格ニ關スル事項ハ調査スヘキモノニシテ訊問スヘキモノニ非ス

證人ノ資格ニ付キ刑事訴訟法第二百二十四條ニ記載シタルモノナルヤ否ヤハ訊問スヘキモノニ非ス

○禁錮ニ處セラレタル者ハ其刑期間公權ノ執行ヲ停止セララルニ過キス

從テ刑期經過ノ後公權ノ停止ヲ解除セラレタルトキハ證人タルコトヲ得

○禁錮ノ刑ニ處セラレタル者ト雖モ刑ノ執行以前ニ在テハ公權ヲ停止セララルコトナケレハ之ヲ證人トシテ訊問スルモ不法ニ非ス

○被告事件ニ付キ共犯ノ關係ヲ有スル者ノ證言ト雖モ訴訟記録ニ徴シ刑事訴訟法第二百二十四條ノ五號ニ該當スヘキモノト見ルヘキ事蹟ナキトキハ其證言ヲ以テ罪證ニ供スルコトヲ得

(第二百二十五條)

【第二百二十五條】

○刑事訴訟法ハ其第二百二十五條ニ列擧スル者ノ外何人ニ對シテモ證言拒絶ノ權能ヲ認許セザレハ公訴ノ目的タル犯罪ノ共犯教唆者又ハ從犯ト雖モ自ラ被告人タル地位ニ在ラサル限りハ尙ホ宣誓ノ上證人トシテ供述ヲ爲スノ義務アルハ勿論ニシテ其供述力直接ニ自己ノ利害ニ影響ヲ及ホスノ故ヲ以テ證言ヲ拒ムコトヲ得ス

(第二百二十七條)

【第二百二十七條】

○證人訊問ノ手續ヲ定ムルハ豫審判事ノ特權ニ屬ス從テ其訊問中證人ヲ監獄ニ遣シ被告人ヲ熟視セシメ引續キ訊問ヲナスモ他ヨリ論争スルヲ得ス

二八	二	二六八
三〇	二	三九
三九	二	七
三〇	二	七
三七	二	九五
三〇	二	三九

四〇 二三八

三七 六四五

三四 二 九一

二八 一 八

二九 二 七

二九 二 九〇

○刑事訴訟法第二百二十七條ハ證人二名以上ノ場合ニ於テ同時ニ事實ノ訊問ヲ爲スヲ禁スルノ法條ニシテ宣誓ヲ爲サシメ又ハ資格審査等ノ訊問ヲ爲スヲ禁シタルモノニ非ス

○公判ニ於テハ既に供述ヲ爲シタル證人ハ公廷ニ留マルヘキモノナレハ其面前ニ於テ他ノ證人ヲ訊問スルハ法律上當然ノ事ニ屬ス從テ刑事訴訟法第二百二十七條ハ此場合ニ適用スヘキモノニ非ス

【第二百二十九條】

○外國人ヲ參考人トシテ訊問スルニ付テ通譯ヲ用フルニ際シ其通事ヲシテ宣誓ヲ爲サシメサリシトテ爲メニ該調書ヲシテ無効タラシムルノ理由ナシ

○裁判所ニ於テ證人ト爲ルノ權利ハ帝國ニ在留スル外國人モ亦之ヲ享有スルモノトス

○裁判所カ外國人ヲ證人トシテ訊問スルニ當リテハ其本國法ニ從ヒ證人タルノ權利アルヤ否ヤヲ調査スルノ要ナシ

【第二百三十一條】

○證人調書ノ日附ハ宣誓書ノ日附ヨリ前ナルモ其調書ニ依リ宣誓書ノ日附ハ誤記ナルコト明カナレハ調書ノ效力ヲ失ハス（第二百二十二條二九

三	三	三	三	三	三	三	三
八	九	六	六	二	一	二	一
四	三	一	四	四	五	四	二
			三	五	九		六
			五	九	四		六
			五	九	四		六
			五	九	四		六
			五	九	四		六
			五	九	四		六
			五	九	四		六

年五卷一五頁參照)

○證人訊問調書ニ其調書ヲ讀聞ケタル方式ノ記載ナキモ違法ニ非ス

(同三三)

證人調書ニ文字ノ脱漏アルモ署名捺印アレハ有效トス

證人訊問調書ニ讀聞ノ方式ヲ記載セサルモ證人ノ署名捺印アレハ其效力有ス

(反對)

證人ノ調書中之ヲ讀聞ケ承諾ヲ經タルノ記載ナキ部分ハ證言ノ效力ナキモ之ヲ以テ其全部ヲ無効ト爲スコトヲ得ス

○證人ハ躬自ラ見聞シタル事實ヲ證言ス

○證人トシテ訊問シタル以上ハ其供述ニシテ鑑定ニ涉ル事項アリト雖モ仍ホ證人調書トシテ效力ヲ有ス

○喚問ニ付キ特ニ決定ヲ爲ササリシ證人ノ供述ト雖モ適法ノ手續ヲ經テ訊問シタル以上ハ證據力ヲ有ス

○證人トシテ宣誓ノ上訊問セラレタル以上ハ豫審調書ノ末尾ニ被告人トアルモ其調書ハ證人調書トシテ證據力ヲ有ス

○被告カ豫審終結前ニ曩ノ供述ニ付キ變更増減ノ申立ヲ爲シタルニ豫審

判事ハ其申立アルニモ拘ハラズ更ニ訊問ヲ爲サスト雖モ其申立カ豫審

調書ノ既ニ完成シタル後ニ係レハ曩ニ完成シタル豫審調書カ爲メニ無

効ト爲スコトヲ得ス

三	三	三	三	三	三	三	三
八	九	六	六	二	一	二	一
四	三	一	四	四	五	四	二
			三	五	九		六
			五	九	四		六
			五	九	四		六
			五	九	四		六
			五	九	四		六
			五	九	四		六
			五	九	四		六

證人ノ囑託訊問ヲ爲シ調書ヲ作成スル場合ニ於テハ受託判事ハ刑事訴訟法第三百一一條ノ方式ヲ踐行セサルヘカラス

〔第三百三十二條〕

- 證人ノ囑託訊問ハ公開ノ法廷ニ於テ之ヲ爲スヲ要セス
- 證人ノ囑託訊問ノ期日ハ被告人ニ通知スルヲ要セス
- 豫審判事ハ證人ニシテ管轄地外ニ在ルトキハ其所在地ノ豫審判事又ハ區裁判所判事ニ訊問事項ヲ囑託スルコトヲ得ルモ其他ノ者ニ囑託スルコトハ法律ノ許ササル所ナリ
- 管轄地外ニ在ル軍人ヲ參考人トシテ訊問スルニ當リ其所在地ノ豫審判事又ハ區裁判所判事ニ囑託セスシテ軍法會議ニ囑託シタル處措ハ不法ナリ
- 豫審判事ハ鑑定ヲ囑託スルコトヲ得ス
- 參考人訊問ノ手續ハ證人訊問ノ手續ト毫モ異ナルコトナシ從テ證人ノ訊問ヲ囑託シ得ヘキ場合ニ於テハ參考人ノ訊問ヲ囑託スルコトヲ得
- 證人ノ喚問ヲ決定シ之ヲ公廷ニ呼出サスシテ區裁判所ニ囑託シテ訊問セシムルモ不法ニ非ス
- 證人訊問ノ囑託ハ囑託ヲ受クヘキ裁判所ニ通知スルニ因テ其效力ヲ生

三七	二九	二九	三	三	三	三
二七四六	五五	五五	九	九	四九	四九
	二七	二七	三五	三五	四七	四七
			一	一	一	一
			五	五	五	五

ス而シテ其囑託書ノ如キハ決定ノ執行トシテ爲スヘキ通知方法タルニ過キサルヲ以テ裁判長ノ名ヲ以テスルモ不法ニ非ス

○訊問囑託書ハ被囑託者ニ送付スルモノナルヲ以テ常ニ一件記録中ニ存在スヘキモノニ非ス從テ囑託ヲ受ケタル判事ニ於テ其囑託ニ應シ取調ヲ爲シタル事實アレハ他ニ反證ナキ限りハ其囑託書ハ適式ニ調成セラレタルモノト看做スヘキモノトス

(同左條)

證人訊問ノ囑託書ハ調書ニ添付スルヲ要セス

- 證人訊問ノ轉囑ハ囑託ノ手續ヲ簡便ニスル方法ナリ從テ法律上其囑託ノ效力アルモノトス
- 公判開廷ニ先ダテ證人訊問ノ囑託ヲ爲シタルハ不法ナリ
- 豫審判事ハ其所屬支部ノ豫審判事ニ事務ノ補助ヲ依頼スルコトヲ得而シテ此場合ハ刑事訴訟法第三百三十二條ニ基ク囑託ニ非サルヲ以テ支部豫審判事ノ作成シタル證人調書ト雖モ無効ニ非ス
- 受託判事ハ囑託セラシタル者ニ限り之ヲ訊問スヘキモノニシテ其囑託以外ノ者ヲ證人トシテ訊問スルノ權限ナキモノトス從テ囑託以外ノ者ヲ證人トシ訊問ノ上作成シタル調書ハ正當ニ成立セシ證人調書ナリト

三	三	三	三	三	三	三
一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇
五	五	五	五	五	五	五
四	四	四	四	四	四	四
五	五	五	五	五	五	五

云フヲ得ス

(同主旨)

受託判事ハ囑託以外ノ證人ヲ訊問スルノ權ナシ從テ其作成ニ係ル調書ハ證人調書トシテ效力ヲ有セス

○受託判事ハ受託ノ範圍内ニ於テ囑託ヲ爲シタル判事ト同一ノ資格ヲ有スルモノトス故ニ受託判事ノ訊問ニ續キテ囑託ヲ爲シタル裁判所ノ判事カ訊問ヲ爲スハ同一裁判所ニ於テ同一證人ニ對シ數回ノ訊問ヲ爲スニ異ナラス

○公訴ニ附帶スル私訴事件ニ付キ囑託ニ依リ證人ヲ訊問スル場合ニ於テハ當事者ニ對シ其證據調ノ期日ヲ通知セサルモ違法ニ非ス

(第四百二十四條)

『第四百二十四條』

○證人ノ旅費日當ハ其證言ヲ斷罪ノ資料ニ供シタルト否トニ拘ハラズ有罪ノ判決ヲ受ケタル被告人ヲシテ裁判費用トシテ全部若クハ幾分ヲ負擔セシム

第七節 鑑定

(第四百二十五條)

『第四百二十五條』

○鑑定ヲ命スルニハ必スシモ鑑定命令書アルヲ要セス從テ其命令書ニシ

三六 六九八

三二 一

三六 一八五

三六 二〇八

二元 一

○テ刑事訴訟法第二十條ノ法則ヲ履踐セサルカ爲メ無効ニ歸スルコトアルモ鑑定書自體ヲ不法トスルヲ得ス

○豫審判事ハ墳墓ヲ發掘シ死體ノ鑑定ヲ命スルノ權ヲ有ス

○豫審判事ハ臨檢ニ必要ナリト認ムル者ニ對シ立會ヲ許シ又臨檢ノ際犯罪ノ性質方法及ヒ結果ヲ分明ナラシムル爲メ鑑定人ニ鑑定ヲ爲サシムヘキ權能ヲ有ス

○刑事訴訟法第三百三十五條ハ鑑定ヲ命シ得ル場合ヲ制限シタルモノニ非ス從テ告訴狀ノ外國語ナルカ爲メ裁判所ニ於テ公訴ノ適法ナルヤ否ヲ鑑査スル能ハサル場合ニ在テハ其告訴狀ノ鑑定ヲ命スルモ不法ニ非ス
○裁判所カ森林竊盜事件ヲ審判スルニ當リ其犯罪地ニ於テ山林ノ業務又ハ職務ニ從事スル者ヲ鑑定人トシ該地方ニ於ケル氣候ノ寒暖ト伐木ノ時期トヲ鑑定セシムルハ違法ニ非ス

(第四百二十六條)

『第四百二十六條』

○法律上相當ノ職權ヲ有スル者ハ鑑定人ヲシテ宣誓ノ上鑑定書ヲ作成セシム然レトモ其他ノ者ニアリテ鑑定人ヲシテ鑑定書ヲ作成セシムル場合ニアリテハ宣誓ノ方式ヲ履踐スヘキモノニ非ス

○鑑定人ニシテ民事原告人又ハ被告人ノ後見ヲ受クヘキ者ニ非サルコト

二元 二元 二元 二元

三五 一一〇

三六 七三九

三元 二六六

二元 九 一三

訊問ヲ待タスシテ自ラ明カナル場合ニ在リテハ豫審判事ハ特ニ此點ノ
問查ヲ爲スヲ要セス從テ其處措ハ違法ニ非ス

○鑑定人ヲ呼出シ鑑定ヲ命シタル後其事件ニ付キ被告人ヲ追加シタルト
キニ於テ若シ再ヒ鑑定人ヲ呼出シ供述セシムルトキハ更ニ其被告人ト
鑑定人トノ身分關係ヲ問查スヘキモ否ラサル場合ニ於テハ事實上被告
人ト鑑定人トノ間ニ何等身分上ノ關係ナキ以上ハ此問查ナキノ故ヲ以
テ違法ナリト云フヲ得ス

○豫審判事カ鑑定人ニ對シテ鑑定ヲ命スルニ當リ其當時ニ於ケル被告人
トノ身分關係ヲ問查シ鑑定人ヲシテ式ニ從ヒ宣誓ヲ爲サシメタル以上
ハ其後ニ至リ被告人ノ増加シタル場合ト雖モ特ニ其被告人トノ身分關
係ヲ問查シ更ニ新ナル宣誓ヲ爲サシメテ其鑑定命令ヲ更新スルノ必要
アルコトナシ

○豫審ニ於テハ鑑定人ノ調書ハ必スシモ之ヲ作成スルコトヲ要セス從テ
其調書ヲ作成スルコトアルモ別ニ則ルヘキ方式ナケレハ縱令鑑定人ノ
署名捺印ナシト雖モ之ヲ目シテ違法ノ調書ト云フヲ得ス

【第二百二十七條】

○證人ノ宣誓ハ過去ノ事柄ニ付テ供述スルコトヲ誓ヒ鑑定人ノ宣誓ハ裁

【第二百四十條】

判所ノ諮問ニ對シテ表白スヘキ判斷ノ真正ヲ誓フモノナレハ二者自ラ
其意義ヲ異ニシ彼ト此ト共通スルコトヲ許サス

【第二百四十條】

○適法ナル宣誓ノ上鑑定ヲ爲シ違法ナキコト明瞭ナル以上ハ鑑定書ニ鑑
定時間ノ記載ナキモ時間ハ鑑定ノ效力ニ關係ナキヲ以テ原院カ其鑑定
書ヲ採リテ證據ト爲シタルモ違法ニ非ス

(同主旨)

鑑定書ニ時間ヲ詳記スルハ費用額ノ標準ヲ定ムルカ爲メナリ故ニ其記載ナキ書面モ效力ニ増
減アルコトナシ

○鑑定人ノ調書ナキ鑑定書ハ無効ニ非ス(同一判例二八年二卷一頁)

○法律ハ鑑定書作成ノ場所ニ付キ何等ノ規定ナキヲ以テ場所ノ如何ハ其
效力ニ影響ヲ及ホサス

○鑑定人ニ於テ既ニ鑑定書ヲ作成シタル後之ヲ補充スル爲メ其供述ヲ聽
クハ不法ニ非ス從テ其供述ヲ錄取シタル調書ハ證據力ヲ有ス

○豫審ニ於ケル鑑定ハ書面ニ依リテ之ヲ爲サシムヘキモノトス從テ豫審
判事カ鑑定人ヲ訊問シ其口頭ノ供述ヲ以テ鑑定ト爲シタルハ不當ナリ

○刑事訴訟法第二百四十條ハ訓示的ノ規定ニシテ鑑定ノ有效條件ニ非サレ

三四〇 五

三六 九四

三六 三三〇

三八 五八

三九 三三

二九 九六

二八 一一三

二九 三三

三三 七

三九 七三

リト論告スルヲ得ス

〔第四百三十三條〕

○現行犯ノ場合ニアリテハ檢事ノ起訴ナシト雖モ豫審判事檢證調書ヲ作ルヲ以テ公訴ヲ受理シタルモノトス

〔第四百四十四條〕

○檢事ハ非現行犯ノ場合ニ於テ檢證調書ヲ作り及ヒ鑑定書ヲ作ラシムルノ權能ナシ從テ其調書並ニ鑑定書ヲ罪證ニ供シタル判決ハ不法ナリ
(同三三三)
非現行犯ノ場合ニ於テ檢事ハ訊問調書ヲ作ルノ權能ナシ從テ其調書ヲ罪證ニ供シタル判決ハ不法ナリ

○現行犯ノ場合ニ於テ單ニ檢事豫審處分ヲ爲シタルノミノ事實ヲ以テ豫審ニ著手シタルモノト認ムルヲ得ス

○檢事ノ作成シタル檢證調書ニシテ關係人ノ供述ヲ錄取シタルトキハ其署名捺印アルヲ要ス然ラサレハ其供述ヲ證據トナスヲ得ス

○巡查ノ實況見聞書ハ檢證調書ト同視スヘキモノニ非ス

○檢事ノ檢證調書ニ立會人ノ契印アルモ檢事自身ノ契印ナキトキハ調書トシテ其效力ヲ有セス

三	三	三〇	二八	二六	二六	二六	二六
六	六	一〇	五	三	四	四	四
五	〇	二〇	二六	一六九	五一	九二	一〇五

○司法警察官ニシテ刑事訴訟法第四百十七條同第四百十四條ノ規定ニ從ヒ臨檢ニ引續キ被告人ヲ訊問シタルモノナル以上ハ縱令臨檢ヲ爲シタル司法警察官其者ニ於テ訊問ヲ爲シタルニ非ストスルモ其調書ハ有效ナリトス

○司法警察官ハ檢事ノ補助官トシテ豫審中ノ犯罪事件ニ付テモ尙ホ捜査權ヲ有ス從テ自ラ現行犯罪ノ豫審處分ニ著手シタル場合ト雖モ聽取書ヲ作成スルコトヲ得

○司法警察官カ現行犯アルコトヲ知テ檢證ヲ爲シ引續キ被告ヲ訊問スル爲メ警察署ニ同行シタル際檢事カ警察署ニ出張シ被告ノ訊問ヲ爲シタルハ現行犯ノ豫審處分ヲ爲シタルモノトス從テ之ヲ錄取シタル調書ハ有效ナリ

○檢事カ證憑捜査ノ爲メ醫師ノ陳述ヲ聽キ其書面ヲ差出サシメタルニ過キサルトキハ其書面ハ刑事訴訟法ニ所謂鑑定書ニ非ス

○司法警察官カ現行犯事件ニ付キ檢證調書ヲ作成シタルモ其調書ニ作成者ノ契印ヲ缺キ無効トナルトキハ假處分ニ於ケル鑑定モ亦無効ニ屬スルモノトス

○檢事カ現行犯處分ヲ行フニ當リ豫審判事ニ其旨ヲ通知セサルモ該處分

三五	三五	三五	三五	三五	三五	三五	三五
四	四	四	四	四	四	四	四
一五五	一五五	一五五	一五五	一五五	一五五	一五五	一五五
二七五	二七五	二七五	二七五	二七五	二七五	二七五	二七五
二八六	二八六	二八六	二八六	二八六	二八六	二八六	二八六

ヲ目シテ無効ナリト云フヲ得ス

○現行犯ノ場合ニ於テ檢事カ宣誓ヲ用ユルコトナク鑑定書ヲ提出セシムルハ適法ナリ

○檢事カ刑事訴訟法第四百四十四條第二項ノ規定ニ從ヒ鑑定ヲ命スル場合ニハ鑑定人ヲシテ書面ニ依リ其意見ヲ表セシムルモ不法ニ非ス

○檢事カ現行犯ノ場合ニ於テ刑事訴訟法第四百四十四條ニ依リ臨檢ノ際證人鑑定人ノ供述ヲ聽取スルハ單ニ事實參考ノ爲メニスルモノナレハ同法第二百二十三條第二百二十四條ノ事項ヲ調査スルコトヲ要セス

(同主旨)

檢事又ハ司法警察官カ現行犯アルコトヲ知リテ臨檢ヲ爲シタル際證人鑑定人ノ供述ヲ聽クハ事實參考ノ爲メニ過キサルモノトス(刑事訴訟法第四百四十四條第二項)從テ此場合ニ於テハ刑事訴訟法第二百二十三條ノ事項ヲ調査スルノ要アリ

〔第四百四十五條〕

○地方裁判所檢事カ豫審判事ヨリ先ニ現行犯アルコトヲ知リタル場合ニ於テ豫審判事ニ屬スル處分ヲ爲シタル後刑事訴訟法第四百四十五條ニ從ヒ證據書類ニ意見書ヲ添ヘ之ヲ豫審判事ニ送致シタルトキハ即チ有效ナル起訴ヲ爲シタルモノナリトス

(同主旨)

地方裁判所檢事ニ於テ現行犯ノ臨檢處分ヲ爲シ證據書類ニ意見書ヲ添ヘ豫審判事ニ送致シタルトキハ起訴アリタルモノトス

〔第四百四十六條〕

○地方裁判所ノ管轄ニ屬スル重罪輕罪ノ現行犯アル場合ニ於テ區裁判所檢事カ犯罪者ヲ地方裁判所檢事ニ送致シタル後之ヲ訊問シ又地方裁判所檢事カ之ヲ豫審判事ニ送致セスシテ訊問シタルハ共ニ是レ違法ノ處分ニシテ其訊問調書ハ法律上何等ノ效力ナキモノトス

〔第四百四十七條〕

○司法警察官ハ現行犯ヲ認知シタル場合ニ限リ被告人及ヒ關係人ヲ訊問シ調書ヲ作ルノ職權ヲ有スルモ非現行犯ノ場合ニ在テハ其名稱ノ何タルヲ問ハス之ヲ作ルノ職權ナキニ拘ハラズ巡查ニ於テ非現行犯ノ關係者ヲ訊問シ問答錄取書ト稱スル違法ノ書類ヲ採テ斷罪ノ證據ニ供シタルハ違法ノ裁判ナリ

○刑事訴訟法第四百四十四條ニ「其旨ヲ通知シ」云云トアレトモ縱令之ヲ通知セサレハトテ之カ爲メ司法警察ノ假豫審處分ヲ無効タラシムヘキ法規アルニ非サレハ原院カ該調書ヲ斷罪ノ證料トナシタルハ相當ナリ

四〇 六五

三三 九 二七

三九 五五

三九 八四

三五 四 八二

三五 二 一三七

三一 九 七四

二七 一〇一

二七 一九二

二七 三三六

○司法警察官ハ臨檢ノ現場若クハ現場ト同視スヘキ場合ノ外ハ豫審處分ニ屬スル行爲ヲ爲スコトヲ得ス

○司法警察官ニシテ刑事訴訟法第四百十七條同第四百十四條ノ規定ニ從ヒ臨檢ニ引續キ被告人ヲ訊問シタルモノナル以上ハ縱令臨檢ヲ爲シタル司法警察官其者ニ於テ訊問ヲ爲シタルニ非ストスルモ其調書ハ有效ナリトス

○司法警察官カ現行犯アルコトヲ知テ檢證ヲ爲シ引續キ被告ヲ訊問スル爲メ警察署ニ同行シタル際檢事カ警察署ニ出張シ被告ノ訊問ヲ爲シタルハ現行犯ノ豫審處分ヲ爲シタルモノトス從テ之ヲ錄取シタル調書ハ有效ナリ

○司法警察官ハ非現行犯ノ場合ニ於テ物件ヲ差押フルノ職權ヲ有セス從テ該處分ニ基キ作成セラレタル書面ノ原本ハ勿論其謄本モ亦違法ナリ

第四百十八條

『第四百十八條』

○刑事訴訟法第四百十八條第二項ノ規定ニ基キ被告人ヲ訊問シタル檢事ハ調書ヲ作成スルヲ必要トセス

○檢事カ司法警察官ヨリ現行犯ノ被告人ヲ受取リタル場合ニ於テ二十四時間内ニ訊問スヘキ法則(刑事訴訟法第四百十八條第二項)ハ假豫審ヲ

三三	三五	三五	三五
一〇	二	四	四
一七	一四五	一五五	一五五
		二五	二五

經タルト否トヲ區別セス

○刑事訴訟法第四百十八條ニ依リ檢事カ被告人ヲ訊問スルハ同條ノ明文ニ依リ特ニ檢事ニ付與セラレタル一ノ職權ニシテ豫審判事ニ屬スル處分ヲ行フモノニ非ス從テ同法第九十二條ニ依リ書記其他ノ者ノ立會アルヲ要セス

○司法警察官ヨリ現行犯事件ノ送致ヲ受ケタル區裁判所檢事ハ地方裁判所檢事ノ場合(刑事訴訟法第四百十八條第二項)ニ於ケルト同シク被告人ヲ訊問スルノ職權ヲ有ス

○地方裁判所檢事ハ區裁判所檢事又ハ司法警察官ヨリ現行犯トシテ事件ト同時ニ被告人ヲ受取リタルトキハ其事件カ現行犯タルト否トニ拘ハラス刑事訴訟法第四百十八條ノ規定ニ從ヒ必スヤ其被告人ヲ訊問スヘキモノトス

○刑事訴訟法第四百十八條第二項ハ地方裁判所檢事カ區裁判所檢事又ハ司法警察官ヨリ地方裁判所ノ管轄ニ屬スヘキ現行犯事件ノ送致ヲ受ケ且同時ニ被告人ヲ受取リタルトキハ二十四時間内ニ之ヲ訊問スヘキコトヲ命シタル規定ニシテ該時間内ニ起訴ノ手續ヲ行フヘキコトヲ命シタル規定ニ非ス

三三	三五	三五	三六
四	二	三	三
三	一四五	一三七	一三五
		三七	三五

○地方裁判所檢察官刑事訴訟法第四百十八條第二項ニ依リ被告人ヲ訊問スル場合ニハ其調書ヲ作成スヘキ旨若クハ訊問ヲ爲シタルコトヲ記載セル書類ノ存在ヲ要スヘキ旨ノ規定ナケレハ縦令記録中ニ其事跡ヲ徴スヘキモノ存セサルモ此一事ヲ以テ直ニ被告人ノ訊問ヲ爲サザリシモノト斷定スルヲ得ス

第十節 豫審終結

- 豫審終結決定書ニ掲クル所ハ豫審判事ノ意見ニシテ確定ノ事實ニ非ス
- 法律上日曜日ノ職務執行ヲ禁シタル例規アルコトナシ
- 被告人ヲ訊問セスシテ豫審終結ノ決定ヲ爲スコトヲ得
- 勾引狀ノ執行ヲ待タスシテ豫審終結ノ決定ヲナスモ訴訟手續ニ違背スルコトナシ
- 豫審終結決定ハ被告事件ヲ公判ニ付スルヤ否ヲ決スル裁判ニシテ一旦確定シタル以上ハ免訴ニ關シテ例アル場合ノ外之ヲ無効ニ歸セシムルコトヲ得ス
- 豫審判事ハ起訴ナキ附帶ノ犯罪ニ付キ終結ノ決定ヲナスコトヲ得ス
- 豫審終結ノ決定ニ於テ一罪ヲ分割シ其一部ニ付キ犯罪ノ成立ヲ認メテ之ヲ公判ニ付シ他ノ一部ニ對シテ特ニ免訴ノ言渡ヲ爲シタル場合ト雖

三九	二六	二九	二九	三三
二〇六	五	一〇	二	二
	三	五	三	三

モ該決定ハ被告ノ利益ニ於テ其效ヲ生シ免訴ヲ言渡シタル部分ハ之ヲ起訴ノ犯罪行為ヨリ離脱セシムルモノトス

○決定ノ理由ハ確定力ヲ有セサルモノトス

○被告事件ヲ公判ニ付スル豫審終結決定ニシテ一旦確定シタル以上ハ公判裁判所ニ其事件ヲ審判スヘキ職責ヲ生スルモノニシテ縦令終結決定ノ手續ニ不當ノ點アルモノヲ以テ事件ノ受理ヲ拒ムノ權ナシ

(同主旨)

豫審判事ニ於テ免訴ノ決定ヲ爲シ其決定ニ對シ檢事ヨリ抗告ヲ爲シタルモ控訴院ニ於テ抗告棄却ノ決定ヲ爲シタルモノナレハ其免訴ノ決定既ニ確定シタルモノタルヤ論ヲ俟タズ縦令決定書中ニ違法ノ點アリテ無効ニ歸スヘキモノアリトスルモ其確定ノ後ニ於テ既往ニ遡リ之ヲ論訴スルコトヲ得ス

豫審終結書ノ送達カ不適法ナルニモセヨ被告ハ公判ニ付セラレタル際何等ノ申立ヲモ爲サス且抗告ヲモ爲ササルモノナレハ既ニ豫審終結ノ決定ハ確定シタルモノトス故ニ之ヲ以テ上告ノ理由ト爲スヲ得ス

裁判ハ形式的確定ノ效力ヲ生ス而シテ兩審級ノ裁判ヲ經タル後豫審終結決定書ノ無効ヲ主張スルハ此原理ニ戻リ甚々謂レナキ論告ナリトス
豫審終結決定ニシテ確定シタル以上ハ豫審上ノ手續ニ違法ノ點アルモ之カ爲メニ效力ヲ失ハス

○輕罪事件ノ豫審終結決定ハ送達ノ有無ニ拘ハラズ確定スヘキモノナレ

三七	三七	二七	二八	三二
二六一	二五七	三〇〇	二四	二
	二五七	三七五	二四	一

〔第六十條〕

ハ後日ニ至リ其送達ノ無効ヲ論争スルモ上告ノ理由ト爲ラス

○豫審判事ハ終結決定ニ付キ檢事ノ意見ヲ求メタル後ト雖モ必要ナル證據調ヲ爲スコトヲ得

〔第六十三條〕

○豫審判事カ事件ヲ受理シタルトキハ被告人ヲ訊問スヘシトノ規定ハ被告人ノ現在スル場合ニ於ケル通則タルニ過キス從テ被告人不在ノ爲メ之ヲ訊問スル能ハサルトキト雖モ其他ノ取調ニ依リ事件ヲ終結スヘキモノト認メタル以上ハ闕席ノ儘豫審終結決定ヲ爲スモ違法ニ非ス

〔第六十五條〕

○詐欺取財ヲ爲スニ因リ私書ヲ偽造行使シタル所爲ハ實質上ノ一罪ナルヲ以テ私書偽造ニ付キ免訴ヲ言渡シタルトキハ詐欺取財モ亦其免訴中ニ包含セラルルモノトス

〔第六十七條〕

○豫審ニ附セラレタル事件數罪アリテ重輕罪俱發ニ係ルトキハ其終結決定ハ重輕罪ノ區別ニ從ヒ各別ニ重輕罪ノ公判ニ移スノ言渡ヲ爲スヘキモノトス

〔第六十八條〕

○豫審終結決定ニ於テ被告人ニ重罪及ヒ輕罪ノ事實アルコトヲ認メタルトキハ重罪ハ之ヲ重罪公判ニ付シ輕罪ハ之ヲ輕罪公判ニ付スヘキモノトス從テ其被告事件ニ付キ重罪輕罪ヲ分タス併セテ之ヲ重罪公判ニ付シタルハ不當ナリ

〔第六十九條〕

○如上ノ場合ニ於テ豫審終結決定ノ既ニ確定シタル後公判裁判所カ其被告ノニ對シ同一事件ニ付キ更ニ重罪事件トシテ裁判スヘキ旨ノ決定ヲ爲シ受命判事ヲシテ取調ノ上報告ヲ爲サシメタルトキハ其手續ハ不法ナルヲ以テ同判事ノ訊問調書ハ之ヲ罪證ニ供スルコトヲ得ス

〔第七十條〕

○公訴不受理ノ確定判決ヲ受ケタル事件ト同一事件ノ起訴ニ對シ公訴受理スヘカラサルモノトシテ免訴シタル豫審決定ハ不當ナリ
○豫審調書ニ無効ノ部分アルモ其終結ノ決定ハ效力ヲ有ス

三七 一八九

三六 二二三

三六 二六三

三三 一八

二九 二六

三七 二〇六

三七 二〇六

三七 二〇八

二九 四五
二〇 五五

○豫審ノ決定ハ公判ノ判決ヲ拘束セス
○豫審終結決定ニシテ或犯罪事實ニ付キ法律ノ適用ナケレハトテ之カ爲メ其事實カ公判ニ付セラレサルモノト云フヲ得ス

〔第七十條〕

○刑事訴訟法第七十條ノ法則中ニハ裁判所書記ノ署名捺印ノコトヲ包含セス從テ豫審終結決定書ニハ裁判所書記ノ署名捺印アルヲ要セス

(同主旨)

豫審終結決定書ニ書記ノ署名ヲ要スルコトハ法律上別ニ規定ナケレハ之ヲ以テ原判決ヲ破毀スルニ足ラス

〔第七十一條〕

○豫審終結決定書ノ送達ニシテ違法ノ點アリトスルモ第一審公判ニ於テ被告ヨリ異議ヲ唱ヘスシテ審理判決ヲ受ケタル以上ハ後日ニ至リ之ヲ論争スルモ上告ノ理由ト爲ラス

○豫審終結決定書ノ正本ニ形式上ノ瑕疵アルモ爲メニ決定ノ確定ヲ妨クルモノニ非ス

○刑事訴訟法第十九條ニハ書類ノ送達ハ此法律ニ於テ別ニ規定アラサルトキハ民事訴訟法ノ規定ヲ準用ストアリ而シテ豫審終結決定書ノ送達

三〇	一〇	六九
三六		二三
三四	一〇	四五
二六		三七四
三四	七	一五
三五	五	二九

ニ付テハ特ニ其規定ナキヲ以テ民事訴訟法ノ規定ニ依ルヘキモノニシテ公判ノ場合ノ規定ヲ援用スヘキモノニ非ス從テ被告ノ現在地不明ナル場合ニ於テ民事訴訟法ノ規定ニ準シ公示送達ノ手續ヲ爲シタルハ相當ナリ

〔第七十二條〕

○豫審終結決定書ニ刑事訴訟法第七十三條ノ記載ヲ脱漏セル場合ト雖モ被告人ニ於テ何等ノ異議ヲ申立ツルコトナク第一審ノ審理ヲ受ケタル以上ハ抗告ノ權利ヲ拋棄シタルモノナレハ後日ニ至リ其不法ヲ云爲シテ上告ノ理由トスルヲ得ス

(同主旨)

被告ハ送達シタル豫審決定書ニ於テ果シテ適法ニ抗告ヲ爲シ得ルコトノ記載ナケレハ該決定ハ未確定ノモノナレトモ公判ノ開廷ニ際シ被告ヨリ之カ異議ヲ述ヘタルコトナク任意ニ其審理ヲ受ケタルハ被告ハ該決定ニ對シ抗告ヲ爲スヘキ權利ヲ拋棄シタルモノト認メサルヲ得ス
抗告スルヲ得ヘキコト及ヒ其期間ノ記載ナキ豫審終結決定書ト雖モ被告人ニ於テ異議ナク第一審ノ審理ヲ受ケタル以上ハ抗告ノ權利ヲ拋棄シタルモノトス從テ其豫審終結決定ハ確定ス
被告ニ送達シタル豫審終結決定書ニ抗告ヲ爲シ得ヘキコト及ヒ其期間ノ記載ナキトキハ該決定ハ未確定ナルモ被告カ第一審公判ノ際何等ノ異議ヲ述ヘスシテ任意ニ審理ヲ受ケタルトキハ該決定ニ對スル抗告ヲ爲スヘキ權利ヲ拋棄シタルモノトス而シテ豫審終結決定ハ其拋棄ニ依リテ確定ス

三六		二三
三九		二五四
二六		一〇五
三三	二	五七
三五	一〇	一七

〔第四百七十四條〕

○刑事訴訟法第七十四條ハ豫審終結決定ニ對シ抗告ヲ許ス場合ニ於テハ該期間内又其他一般ニ抗告アリタルトキハ其適法ナルト否トヲ問ハス之カ裁判アル迄執行ヲ停止セシムルノ法意ナリトス

〔第四百七十五條〕

○豫審免訴ノ後新事實ニ基キ公訴ヲ提起スルハ一事再訴ニ非ス
○新ナル證據アル場合ニ於テ再起訴ヲ許スヘキヤ否ヤヲ決定スルハ受訴裁判所ノ職權ニ屬ス而シテ其決定ハ直ニ確定力ヲ生ス
(同主旨)

新證據ニ基ケル再起訴ヲ許スルノ決定ハ裁判所ノ職權ニ屬ス
再起訴ノ決定ニ對シテハ上訴ヲ許サス

○新證據ニ依リ再起訴ノ提起アリタルトキハ免訴前ニ於テ蒐集シタル書類モ亦事件ノ證據ニ供スルコトヲ得
○再起訴ヲ許ス決定書ニ不法ノ點アリトスルモ檢事ノ起訴ニ依リ事件ヲ公判ニ付シタル豫審終結決定ニシテ既ニ確定シタル以上ハ其點ヲ以テ上告ノ理由ト爲スヲ得ス
○犯罪事件ニ付キ管轄權ヲ有スル裁判所ハ刑事訴訟法第七十五條第二

四〇	二六	二九	二九	二九	三〇
一八二	一	二	二	二	三
二八	五〇	三九	三九	三九	三六

項ニ依リ執レモ再起訴ノ許否ヲ決定スヘキ權限ヲ有スルモノトス

○被告カ意思繼續シテ犯シタル一罪ノ一部ニ付キ檢事ヨリ公訴ヲ提起シタルモ豫審ニ於テ免訴ノ決定ヲ爲シ其裁判確定セル以上ハ縱令右免訴以後ノ犯罪事實ニ付キ新ニ起訴スルモ裁判所ハ該決定ヲ無視シ其免訴ノ部分ニ對シテ審理ヲ爲スノ權限ヲ有セス

○豫審免訴ノ後再起訴ノ許可決定アリタルトキト雖モ其決定ハ裁判所カ檢事ニ對シ起訴ヲ許シタルニ過キサレハ之ヲ以テ直ニ起訴ト看做スヘキモノニ非ス

第四編 公判

第一章 通則

- 賠償金額ノ査定ノ爲メ鑑定ヲ命スルト否トハ事實裁判官ノ權内ニ屬ス
- 區裁判所ニ開ク地方裁判所支部ニ於テハ區裁判所書記ハ即チ支部ノ書記ナルカ故ニ其職印ヲ兼用シタレハトテ違法ニ非ス
- 勾留狀有無ノ如キハ審理以前ノ手續ニ屬スルモノナレハ之カ瑕瑾ヲ以テ審理手續ノ瑕瑾ト爲スヲ得ス
- 私訴代理ノ委任欠缺ハ其訴訟ノ終結セサル以前ニ於テ之ヲ補正スルコト

三七	二四	二七	二七	四〇	四〇
四八一	一	二〇	二四七	五〇〇	五〇〇
二	二〇	四〇四	二四七	五〇〇	五〇〇

ト敢テ妨ケナキノミナラス民事訴訟法ニハ明カニ其補正ヲ許セリ刑事訴訟法ニ於テモ一モ之ト反對ノ規定ナシ

二七

四三

○乙者ハ甲者ノ私訴代理ノ資格ヲ有シ居リタルノ事跡ナシト雖モ現ニ代理人トシテ私訴ヲ提起シ甲者自ラ出廷シテ第二審ノ判決ヲ受ケタル上ハ第一審ニ於テ甲者カ乙者ヲ代理人トナシタルコト明瞭ナレハ第一審委任ノ手續ニ缺クル所アルモ之ヲ以テ第二審判決ヲ破毀スルノ理由トナスニ足ラス

二七

五〇八

○被告ハ第二審ニ於テ計算書ノ搜查ヲ請求セシニ何等ノ決定モ與ヘサルハ違法ナリト云フモ原告判決未書ヲ見ルニ被告ニ於テ何等ノ異議ヲモ申立テス審理ヲ結了シ判決ヲ受クルニ至リタルモノナレハ上告ノ理由トナラス

二六

三四二

○前審以來當廷ノ供述トアルハ孰レモ公廷ニ於ケル供述ノミヲ指シタルモノトス

二六

二〇

○調書署名ノ自署ナルカ代書ナルカヲ審究スルハ事實ノ問題ニ屬ス
○一旦證人訊問ヲ必要ナラスト決定スルモ審理ノ後其必要ヲ感スルトキハ裁判所ハ職權ヲ以テ更ニ之ヲ審訊スルコトヲ得

二六

二七

○公判ノ續行ニ際シ陪席判事ニ異動ヲ生シタルニ拘ラス訊問ヲ更新セス

シテ判決ヲ爲シタルハ口頭審理ノ定則ニ背キタル不法ノ裁判ナリ
(同三頁)

審問中列席判事ニ變更アルニ方リ裁判長ハ縱令被告ノ承諾ヲ得ルモ新ニ審問ヲ爲サスシテ續審シテ裁判ヲ完結シタルハ不法ノ裁判ナリ

○第一審廷ニ於テ宣誓シタル證人ノ供述ハ其公判ノ續行ニ際シ判事ニ異動ヲ生シ更新ノ手續ヲ履マサリシ爲メ之ヲ無効トスルヲ得ス

二六

三三

○辯論終結ノ後再ヒ開廷シテ審理不盡ノ點ヲ訊問シ及其辯論ヲ爲サシムルハ法律ノ禁スル所ニ非ス

二六

四〇

○受命判事ハ必スシモ公判廷ニ臨席スルヲ要セス
○檢事ハ同一體ナリ(同一判例二九年一卷二二頁)

二九

四〇

○公判手續ノ瑕瑾ヲ以テ公廷ノ陳述ヲ不法トスルヲ得ス
○私訴ニ付テハ其辯論終結後檢事ノ意見ヲ聽クヲ要セス

二九

五〇

○檢事ノ意見ヲ聽クヘキ場合ハ特ニ法律ニ於テ之ヲ規定ス從テ其規定ナキ場合ニ於テ檢事ノ意見ヲ聽カサルモ不法ニ非ス

二九

五五

○證據ノ提出ヲ許否スルハ裁判官ノ職權ニ屬ス(同一判例二八年四卷七八頁)
(同三頁)

二九

二〇

合ニ在リテハ其必要ヲ認めサル限り之ヲ取消スコトヲ得ヘシ

○公判廷ニ於ケル證人訊問ハ公判審理ノ一部ナリトス從テ被告人及ヒ辯護人ノ申請ヲ容レ延期ヲ聽許シタル爲メ辯護人ノ出廷ナキニ拘ハラス證人ヲ訊問シタルハ失當タルヲ免レヌ

○證人喚問申請ノ決定ニ基キ證人ノ訊問ヲ爲シタル以上ハ縱令其訊問ニシテ違法ノ點アルモ決定ハ執行シ了リタルモノトス從テ被告人ニ於テ更ニ審問ヲ要スルトキハ新ニ喚問ヲ申請スヘキモノトス

○檢事カ鑑定人ノ喚問ヲ申請スルニ當リ其氏名ヲ指示セサリシトキハ其人選ハ裁判所ニ一任シタルモノトス從テ其決定ノ後裁判所ニ於テ之ヲ指定シタルハ相當ナリ

○裁判所カ職權ヲ以テ鑑定ヲ爲スヘキ旨ノ決定ヲ爲ス場合ニ在リテハ必スシモ鑑定人ノ氏名ヲ指示スルノ要ナシ

○證人喚問ノ申請ヲ却下スル決定ニ付テハ法律上特ニ其理由ヲ付スヘシトノ規定ナシ

○公判開廷前書面ヲ以テ臨檢ノ申請ヲ爲シタルモ其申請ニ對スル決定ナキトキハ公廷ニ於ケル證據調ノ場合ニ更ニ申請ヲ爲スヘキモノトス從テ其申請ヲ爲ササルトキハ之ヲ拋棄シタルモノトス

○一旦結審ヲ宣告シタル後被告ノ提出シタル再開廷願ハ一ノ歎願ニ過キサレハ之ニ對シ決定ヲ與フルノ要ナシ

(同主旨)

辯論再開ノ申請ハ權利ニ基ク申請ニ非ス從テ其申請ニ對シ決定ヲ與ヘサルモ不法ニ非ス

○官廳ノ内達慣例等ニ依リ作成スヘキ書類ニ關シ其例規ノ存在スルヤ否ヤハ一ノ事實問題ナリトス從テ裁判所ハ各種ノ證據方法ニ依リ其存否ヲ認定シ官文書ナルヤ否ヤヲ解決スヘキモノトス

○認廷ニ列席セル判事檢事等ニ對シ單一ノ行爲ヲ以テ侮辱ヲ加ヘタル所爲ハ則チ一ノ官憲ニ對スル侮辱行爲ニシテ各人ニ對スル毎ニ一罪ヲ構成スルモノニ非ス從テ審理ノ結果被害者ノ數ヲ増減スルモ之カ爲メ殊別ノ判決ヲ爲スノ要ナシ

○事實裁判所ハ犯罪事實ヲ認定スルニ當リ既知ノ事實ニシテ間接ニ犯罪事實ヲ推定スルニ足ルモノハ總テ之ヲ心證判斷ノ資料ニ供スルコトヲ得

○裁判所カ審問ノ際バイブ、ハンカチーフノ如キ我國一般常用ノ外國語ノ名詞ヲ雜ヘタリトスルモ之ヲ以テ裁判所構成法第百十五條ニ違背シタルモノト云フヲ得ス

三五	三五	三五	三五	三五	三五	三五	三五
七	六	六	六	九	五	四	二
五〇	一五六	一三五	一〇六	一一二	九四	一三四	一七六

○被告人疾病ノ爲メ公判期日ヲ變更スヘキヤ否ヤノ判定ハ公判裁判所ノ職權ニ屬ス從テ被告ヨリ期日變更ノ申請アリタルモ疾病ノ程度カ延期ヲ許スヘキモノニ非ストシ闕席ノ儘公判ヲ開廷シ判決ヲ與ヘタルハ違法ニ非ス

○被告カ鑑定ノ事ニ關シ裁判所ニ書面ヲ提出シタルモ其後ノ公判開廷ニ際シ裁判所カ被告ニ鑑定書ヲ讀聞ケ意見ヲ問フニ當リ別段ノ意見ナキ旨申立テタルトキハ書面申請ノ旨趣ハ之ヲ拋棄シタルモノトス

○裁判所ニ於テ證人訊問ノ決定ヲ爲シ其決定ヲ取消ササル以上ハ必ス證人ノ取調ヲ爲ササルヘカラス從テ決定シタル證人ノ訊問ヲ爲スコトナク且其決定ノ取消ヲモ爲サスシテ公判ヲ終了スルハ自己ノ爲シタル決定ヲ遵守セサル越權ノ處分タルヲ免レス

(同主旨)

證據物件取寄ノ決定ナシタルニ拘ラス該證據物件ニ關シ取調ヲナササルトキハ證據調ノ法則ニ違背シタル不法アルモノトス

○公判ノ審理ニハ被告並ニ其辯護人ヲ立會ハシムルノ必要アルモ公判以外ノ手續タル臨檢ニ關シテハ被告ハ勿論其辯護人ノ立會ヲモ要セサルモノトス

三五	三	三五	三五	三五
一〇	四	二〇	九	九
四	五	一	六	四

○裁判所ハ公判ノ開廷前證人ノ喚問ヲ決定シ受命判事又ハ受託判事ヲシテ其訊問ヲ爲サシムルコトヲ得ス然レトモ一旦公判ニ於テ證人ノ喚問ヲ決定シタルトキハ裁判所ハ此決定ヲ執行スルニ付キ必要ナル一切ノ手續ハ公判ノ内外ヲ問ハス職權ヲ以テ之ヲ爲スヘキモノトス

○公判ニ於テ自ラ證人又ハ參考人ノ訊問ヲ爲サス他ニ囑託シテ之カ訊問ヲ爲サシムル決定ヲ爲スニ當リテハ必ス其囑託スヘキ裁判所ヲモ指示スヘシトノ規定アルコトナシ

○辯護人ニ對シ呼出狀ノ送達ト出頭トノ間ニ二日ノ猶豫ヲ與ヘス且其出廷ナキニ拘ハラヌ公判ヲ開キ記錄取寄ノ決定ヲ爲シタルハ違法ナリ然レトモ其後公判ヲ開クニ當リ判事ニ異動アリタル爲メ審理ヲ更新シ既ニ取寄セアリタル該記錄ハ之ヲ被告ニ示シ其豫審調書ハ之ヲ朗讀シタル以上ハ其證據調ハ違法ニ非ス

○公判裁判所カ證據調ノ申請ヲ受ケタル以上ハ之ニ對シ相當ノ裁判ヲ與フルノ職責ヲ生シ其職責ハ部員變更ノ爲メ消滅スルモノニ非ス從テ部員變更ノ爲メ審理ヲ更新シタル場合ト雖モ其更新前ニ受ケタル申請ニ對シ決定ヲ與ヘサルヘカラス

(同主旨)

三六	三六	三五	三六	三六
二五	九	二〇	九	九
五	二	一	六	四

理ヲ爲シ後ニ判決ヲ經ヘキ犯罪ハ先ニ判決ヲ經タル犯罪ノ餘罪トシテ
順次ニ刑法第百二條ヲ適用處斷スルカ二者必ス其一ニ出テサルヘカラ
ネ

○判決ノ言渡ニ際シ判事ニ更代アルモ審理手續ヲ更新スヘキモノニ非ス

○裁判所カ請求ノ原因ニ付キ既ニ辯論ヲ終結シタル後引續キ數額ニ付テ
審理アラントコトヲ申請スルハ辯論ノ再開ヲ求ムルニ外ナラス故ニ此申
請ニ對シ何等ノ決定ヲ與ヘスシテ直ニ本案ノ判決ヲ爲スモ違法ニ非ス

○證人呼出ノ決定ハ其呼出前必スシモ法廷ニ於テ言渡ヲ爲スコトヲ要セ
ス故ニ法廷ニ於テ特ニ呼出決定ノ言渡ヲ爲ササリシトテ之カ決定ナカ
リシモノト云フヲ得ス

○同一裁判所カ二个以上ノ事件ニ付キ共ニ管轄權ヲ有スル場合ニ於テ被
告人カ彼此同一人ナルトキ若クハ公訴ノ事實カ同一又ハ互ニ牽連シタ
ル關係ヲ有スルトキハ裁判所ハ其審理ヲ併合シ得ルモノトス

(同三三)

事件ノ併合審理ハ承審官ノ職權ニ屬ス

被告事件異ナルトキト雖モ事件ニシテ相牽聯シ若クハ同一ノ被告人ニ對スルモノナルトキハ
之ヲ併合シテ審理スルト否トハ裁判所ノ職權ニ屬ス

縱令事件ハ異ナル場合ト雖モ其事實互ニ相牽聯スル所アリテ之ヲ併合シテ審理スルヲ便宜ナ

三六	三六	三七	三七	三六	三六
二八七	二八七	二八二	二八二	二八二	二八二
二六〇九	二六〇九	二六四	二六四	二六四	二六四
二七	二七	二七	二七	二七	二七
二二	二二	二二	二二	二二	二二
三	三	三	三	三	三

リト認ムルトキハ裁判所ハ之カ併合審理ヲ遂クルモ違法ニ非ス

○公判裁判所ニ於テ受理シタル附帶控訴ハ部員變更ノ爲メニ消滅スルモ
ノニ非ス從テ部員變更ノ爲メ審理ヲ更新シタル場合ニ於テモ其附帶控
訴ニ付キ審理判決ヲ爲スヘキハ當然ナリ

○公訴ニ關スル公判裁判所ノ構成ト私訴ニ關スル該裁判所ノ構成トハ同
一ノ判事ヲ以テスルコトヲ要セス

○單ニ勸商場ト記載シ其場ノ模様ニ付キ別ニ何等ノ記載ナキ以上ハ之ヲ
一種ノ建造物ト解スヘキハ當然ナリ

○公判裁判所カ判決ノ基本トナルヘキ事實ノ審理ヲ終了シ其審理ニ基キ
判決ヲ評決シ將ニ之ヲ言渡サントスルニ方リ辯護人ヨリ辯論再開ノ申
請ヲ爲シ裁判所ニ於テ之ヲ却下スルカ如キハ其判決ノ基本タルヘキ審
理手續ニ非サルハ勿論毫モ該判決ニ影響スル所ナキヲ以テ縱令此際判
事ニ異動アリタレハトテ之カ爲メニ審理ヲ更新スルノ要ナシ

○證人喚問ノ決定ニ依リ呼出サレタル者ニ對シ其決定ヲ取消スコトナク
直ニ鑑定ヲ命スルハ不法ナリ

○被告人カ公判前證人喚問ヲ請求シタル場合ト雖モ反證提出ノ告知ニ對
シテ何等ノ申立ヲ爲ササルトキハ其申請ヲ拋棄シタルモノトス從テ該

三八〇	三八〇	三八三	三八三	三八三	三八三
八三	八三	八三	八三	八三	八三
八六〇	八六〇	八六〇	八六〇	八六〇	八六〇
三七	三七	三七	三七	三七	三七
三	三	三	三	三	三

○證據調ノ請求ニ對シ決定ヲ爲ササルモ違法ニ非ス
 ○損害賠償ノ訴ニ關シテハ損害ノ發生及ヒ其程度ハ證據ニ依リ之ヲ確定スルコトヲ要スト雖モ被害者ニ給付スヘキ數額ノ多少即チ評價ノ點ノミニ付テハ裁判所ノ自由ナル心證ヲ以テ之ヲ評定シ得ヘキモノトス
 ○受託裁判所ニ於ケル證人訊問ハ公判ノ證據調ヲ準備スルモノニ過キサレハ被告並ニ辯護人ヲシテ之ニ立會ハシムルノ要ナシ

(同五三)

刑事訴訟法中受命判事又ハ受託判事カ證據調ヲ爲スニ當リ其期日ヲ訴訟關係人ニ通知シテ之ニ立會ヲ爲サシムヘキ特別ノ規定アルコトナシ從テ其通知ヲ爲ササルモ不法ニ非ス
 受託判事ニ於テ證人又ハ參考人ヲ訊問スルニハ被告人又ハ辯護人ヲ立會ハシムヘキモノニ非ス

○裁判所ニ於テ辯論再開ノ決定ヲ爲シタルトキハ被告事件ハ辯論終結前ノ程度ニ復シ仍ホ審理中ノ狀態ニ在ルヲ以テ縱令再開廷前ニ證據調ヲ爲サシムルモ之ヲ以テ公判審理ノ定則ニ背反シタルモノト云フヲ得ス
 ○鑑定人ノ選任ハ公判裁判所ノ職權ニ屬スルヲ以テ一旦選任シタル鑑定人ヲ不適當ト認ムルトキ又ハ其鑑定人カ正當ノ理由ニ因リ出頭スル能ハサルトキ等ニ於テハ更ニ他ノ者ヲ選任シ得ルハ勿論ナリ而シテ此場合ニハ前選任ノ決定ハ自然消滅ニ歸スヘキモノトス

三七	三七	三七	三七	三七	三七
三五	三五	三五	三五	三五	三五
三六	三六	三六	三六	三六	三六
三九	三九	三九	三九	三九	三九
四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇
四九	四九	四九	四九	四九	四九
五九	五九	五九	五九	五九	五九
八七	八七	八七	八七	八七	八七
八四	八四	八四	八四	八四	八四
九五	九五	九五	九五	九五	九五
一一三	一一三	一一三	一一三	一一三	一一三
一二三	一二三	一二三	一二三	一二三	一二三

○檢事カ或所爲ヲ詐欺破産罪トシテ起訴シタル場合ニ第一審ニ於テハ無罪ヲ言渡シ控訴審ニ在テハ全部審理ノ結果其控訴アリタル事實ノ一部ヲ有罪ト認ムルトキハ該部分ニ付キ判決ヲ下スヲ以テ足レリトシ他ノ罪ヲ成サスト認メタル部分ニ對シテハ特ニ無罪ヲ言渡スコトヲ要セス
 ○證人訊問ノ囑託ヲ受ケタル裁判所カ其證人ニ對シ呼出狀ヲ發シタルモ所在不明ニシテ之ヲ送達スルコト能ハサルトキハ其證據決定ノ效力自ラ消滅シタルモノナレハ更ニ之ヲ取消スノ要ナシ

○被告事件ヲ公判ニ付スル豫審終結決定ニシテ一旦確定シタル以上ハ公判裁判所ニ其事件ヲ審判スヘキ職責ヲ生スルモノニシテ縱令終結決定ノ手續ニ不當ノ點アルモ之ヲ以テ事件ノ受理ヲ拒ムノ權ナシ

(同五三)

豫審終結決定ニ瑕疵アルモ其確定後ニ至リ裁判所ニ於テ之ヲ受理スルハ不法ニ非ス
 豫審ノ手續ニシテ缺點アルモ正當ノ起訴アルトキハ之ヲ受理シテ審判セサルヘカラス
 豫審終結決定書ニシテ官署ノ押印ヲ缺キタルモ形式上其決定既ニ確定シタル以上ハ公判ニ於テ其事件ヲ受理シテ審判セシハ不法ニ非ス
 豫審終結決定書ニ所屬官署ノ捺印ヲ缺クモ其決定ニシテ形式上確定シタル以上ハ第一審ニ於テ之ヲ受理審判スルハ相當ナリトス
 豫審處分ニ不法ノ點アルモ確定シタル豫審終結決定ニ依リ事件ヲ受理スルハ不法ニ非ス

三七	三七	三七	三七	三七	三七
二九	二九	二九	二九	二九	二九
二八	二八	二八	二八	二八	二八
二五	二五	二五	二五	二五	二五
一八	一八	一八	一八	一八	一八
一六	一六	一六	一六	一六	一六
一五	一五	一五	一五	一五	一五
一四	一四	一四	一四	一四	一四
一三	一三	一三	一三	一三	一三
一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇
〇九	〇九	〇九	〇九	〇九	〇九
〇八	〇八	〇八	〇八	〇八	〇八
〇七	〇七	〇七	〇七	〇七	〇七
〇六	〇六	〇六	〇六	〇六	〇六
〇五	〇五	〇五	〇五	〇五	〇五
〇四	〇四	〇四	〇四	〇四	〇四
〇三	〇三	〇三	〇三	〇三	〇三
〇二	〇二	〇二	〇二	〇二	〇二
〇一	〇一	〇一	〇一	〇一	〇一

○特許權侵害ニ關スル民刑訴訟ノ進行中特許無効ノ訴カ特許局ニ提起セラレタルトキハ通常裁判所ハ其訴訟ヲ中止シ特許局審判ノ結了ヲ待テ裁判ヲ爲ササルヘカラス

三七

一六七九

○證人囑託訊問ノ決定ヲ爲シ管轄區裁判所判事ニ囑託シテ其訊問ヲ行ハシメ訊問調書ノ送付ヲ受ケタル以上ハ縱令該調書ノ作成ニ付キ違法ノ點アルモ其證據決定ハ完全ニ執行セラレタルモノトス

三七

一六八九

○他人ニ一ノ非行アリト誣告スルモ將タ二以上ノ非行アリト誣告スルモ其犯罪ハ一箇ニシテ唯内容範圍ヲ同ウセサルニ過キス從テ誣告事件ヲ受理シタル公判裁判所ハ事實審理ノ結果其誣告ノ範圍ヲ伸縮スルコトアルヘキハ當然ニシテ豫審請求書又ハ豫審終結決定書ノ摘示ニ拘束セラレヘキモノニ非ス

三七

一七四八

○立木ヲ盜伐シタル者ニ對シ損害ノ賠償ヲ命スルニハ盜伐ノ爲メ被害者ニ及ホシタル損害ノ有無及ヒ損害額ヲ判定スレハ足ルモノニシテ被害者ニ還付スヘキ材木ノ價格カ増加シタルヤ否ヤノ如キハ之ヲ判定スルノ要ナシ

三七

一九七三

○裁判所ニ於テ必要ナル場合ニ事件ヲ分離審判スルコトハ法律ノ禁止セサル所ニシテ又之ヲ分離スルニ付キ決定ヲ要スヘキ旨ノ規定ナケレハ

縦合決定ヲ爲サスシテ事件ヲ分離スルモ不法ニ非ス

(同主旨)

三七

二〇五七

被告事件ノ分離併合ニ付テハ裁判所ノ權限ニ制限ヲ設ケタル特別規定ナケレハ裁判所カ同一人ニ對シ同時ニ繫屬セル數箇ノ被告事件ニ付キ各別ニ審理判決シタリトテ訴訟手續ニ違背セルモノト云フヲ得ス

三七

一七八五

○裁判所カ檢事ノ請求ニ基キ證據調ノ決定ヲ爲シタル場合ト雖モ既ニ其必要ヲ認メテ決定ヲ言渡シタル以上ハ檢事ニ於テ請求ヲ拋棄セルト否トヲ論セス其決定ヲ執行スヘキハ當然ナリ

三七

二二五五

○裁判長カ重罪事件ニ付キ辯護人ヲ選任シタル後被告自ラ辯護人ヲ選定シ之ヲ届出テタル場合ニ裁判所ニ於テ其選任取消ノ手續ヲ爲ササルハ穩當ナラサレトモ之カ爲メ被告ノ辯護權ヲ侵害スルコトナケレハ其訴訟手續ヲ目シテ不法ナリト云フヲ得ス

三七

二二七三

○裁判所ノ決定命令ハ部員異動ノ爲メ審理手續ヲ更新シタルトキト雖モ尙ホ其效力ヲ保有スヘキハ當然ナリ故ニ裁判所ニ於テ一旦證人喚問ノ決定ヲ爲シタルトキハ審理更新ノ後ニ於テモ亦其執行ヲ爲ササルヘカラス

三七

二二七五

(同主旨)

審理更新前ニ爲シタル證據調ノ決定ハ其更新ニ依リ消滅スルモノニ非ス從テ第一回公判ニ於テ爲シタル證人喚問ノ決定ニ基キ第二回公判ニ於テ其證人ノ取調ヲ爲シタルハ當然ノ措置ナリトス

審理更新前ニ爲シタル證據調ノ決定ハ審理更新ノ爲メ其效力ヲ消滅スルモノニ非ス從テ更新後更ニ決定ヲ爲サスシテ更新前ノ決定ニ基キ證據調ヲ爲シタルハ相當ナリ

裁判所力與ヘタル決定ハ之ヲ取消ササル以上ハ縱令部長ニ異動アルモ依然其效力ヲ保有シ裁判所ヲ羈束スルモノトス從テ部長異動ノ爲メ審理ヲ更新シタル場合ト雖モ前公判ニ於ケル決定ニ基キ證據調ヲ爲スヘキハ當然ナリ

○受命判事ノ爲スヘキ證人訊問ノ期日ハ之ヲ辯護人ニ告知スルノ要ナキモノトス故ニ縱令之ヲ告知セサルモ其訊問調書ヲ目シテ無効ナリト云フヲ得ス

○證人ノ住所ニ臨ミ訊問ヲ爲スヘキコトヲ決定シタル場合ニ當該裁判官全員出張シテ其訊問ヲ爲スト受命判事一名ヲシテ之ヲ爲サシムルトハ裁判所自ラ適宜ニ決定シ得ヘキ所ナリトス而シテ其決定ノ如キハ必スシモ公廷ニ於テ之ヲ宣言スルノ要ナシ

○訴訟記録トハ訴訟ニ關スル一切ノ記録ヲ包含スルモノニシテ必スシモ法律ノ規定ニ從ヒ作成シタルモノニ限ルニ非ス

○判決ノ確定力ハ其判決ヲ受ケタル者ヲ羈束スルニ止マリ第三者ニ對シ

三五	六
三五	九七
三七	三七
三七	二四〇六
三七	二四〇六
三七	二

テ何等ノ效力ヲ及ボササルハ勿論縱令共同被告人ノ一人ニ對スル有罪ノ判決確定スルモノ之ニ基キ他ノ共同被告人ニ對シテ有罪ノ推定ヲ下スコトヲ得ス

○國語ニ通セサル被告人ニ對シテハ判決言渡ノ場合ト雖モ通事ヲ附スヘキモノトス

○隱居及ヒ家督相續ニ付キ不實ノ届出ヲ爲シ不動産ノ所有名義ヲ書換ヘタル場合ニ於テ被害者ノ請求アルトキハ裁判所ハ隱居並ニ家督相續登記ノ取消ヲ待ツコトナク直ニ不動産取得ノ登記抹消ヲ命スルコトヲ得

○公判ノ再開ハ裁判所ノ職權ヲ以テ決定シ得ヘク訴訟關係人ノ申請ニ因リテ決定スルコトヲ要スルモノニ非ス從テ其職權行動ノ原由カ公廷ニ現ハレサル辯護人ノ申請ニ在リトスルモ之カ爲メ再開ノ決定ニ何等ノ影響ヲ及ボスコトナシ

○公判期日ハ訴訟關係人カ出頭スヘキ時刻ヲ過クレハ直ニ經過シタルモノト云フヲ得ス從テ同日中其時刻ノ後ニ開廷スルハ新时期日ニ非サルヲ以テ呼出ヲ受ケタル辯護人出廷セサル以上ハ其闕席ノ儘審理ヲ爲スモ違法ニ非ス

○苟クモ被告ニ對シ一應證人調書ヲ讀聞ケ其辯解ヲ求メタル以上ハ爾後

三六	一四
三六	三六
三六	四三
三六	三六
三六	一四
三六	七四九

審理更新ノ際再ヒ之ヲ朗讀スルト否トハ裁判所ノ職權ニ屬スルモノト
ス從テ該調書ヲ證據ニ採用セサル限リハ縱令朗讀ヲ爲ササルモ不法ニ
非ス

三六

七六七

○裁判所カ辯護人及ヒ被告人ノ請求シタル證人全體ニ付キ訊問ノ必要ア
ルヤ否ヤヲ審査シ其中數名ヲ訊問シ他ハ悉ク訊問セサルヘキコトヲ評
決シタル場合ニ於テハ縱令其決定ニ訊問ヲ爲ササル證人ノ氏名ヲ擧ケ
サルモ違法ニ非ス

三六

七七七

○裁判所カ辯護人ヨリ印影ノ鑑定及ヒ證人喚問ノ申請ヲ受ケタル場合ニ
於テ證人喚問ノ申請ノミニ付キ決定ヲ與ヘタルハ違法ナリ

三六

七九〇

○公訴ニ附帶スル私訴事件ニ付キ囑託ニ依リ證人ヲ訊問スル場合ニ於テ
ハ當事者ニ對シ其證據調ノ期日ヲ通知セサルモ違法ニ非ス

三六

一〇八

○證人訊問ノ決定ヲ爲シ其訊問ヲ遂ケタルトキハ該決定ハ既ニ執行セラ
レタルモノトス而シテ其裁判所カ自ラ之ヲ訊問スルト他ノ裁判所ニ訊
問ヲ囑託スルトハ便宜ニ從ヒテ隨意ニ定メ得ヘキ事項ニ屬ス

三六

七三

○重罪事件ニ付キ裁判長カ辯護人ヲ選定シタル後被告人ニ於テ辯護人ヲ
自選スルモ之カ爲メニ官選辯護人ノ辯護權ハ當然消滅スヘキモノニ非
ス

三六

八

○公開セサル公判ハ全然違法ナリトス從テ其公判ニ於ケル被告ノ供述ハ
之ヲ罪證ニ供スルコトヲ得ス

三九

二四八

○證據調ノ違法ハ之ニ依テ成立シタル證據ヲ違法ト爲スニ止マリ審理全
體ノ瑕瑾ヲ惹起スルモノニ非ス

三九

四二五

○公判裁判所カ證人ヲ訊問スルニ當リ辯護人ヲ呼出ササルハ違法ノ處措
ナリトス從テ其證言ハ之ヲ罪證ニ供スルコトヲ得ス

三九

四九一

○裁判所カ公判期日ヲ定メ訴訟關係人ニ對シテ適法ニ呼出狀ヲ發シタル
以上ハ爾後被告ニ於テ辯護人ヲ選定スルモ其呼出ノ爲メ特ニ公判ヲ延
期スルノ義務ナキヲ以テ被告自ラ之ヲ出廷セシムヘキハ當然ナリ

三九

五三三

○起訴及ヒ豫審終結決定書ニ包含シタル事實關係ノ全部ハ即チ公訴事實
ニシテ裁判所ニ於テ審理判決スヘキ範圍ニ屬シ檢事若クハ豫審判事カ
其事實關係中ノ一部ヲ犯罪ト認メ他ノ部分ヲ犯罪ト認メサリシカ如キ
事實上ノ觀察ハ裁判所ヲ羈束スヘキモノニ非ス

三九

六三

(同五三)

訴名ヲ以テ審判ノ範圍ヲ定ムヘキモノニ非ス

二六

一三

裁判所ニ於テ受理スヘキ被告事件ハ其訴名ニ拘束セラルヘキモノニ非ス從テ公訴ノ基本タル
事實以外ニ涉ラサル限リハ審理ノ末更ニ相當ノ罪名ノ下ニ判決ヲ爲スハ事實裁判所ノ職權ニ
屬ス

三六

一四八九

- 實地臨檢ノ場所ニ於テ鑑定ヲ命スルカ如キハ臨檢處分上必要ノ所爲ナルヲ以テ臨檢ノ決定中ニ當然包含セルモノトス
- 豫審判事又ハ公判裁判所カ其裁判所ニ於テ管轄權ヲ有スル別異ノ被告事件ヲ併合スルコトヲ必要又ハ有益ト認メタルトキハ其所信ニ從ヒ併合審理ヲ爲スコトヲ得而シテ其事件ノ重罪事件ナルト將タ輕罪事件ナルトハ之ヲ區別スルノ要ナシ
- 事實裁判所カ事實發見ノ爲メ證據調ノ必要ヲ認ムルトキハ職權ヲ以テ之ヲ爲スコトヲ得而シテ其證據決定ハ形式上之ヲ法廷ニ於テ言渡シ又ハ書面ヲ以テ之ヲ當事者ニ送達告知スルコトヲ要セス
- 裁判所カ一旦審理ヲ終結シタル後其再開ノ必要ヲ認ムルトキハ職權ヲ以テ何時ニテモ之ヲ再開シ得ルモノトス而シテ其再開ヲ爲スニ付テハ別ニ形式上決定ヲ言渡スヘキ旨ノ法規アルコトナシ
- 被告事件ノ審理ヲ密行シ傍聽ヲ禁止スルハ例外ノ手續ニ屬スルヲ以テ傍聽禁止ノ必要アルトキハ公判開廷毎ニ其言渡ヲ爲スコトヲ要ス
- 證據調ノ申請ハ公廷ニ於テ之ヲ爲スニ非サレハ其效ナシ故ニ公判開廷前書面ヲ以テ證人ノ喚問ヲ申請スルモ之ニ對シ決定ヲ與フルノ要ナキモノトス

三九	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇
九三	七四	二六〇	二六〇	二六〇	二五五

〔第七十六條〕

- 司法官試補ニシテ檢事代理トナリ地方裁判所ノ公判ニ立會ヒタトルキハ其公判ハ正當ナル檢事ノ干與ナキモノナレハ裁判所ノ構成ニ瑕瑾アルモノトス從テ其公廷ニ於ケル證人ノ供述ヲ以テ斷罪ノ資料ニ供スルヲ得ス
- 公訴ニ附帶スル私訴ノ審判ハ公判ノ一部ナリ從テ其之ヲ審判スルニ當リ檢事ノ立會ナキトキハ其公判ハ判決裁判所ヲ構成セサル不法アリ

〔第七十七條〕

- 被告人ノ身體ヲ拘束シテ審理シタル裁判ハ不法ナリ

(同左)

公廷ニ於テ被告人ノ身體ヲ拘束スルハ法律ノ許ササル所ナリ而シテ如此背法ナル審理ニ基ケル被告人ノ供述ハ法律上證據力ヲ有セス

- 罰金ニ該ルヘキ輕罪事件ニ付テハ公判始末書ニ被告ノ身體ニ拘束ヲ受ケタルコトヲキ旨ノ記載ヲ要スヘキモノニ非ス
- 被告ニシテ保釋中ノ者ナルトキハ公判始末書ニ特別ノ記載ナキ以上ハ公判廷ニ於テモ拘束ヲ受ケサリシモノナルコト明カナリトス
- 一通ノ公判始末書ノ冒頭ニ被告人身體ノ拘束ヲ受クルコトヲ出廷シ

二九	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇
三	二	二	二	二	二
五四	二〇	八二	七二	六	六

タル旨ノ記載アル以上ハ縦令開廷ハ數回ニ涉ルトキト雖モ其記載ハ全體ニ通スルモノトス

○公廷ニ設備セル箱ハ公廷取締ノ爲メ被告人ニ一定ノ席ヲ與ヘタルモノナリトス從テ被告人ノ身體ヲ拘束シタルモノニ非ス

〔第七十八條〕

○刑事訴訟法第七十八條ハ禁錮以上ノ刑ニ該ルヘキ事件ニ付キ何時ニテモ被告人ヲ勾引スルノ職權ヲ公判裁判所ニ認許シ其行使ニ付テ何等ノ制限ヲ設クルコトナシ故ニ裁判所ハ自由ナル心證ヲ以テ被告人ヲ勾引スルノ必要アルヤ否ヤヲ判斷シ其意見ニ從ヒテ行動スルノ全權ヲ有ス

〔第七十九條〕

○公判廷ニ於ケル證人訊問ハ公判審理ノ一部ナリトス從テ被告人及ヒ辯護人ノ申請ヲ容レ延期ヲ聽許シタル爲メ辯護人ノ出廷ナキニ拘ハラズ證人ヲ訊問シタルハ失當タルヲ免レス

○辯護人トシテ出廷シ被告ノ爲メニ辯論ヲ爲スニ當リ被告ヨリ何等ノ異議ヲ主張セザリシ場合ニ在テハ其届出ナキ場合ト雖モ被告ハ其辯護人ノ立會ヲ承諾シタルモノト認ム

三五	三五	三七	三五	三五
五	四		二	二〇
二五	三四	六	三〇	三六

〔第七十九條〕

○被告人闕席シタリトテ辯護人ヲ以テ辯護スルノ權利ヲモ拋棄シタルモノニ非ス從テ苟クモ辯護人ヲ選定シアル以上ハ辯護人ヲ呼出サスシテ審理ヲ爲スヲ得ス

○辯護人ノ選任ハ裁判長ノ職權ヲ以テスル場合ノ外被告人ノ意思ニ任スルモノトス從テ被告人ノ意思ニ拘ハラズ辯護人ノ單獨意思ヲ以テ辯護ヲ爲スコトヲ得ス

○刑事訴訟法第七十九條第一項ノ「辯論」ナル語ハ被告ニ對スル事實ノ審問證據調事實並ニ法律ニ關スル辯論等公判ノ審理中ニ爲ス訴訟手續ノミヲ包含スル狹義ノ辯論ヲ意味ス從テ公判審理後ニ爲ス判決言渡ハ其中ニ包含セサルモノトス

○辯護ノ委任ニ付テハ別ニ一定ノ形式ヲ要スヘキ規定ナケレハ苟クモ辯護人及ヒ被告ノ間ニ其合意存在スル以上ハ有效ニ委任ト受任トノ關係ヲ生シタルモノトス

〔第七十九條ノ二〕

○辯護人選定届ニ被告人ノ捺印ナキモノハ適式ノ辯護届ニ非ス
○官選辯護人ニシテ疾病其他ノ事故ニ依リ出廷スルコト能ハサル場合ニ於テハ他ノ辯護士ニ代理ヲ委任スルコトヲ得而シテ其代理ヲ聽許スル

三五	三	三	三	三
一〇	二	二	二	二
三九	六八九	二〇七	八三五	